第18回教育委員会定例会　案件表

○日　時

令和7年9月19日(金)　　午前10時00分から

○議　題

１　議　案

(1) 議案第32号　「練馬区教育委員会における練馬区施設予約システムの利用に関する規則」の制定　（資料１）

(2) 議案第33号　練馬区立学校教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則　（資料２）

(3) 議案第34号　練馬区立青少年館条例施行規則の一部を改正する規則　（資料３）

２　陳　情

(1) 令和6年陳情第4号　教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

３　協　議

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

(2) 令和７年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価について〔継続審議〕

４　報　告

(1) 教育長報告

① 練馬区版総合戦略 重要業績評価指標(KPI)および第３次みどりの風吹くまちアクションプラン[年度別取組計画]の令和６年度末の進捗状況について　（参考資料１・２）

② 第２期練馬区子ども・子育て支援事業計画の実施状況（令和６年度）について　（資料４）

③ 令和７年第三回練馬区議会定例会提出議案について　（資料５）

④ 食材価格の上昇に伴う区立小中学校の学校給食における対応について　（資料６）

⑤ 練馬区立美術館・貫井図書館の再整備について　（資料７）

⑥ 練馬こども園の認定について　（資料８）

⑦ 民設子育てのひろばの開設について　（資料９）

⑧ ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の充実について　（資料10）

⑨ その他

資　料　1

議案第３２号

「練馬区教育委員会における練馬区施設予約システムの利用に関する規則」の制定

上記の議案を提出する。

令和７年９月１９日

提出者　教育長　　三　浦　康　彰

「練馬区教育委員会における練馬区施設予約システムの利用に関する規則」の制定

このことについて、別紙のとおり制定するものとする。

令 和 7 年 9 月19日
教育振興部教育総務課

「練馬区教育委員会における練馬区施設予約システムの利用に関する規則」の制定

1　制定の理由

これまで、教育委員会施設の予約・利用手続においては、区立施設と同様に公共施設予約システムにより運用している。

この度、機器の老朽更新に合わせ、新たな予約システムとして練馬区施設予約システムを導入することとなったため、教育委員会施設においても練馬区施設予約システムによる運用へ移行する。

ついては、必要となる事項を定める規則を制定する。

2　制定の内容

別紙のとおり

3　施行期日

令和７年10月１日

ただし、つぎの各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第３条第１項第２号から第６号までおよび第16条から第19条までの規定
令和８年１月１日

⑵　次項の規定　令和８年７月１日

(練馬区教育委員会施設予約システムの利用に関する規則の廃止)

練馬区教育委員会施設予約システムの利用に関する規則（平成21年３月練馬区教育委員会規則第８号）は、廃止する。

別　　紙

練馬区教育委員会における練馬区施設予約システムの利用に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、練馬区教育委員会における練馬区施設予約システム（以下「予約システム」という。）の運用および利用の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　施設　別表第１および別表第２に掲げる施設をいう。

⑵　予約システム　施設の予約の申込みおよび取消し等に関する事務を処理する電子情報処理組織（練馬区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年10月練馬区条例第47号）第３条第１項および第４条第１項に規定する電子情報処理組織をいう。）をいう。

⑶　利用者登録　第７条に規定する利用登録（更新）申請書の記載事項を練馬区（以下「区」という。）の使用に係る電子計算機に登録することをいう。

（予約システムが提供するサービス等）

第３条　予約システムは、つぎに掲げるサービスを提供するものとする。

⑴　利用者登録および利用者登録の廃止ならびに利用者登録に係る事項の変更および確認

⑵　施設の予約状況等の案内

⑶　施設の利用の予約に係る抽選の申込みおよび抽選結果の案内

⑷　施設の利用の予約に関する申込みおよびその内容の確認

⑸　施設の利用の予約の取消し

⑹　備付器具または付帯設備の利用の申請、変更または取消し

２　前項のサービスの利用は、つぎに掲げる方法によるものとする。

⑴　インターネットを利用する方法

⑵　利用者端末（施設に設置している予約システム専用機器をいう。）を利用する方法

（サービスの利用時間）

第４条　前条第１項のサービスを利用することができる時間は、保守点検等により予約システムを休止する時間を除き、午前零時から午後12時までとする。

２　前項の規定にかかわらず、前条第２項第２号に規定する方法による場合は、各施設の開館時間とする。

３　練馬区教育委員会（以下「委員会」という。）は、特に必要があると認めるときは、前２項の利用時間を変更することができる。

（利用者登録）

第５条　予約システムを利用しようとする個人または団体は、あらかじめ利用者登録を受けなければならない。

（利用者登録の資格等）

第６条　利用者登録を受けることができる個人は、15歳以上の者（中学生を除く。以下同じ。）とする。ただし、委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。

２　利用者登録を受けることができる団体は、その代表者が15歳以上の者である団体とする。

３　前項の規定にかかわらず、利用者登録を受けようとする団体は、利用種目と代表者が重複している他の団体が既に利用者登録をしているときは、利用者登録を受けることができない。

（利用者登録の申請）

第７条　利用者登録を受けようとする者は、練馬区施設予約システムの利用に関する規則（令和７年９月練馬区規則第__号。以下「練馬区規則」という。）に定める練馬区施設予約システム利用者登録（更新）申請書により委員会に申請しなければならない。

（審査）

第８条　委員会は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、

利用者登録の資格を有すると認めるときは、利用者登録を行い、予約システムにより通知するものとする。ただし、別表第２に掲げる施設において、利用者登録を受けようとする団体の構成員と他の利用者登録をした団体の構成員が重複し、利用種目が同一であるときは、利用者登録を行わないことができる。

（利用者登録の有効期間）

第９条　利用者登録の有効期間は、当該利用者登録を受けた日から起算して３年とし、更新することができるものとする。

（登録情報）

第10条　委員会は、第８条の規定により利用者登録を行った団体の代表者および連絡者（当該団体の構成員として、施設との連絡・調整を担う窓口となる個人をいう。以下「登録者」という。）に、予約システムの団体専用ウェブページのログイン情報（団体が予約管理を行うための専用ウェブページにアクセスするための情報をいう。以下同じ。）を付与する。

２　委員会は、登録者から希望があったときは、練馬区規則に定める練馬区施設予約システム登録カード（以下「登録カード」という。）を交付する。

（登録事項の変更等）

第11条　登録者は、利用者登録に係る事項に変更が生じたとき、利用者登録を廃止しようとするとき、登録カードを紛失したときまたは別表第３に掲げる区分に変更が生じたときは、練馬区規則に定める練馬区施設予約システム利用者登録変更・廃止届兼利用者登録カード紛失届により委員会に届け出なければならない。

（利用者登録の更新）

第12条　登録者が第９条の規定により利用者登録を更新しようとするときは、利用者登録の有効期間満了日の３か月前から練馬区施設予約システム利用者登録（更新）申請書により申請することができる。

（利用者登録の廃止）

第13条　委員会は、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、利用者登録を廃止するものとする。

⑴　登録者が、委員会に利用者登録の廃止の届出をしたとき。

⑵　登録者が、偽りまたは不正な手段により利用者登録を受けたことが判明したとき。

⑶　登録者が、この規則の規定またはこの規則に基づく委員会の指示に違反したとき。

⑷　登録者が、利用者登録の有効期間満了日までに、利用者登録の更新を行わなかったとき。

⑸　前各号に掲げるもののほか、予約システムの管理上必要があると認めたとき。

（登録カードの譲渡等の禁止）

第14条　登録者は、登録カードおよび団体専用ウェブページのログイン情報を他人に譲渡し、貸与し、または不正に使用してはならない。

（利用の制限）

第15条　委員会は、施設の利用の予約をした登録者が利用予定日の６日前から利用終了時間までの間に利用を取り消し、または変更（利用時間の延長を除く。）したときは、別に定めるところを除き、予約システムの利用を当該利用予定日の翌日から30日間制限することができる。

２　委員会は、施設の利用の予約をした登録者が利用終了時間までに利用の取消し手続をしないで施設の利用をしなかったときは、別に定めるところを除き、予約システムの利用を利用予定日の翌日から90日間制限することができる。

（抽選申込み）

第16条　登録者は、施設の利用を希望するときは、予約システムにより施設の利用に係る抽選に申し込むことができる。

２　前項に規定する抽選申込みの期間は、別表第３に掲げる区分に応じ別に定める。

３　同一団体または同一人における施設の利用に係る抽選の申込みができる枠数は、別に定めるものを除き、同一月に６枠を限度とする。

４　委員会は、第１項の規定による抽選申込みがあったときは、予約システムによる抽選を行い、利用予定者を決定するものとする。

（当選申込み等）

第17条　登録者は、前条第４項の規定により利用予定者となったときは、委員会が指定する期間内に予約システムによる当選申込み（申込みを確定させる手続をいう。以下同じ。）をするものとする。

２　前項の期間内に当選申込みをしないときは、利用の希望を取り下げたものとみなす。

３　第１項の当選申込みは、各施設の設置、管理および利用について定める条例等の相当規定によりなされた手続とみなす。

（随時申込み等）

第18条　登録者は、前条第１項の期間後に空き枠があるときは、委員会が指定する期間内に予約システムにより施設の利用を希望する旨を委員会に申し出ることができる。

２　委員会は、前項の規定による申出（以下「随時申込み」という。）があったときは、先着順により利用者を決定するものとする。

３　前２項の規定による手続は、各施設の設置、管理および利用について定める条例等の相当規定によりなされた手続とみなす。

（利用限度枠数）

第19条　当選申込みおよび随時申込みによる同一団体または同一人における施設の利用ができる枠数（以下「利用限度枠数」という。）は、別に定めるものを除き、同一月に12枠を限度とする。

２　利用限度枠数は、別に定めるものを除き、利用予定日の15日前まで適用する。

（指定管理者に関する読替え）

第20条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項に規定する指定管理者が管理を行う施設については、第７条、第８条、第10条、第11条、第13条および第15条から第18条までの規定の適用については、これらの規定中「委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

（委任）

第21条　この規則に定めるもののほか、予約システムの利用に関し必要な事項

は、委員会が別に定める。

付　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年10月１日から施行する。ただし、つぎの各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第３条第１項第２号から第６号までおよび第16条から第19条までの規定　令和８年１月１日

⑵　次項の規定　令和８年７月１日

（練馬区教育委員会施設予約システムの利用に関する規則の廃止）

２　練馬区教育委員会施設予約システムの利用に関する規則（平成21年３月練馬区教育委員会規則第８号）は、廃止する。

（経過措置）

３　この規則の規定は、令和８年７月１日以後の利用について適用する。

別表第１（第２条関係）

練馬区立学校教育支援センター条例（平成25年12月練馬区条例第72号）別表の１の表に規定する研修室および調理室
練馬区立図書館条例施行規則（平成５年３月練馬区教育委員会規則第６号）別表に規定する施設（展示コーナーを除く。）
練馬区立青少年館条例（昭和44年12月練馬区条例第35号）別表に規定する施設（駐車場を除く。）

別表第２（第２条、第８条関係）

練馬区立学校教育支援センター条例別表の１の表に規定する体育館および運動場

別表第３（第11条、第16条関係）

区分
構成員が10人以上で、そのうちの半数以上が、75歳以上の者かつ区の区域内（以下「区内」という。）に在住、在勤または在学の者である団体
構成員が10人以上で、そのうちの半数以上が、障害者かつ区内に在住、在勤または在学の者である団体
構成員が10人以上で、そのうちの半数以上が、65歳以上の者かつ区内に在住、在勤または在学の者である団体
構成員が10人以上で、そのうちの半数以上が、中学生以下の者かつ区内に在住、在勤または在学の者である団体
構成員が10人以上で、そのうちの半数以上が区内に在住、在勤または在学の者である団体
構成員が10人未満でそのうちの半数以上が区内に在住、在勤もしくは在学の者である団体または区内に在住、在勤もしくは在学の個人
上記のいずれにも該当しない団体および個人

資　料　2

議案第３３号

練馬区立学校教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和７年９月１９日

提出者　教育長　　三　浦　康　彰

練馬区立学校教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

練馬区立学校教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

練馬区立学校教育支援センター条例施行規則（平成26年１月練馬区教育委員会規則第１号）の一部をつぎのように改正する。

第４条第２項中「25日」を「18日」に改め、同条第３項をつぎのように改める。

３　前項の規定にかかわらず、研修室および調理室の利用または10人以上の団体による体育館および運動場の利用に係る利用申請書の提出期間は、別表第２のとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

第５条第１項中「利用者は、」のつぎに「前条第６項の規定により利用の承認を受けた」を加え、同条第２項中「変更承認書（第４号様式）または備付器具利用変更承認書（第４号様式の２）（書面により申請があった場合にあっては、利用変更承認書（第４号様式の３））」を「利用変更承認書（第４号様式）」に改める。

第７条中「別表第２」を「別表第３」に改める。

第８条第１項第１号中「区」を「練馬区（以下「区」という。）」に改め、同項第３号中「区内」を「区の区域内（以下「区内」という。）」に改める。

別表第２を別表第３とし、別表第１のつぎにつぎの１表を加える。

別表第２（第４条関係）

施設	利用者区分	提出期間
研修室１、研修室２および調理室	１　構成員が10人以上で、そのうちの半数以上が区内に在住、在勤または在学の者である団体	利用予定日の属する月の２月前の月の初日から利用予定日の前日まで
	２　構成員が10人未満でそのうちの半数以上が区内に在住、在勤もしくは在学の者	利用予定日の属する月の２月前の月の18日から利用予定日の前日まで

	である団体または区内に在住、在勤もしくは在学の個人	
	３　上記のいずれにも該当しない団体および個人	利用予定日の２週間前から利用予定日の前日まで
体育館および運動場	構成員の半数以上が区内に在住、在勤または在学の者である団体	利用予定日の属する月の２月前の月の初日から利用予定日の前日まで

備考　この表の提出期間の初日が休館日に当たるときは、その直後の開館日を当該期間の初日とし、提出期間の末日が休館日に当たるときは、その直前の開館日を当該期間の末日とする。

第２号様式の３をつぎのように改める。

第２号様式の３（第４条関係、第９条関係）

利用時は、必ずこの承認書を受付にご提示ください。
承認書を確認したのち、施設の鍵をお渡しします。

第　　号
年　　月　　日

練馬区立学校教育支援センター［利　用 / 使用料減額・免除］承認書

申請者（団体名）

氏　名

練馬区教育委員会

印

練馬区立学校教育支援センターの利用について、つぎのとおり承認します。

利用目的												利用人数	人
利用年月日	年　　月　　日（　　曜日）												
施設等＼時間帯	利用開始時間（1時間単位）												
研修室1	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:30	18:30	19:30	20:30	
研修室2	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:30	18:30	19:30	20:30	
研修室1＋2	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:30	18:30	19:30	20:30	
調理室	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:30	18:30	19:30	20:30	
備付器具	□音響機器・天井吊下型プロジェクター・電動昇降式スクリーン（　：　～　：　）												

体育館	1枠	2枠	3枠	4枠
	9:00～12:00	12:00～15:00	15:00～18:00	18:00～21:00

運動場	1枠	2枠	3枠（3月～11月）	3枠（12月～2月）
	9:00～12:00	12:00～15:00	15:00～18:00	15:00～17:00

使用料		
※　施設計　　円	※　備付器具計　　円	※　(A)合計　　円
※　減免の有無	有　（免　除　・　減額50%　）　無	
※　減免事由	練馬区立学校教育支援センター条例施行規則第8条第1項第　　号該当	
※　使用料＝領収金額（A×減免割合）	円	
※　備　考		

※印の欄は記入しないでください。

第４号様式をつぎのように改める。

第４号様式（第５条関係）

第　　号
年　　月　　日

練馬区立学校教育支援センター利用変更承認書

様

練馬区教育委員会
印

練馬区立学校教育支援センターの利用について、つぎのとおり利用の変更を承認します。

<table>
<tr><td rowspan="2">変更前</td><td>利用年月日</td><td>年　　月　　日（　　）</td><td>利用時間</td><td>時　　分～　時　　分</td></tr>
<tr><td>利用施設</td><td></td><td>備付器具</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">変更後</td><td>利用年月日</td><td>年　　月　　日（　　）</td><td>利用時間</td><td>時　　分～　時　　分</td></tr>
<tr><td>利用施設</td><td></td><td>備付器具</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">変更の理由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">納付済使用料</td><td>円</td><td>変更後の使用料</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2">過不足額</td><td colspan="3">不 足 額　　円
還 付 額　　円</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

第４号様式の２および第４号様式の３を削る。

付　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年５月１日から施行する。ただし、第２号様式の３の改正規定は、令和７年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の練馬区立学校教育支援センター条例施行規則第４条の規定、第５条の規定、第７条の規定、第８条の規定、別表第２の規定および別表第３の規定は、令和８年７月１日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

３　この規則の施行の際、この規則による改正前の練馬区立学校教育支援センター条例施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

参考資料

令　和　７　年　９　月　１９日
教育振興部学校教育支援センター

練馬区立学校教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

１　改正の理由および内容
　新しい施設予約システムの導入に合わせて、有料施設を利用しようとする場合の利用申請書の提出期間が変更されること等に伴い、所要の改正を行う。

２　施行期日
　令和８年５月１日。ただし、一部の規定は令和７年10月１日から施行する。

３　新旧対照表
　別紙のとおり

練馬区立学校教育支援センター条例施行規則新旧対照表

現　行	改正案
（利用の手続等） 第４条　［略］ ２　前項の規定による利用申請書の提出期間は、利用予定日の属する月の２月前の月の25日（その日が条例第５条第１項または第３項に規定する休館日（以下「休館日」という。）に当たるときは、その直後の開館日）から利用予定日の前日（その日が休館日に当たるときは、その直前の開館日）までとする。ただし、委員会は、特に公益上必要があると認めたときは、当該期間外においても、利用申請書を受け付けることができる。	（利用の手続等） 第４条　［略］ ２　前項の規定による利用申請書の提出期間は、利用予定日の属する月の２月前の月の18日（その日が条例第５条第１項または第３項に規定する休館日（以下「休館日」という。）に当たるときは、その直後の開館日）から利用予定日の前日（その日が休館日に当たるときは、その直前　の開館日）までとする。ただし、委員会は、特に公益上必要があると認めたときは、当該期間外においても、利用申請書を受け付けることができる。
３　前項の規定にかかわらず、10人以上の団体のうち、つぎに掲げる者の占める割合が半数以上のものの利用申請書の提出期間の始期は、利用予定日の属する月の２月前の月の初日（その日が休館日に当たるときは、その直後の開館日）とする。 ⑴　練馬区（以下「区」という。）の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者 ⑵　区内に存する事務所または事業所に勤務する者 ⑶　区内に存する学校に在学する者	３　前項の規定にかかわらず、研修室および調理室の利用または10人以上の団体による体育館および運動場の利用に係る利用申請書の提出期間は、別表第２のとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めたときは、この限りでない。
４～７　［略］ （利用の変更） 第５条　利用者は、有料施設等の利用を変更しようとするときは、利用変更申請書（第３号様式）に利用承認書を添えて委員会に提出し、その承認を受けなければならない。 ２　委員会は、前項の規定による申請について利用の変更を承認したときは、利用者に変更承認書（第４号様式）または備付器具利用変更承認書（第４号様式の２）	４～７　［略］ （利用の変更） 第５条　利用者は、前条６項の規定により承認を受けた有料施設等の利用を変更しようとするときは、利用変更申請書（第３号様式）に利用承認書を添えて委員会に提出し、その承認を受けなければならない。 ２　委員会は、前項の規定による申請について利用の変更を承認したときは、利用者に利用変更承認書（第４号様式）を交付するものとする。

（書面により申請があった場合にあっては、利用変更承認書（第４号様式の３））を交付するものとする。	
３・４　［略］	３・４　［略］
（備付器具の使用料の額） 第７条　条例第９条第２項に規定する備付器具の使用料は、別表第２のとおりとする。	（備付器具の使用料の額） 第７条　条例第９条第２項に規定する備付器具の使用料は、別表第３のとおりとする。
第８条　［略］ ⑴　区が主催し、または共催する事業で利用するとき。　免除 ⑶　区内の団体が行政への協力等の目的のために利用するとき。　免除	第８条　［略］ ⑴　練馬区（以下「区」という。）が主催し、または共催する事業で利用するとき。　免除 ⑶　区の区域内（以下「区内」という。）の団体が行政への協力等の目的のために利用するとき。　免除
付　則　［略］	付　則　［略］ 付　則 １　この規則は令和８年５月１日から施行する。ただし、第２号様式の３の改正規定は令和７年10月１日から施行する。 ２　この規則による改正後の練馬区立学校教育支援センター条例施行規則第４条の規定、第５条の規定、第７条の規定、第８条の規定、別表第２の規定および別表第３の規定は、令和８年７月１日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。 ３　この規則の施行の際、この規則による改正前の練馬区立学校教育支援センター条例施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。
［新設］ 別表第２　別紙のとおり	別表第２　別紙のとおり 別表第３　別紙のとおり

第２号様式の３　別紙のとおり	第２号様式の３　別紙のとおり
第４号様式　別紙のとおり	第４号様式　別紙のとおり
第４号様式の２　別紙のとおり	［削る］
第４号様式の３　別紙のとおり	［削る］

別表第２（第４条関係）

施設	利用者区分	提出期間
研修室１、研修室２および調理室	１　構成員が10人以上で、そのうちの半数以上が区内に在住、在勤または在学の者である団体	利用予定日の属する月の２月前の月の初日から利用予定日の前日まで
	２　構成員が10人未満でそのうちの半数以上が区内に在住、在勤もしくは在学の者である団体または区内に在住、在勤もしくは在学の個人	利用予定日の属する月の２月前の月の18日から利用予定日の前日まで
	３　上記のいずれにも該当しない団体および個人	利用予定日の２週間前から利用予定日の前日まで
体育館および運動場	構成員の半数以上が区内に在住、在勤または在学の者である団体	利用予定日の属する月の２月前の月の初日から利用予定日の前日まで

備考　この表の提出期間の初日が休館日に当たるときは、その直後の開館日を初日とし、提出期間の末日が休館日に当たるときは、その直前の開館日を末日とする。

改正前

第２号様式の３（第４条、第９条関係）

第　　号

年　　月　　日

練馬区立学校教育支援センター　［利　用／使用料減額・免除］　承認書

申請者（団体名）

氏　名　　様

練馬区教育委員会

印

練馬区立学校教育支援センターの利用について、つぎのとおり承認します。

利用目的												利用人数	人
利用年月日	年　　月　　日（　　曜日）												
施設等＼時間帯	利用開始時間（1時間単位）												
研修室1	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:30	18:30	19:30	20:30	
研修室2	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:30	18:30	19:30	20:30	
研修室1＋2	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:30	18:30	19:30	20:30	
調理室	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:30	18:30	19:30	20:30	
備付器具	□音響機器・天井吊下型プロジェクター・電動昇降式スクリーン(研修室1に設置) （　：　～　：　）												
体育館	1枠		2枠			3枠			4枠				
	9:00～12:00		12:00～15:00			15:00～18:00			18:00～21:00				
運動場	1枠		2枠			3枠(3月～11月)			3枠(12月～2月)				
	9:00～12:00		12:00～15:00			15:00～18:00			15:00～17:00				

使用料			
※　施設計　　円	※　備付器具計　　円	※　(A)合計　　円	
※　減免事由	練馬区立学校教育支援センター条例施行規則第8条第　項第　号該当	領収確認印	
※　減免の有無	有　（免　除　・　減額50%）　無		
※　使用料＝領収金額(A×減免割合)	円		
※　備　考			

※印の欄は記入しないでください。

改正後

第２号様式の３（第４条関係、第９条関係）

利用時は、必ずこの承認書を受付にご提示ください。
承認書を確認したのち、部屋の鍵をお渡しします。

第　　号
年　　月　　日

練馬区立学校教育支援センター［利　用／使用料減額・免除］承認書

申請者（団体名）

氏　名

練馬区教育委員会

印

練馬区立学校教育支援センターの利用について、つぎのとおり承認します。

利用目的												利用人数	人
利用年月日	年　　月　　日（　　曜日）												
施設等＼時間帯	利用開始時間（1時間単位）												
研修室1	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:30	18:30	19:30	20:30	
研修室2	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:30	18:30	19:30	20:30	
研修室1＋2	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:30	18:30	19:30	20:30	
調理室	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:30	18:30	19:30	20:30	
備付器具	□音響機器・天井吊下型プロジェクター・電動昇降式スクリーン（　：　～　：　）												

体育館	1枠	2枠	3枠	4枠
	9:00～12:00	12:00～15:00	15:00～18:00	18:00～21:00

運動場	1枠	2枠	3枠（3月～11月）	3枠（12月～2月）
	9:00～12:00	12:00～15:00	15:00～18:00	15:00～17:00

使用料			
※ 施設計　　円	※ 備付器具計　　円	※ （A）合計　　円	
※ 減免の有無	有　（免除　・　減額50%）　無		
※ 減免事由	練馬区立学校教育支援センター条例施行規則第8条第1項第　　号該当		
※ 使用料＝領収金額（A×減免割合）	円		
※ 備　考			

※印の欄は記入しないでください。

改正前

第4号様式(第5条関係)

練馬区立学校教育支援センター変更承認書

年　月　日

様

練馬区教育委員会

印

施設の利用について、つぎのとおり変更・取消を承認します。

利用日付 利用時間	利用施設 行事名	利用条件 人数	申請内容	基本料金(円)

第4号様式の2(第5条関係)

改正前

練馬区立学校教育支援センター備付器具利用変更承認書

年　月　日

様

練馬区教育委員会

印

備付器具の利用について、つぎのとおり変更・取消を承認します。

利用日			
場所			
施設			

利用内訳	備付器具	区分	数量	単位	申請内容	料金(円)

改正前

第４号様式の３（第５条関係）

第　　号
年　　月　　日

練馬区立学校教育支援センター利用変更承認書

様

練馬区教育委員会
印

練馬区立学校教育支援センターの利用について、つぎのとおり利用の変更を承認します。

変更前	利用日	年　月　日（　）	利用時間	時　分から　時　分まで
	利用施設		備付器具	
変更後	利用日	年　月　日（　）	利用時間	時　分から　時　分まで
	利用施設		備付器具	
変更の理由				
納付済使用料		円	変更後の使用料	円
過不足額		不足額　円 還付額　円		
備　考				

改正後

第４号様式（第５条関係）

第　　号
年　　月　　日

練馬区立学校教育支援センター利用変更承認書

様

練馬区教育委員会
印

練馬区立学校教育支援センターの利用について、つぎのとおり利用の変更を承認します。

<table>
<tr><td rowspan="2">変更前</td><td>利用年月日</td><td>年　　月　　日（　　）</td><td>利用時間</td><td>時　　分～　時　　分</td></tr>
<tr><td>利用施設</td><td></td><td>備付器具</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">変更後</td><td>利用年月日</td><td>年　　月　　日（　　）</td><td>利用時間</td><td>時　　分～　時　　分</td></tr>
<tr><td>利用施設</td><td></td><td>備付器具</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">変更の理由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">納付済使用料</td><td>円</td><td>変更後の使用料</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2">過不足額</td><td colspan="3">不 足 額　　円
還 付 額　　円</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

資　料　3

議案第３４号

練馬区立青少年館条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和７年９月１９日

提出者　教育長　　三　浦　康　彰

練馬区立青少年館条例施行規則の一部を改正する規則

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

練馬区立青少年館条例施行規則の一部を改正する規則

練馬区立青少年館条例施行規則（昭和45年１月練馬区教育委員会規則第２号）の一部をつぎのように改正する。

第４条第３項中「２月前」を「３月前」に改める。

第５条第１項ただし書中「利用予定日の属する月の２月前の月の初日から同月９日までの間」を「別に定める期間内」に改め、同条第２項中「（書面により申請があった場合にあっては、第２号様式の２）」を削る。

第５条の２を削る。

第６条第２項中「（書面により申請があった場合にあっては、第４号様式の２）」を削り、同条第４項を削る。

第７条第１項中「第４号様式の３」を「第４号様式の２」に改める。

第９条第５項中「第５号様式の３（書面により申請があった場合にあっては、第２号様式の２）」を「第５号様式の２」に改める。

付則第３項から第６項までおよび付則別表を削る。

別表第１をつぎのとおり改める。

別表第１（第８条関係）

１　練馬区立春日町青少年館

⑴　レクリエーション・ホール

利用単位／施設	午前９時から午前11時まで	午前11時から午後１時まで	午後１時から午後３時まで	午後３時から午後５時まで	午後５時から午後７時まで	午後７時から午後９時まで	午後９時から午後９時30分まで
レクリエーション・ホール	3,800円	3,800円	3,800円	3,800円	3,800円	3,800円	1,000円

⑵　⑴以外の施設

施設＼利用単位	１時間
教室	700円
和室	600円
第一会議室	300円
第二会議室	300円
料理室	600円
実習室	600円
多目的室	700円

備考

１　午前９時から午後９時までの間にあっては、毎正時からの１時間を利用単位とする。

２　午後９時から午後９時30分までの間にあっては、30分単位で利用することができる。

３　前項の場合における使用料は、第１項の利用単位の規定使用料の30分単位に相当する額（その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。）とする。

２　練馬区立南大泉青少年館

⑴　音楽練習室

対象＼利用単位	１時間
一般	200 円
構成員の半数以上を65歳以上75歳未満の者が占める団体または65歳以上75歳未満の個人	100 円
構成員の半数以上を75歳以上の者が占める団体または75歳以上	無料

の個人	
構成員の半数以上を身体障害者、知的障害者もしくは精神障害者の者が占める団体または身体障害者、知的障害者もしくは精神障害者（介助者１名を含む。）	100 円

⑵　⑴以外の施設

施設＼利用単位	１時間
レクリエーション・ホール	800 円
教室	600 円
和室	500 円

備考

１　午前９時から午後９時までの間にあっては、毎正時からの１時間を利用単位とする。

２　午後９時から午後９時30分までの間にあっては、30分単位で利用することができる。

３　前項の場合における使用料は、第１項の利用単位の規定使用料の30分単位に相当する額（その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。）とする。

別表第２中「の半数以上を75歳以上の者が占める10人以上の」を「が10人以上で、そのうちの半数以上が75歳以上の者であり、かつ区内に在住、在勤もしくは在学の者が構成員の半数以上を占める」に、「の半数以上を身体障害者、知的障害者または精神障害者が占める10人以上の」を「が10人以上で、そのうちの半数以上が障害者であり、かつ区内に在住、在勤もしくは在学の者が構成員の半数以上を占める」に、「の半数以上を65歳以上の者が占める10人以上の」を「が10人以上で、そのうちの半数以上が65歳以上の者であり、かつ区内に在住、在勤または在学の者が構成員の半数以上を占める」に、

「

12　その他委員会が特に必要があると認めたとき	

を

」

「

12　構成員が10名以上で、そのうちの半数以上が中学生以下の者であり、かつ区内に在住、在勤または在学の者が構成員の半数以上を占める団体が利用するとき。	
13　その他委員会が特に必要があると認めたとき	免除または５割減額

に

」

改める。

第１号様式をつぎのように改める。

第１号様式（第４条、第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

練馬区立 春日町 南大泉 青少年館（利用、減額・免除）申請書

練馬区教育委員会　殿

練馬区立青少年館条例および同施行規則に基づき、つぎのとおり申請します。

団　体　名　　申請者名　　電話

代 表 者 名　　電話　　住　　所

利　用　目　的				利用予定人数　　人	
月　日（　）		利　用 時　間	時～　時		
部屋名	春	レク・多目・教室・実習室・和室・第一会・第二会・料理室		全　額	円
	南	音楽練習室・レク・教室・和室		減・免	円
月　日（　）		利　用 時　間	時～　時		
部屋名	春	レク・多目・教室・実習室・和室・第一会・第二会・料理室		全　額	円
	南	音楽練習室・レク・教室・和室		減・免	円
月　日（　）		利　用 時　間	時～　時		
部屋名	春	レク・多目・教室・実習室・和室・第一会・第二会・料理室		全　額	円
	南	音楽練習室・レク・教室・和室		減・免	円
月　日（　）		利　用 時　間	時～　時		
部屋名	春	レク・多目・教室・実習室・和室・第一会・第二会・料理室		全　額	円
	南	音楽練習室・レク・教室・和室		減・免	円

使用料合計	円

※上記の　　部分のみを記入してください。

減額・免除の理由
練馬区立青少年館条例施行規則別表第２　第（　　）号該当

第２号様式をつぎのように改める。

第２号様式（第５条関係）

練馬区立　　青少年館 施設利用承認書

受付　　年　月　日
承認　　年　月　日

申請者　団体名
登録番号
住所
氏名
電話

練馬区教育委員会
印

施設使用について、つぎのとおり承認します。

利用日 利用時間	利用施設 行事名	利用条件 人数	申請内容	基本料金 （円）

第２号様式の２を削る。

第３号様式をつぎのように改める。

第３号様式（第６条、第10条関係）

第　　号
年　　月　　日

春日町　　利用変更
練馬区立　　青少年館　　申請書
南大泉　　使用料還付

練馬区教育委員会　殿

練馬区立青少年館条例および同施行規則に基づき、利用承認書を添え、つぎのとおり利用の変更を申請します。

団　体　名　　申請者名　　電話

代表者名　　電話　　住　　所

利用目的				利用予定人数　　人		
変更前	月　日（　）		利用時間	時～　時		
	部屋名	春	レク・多目・教室・実習室・和室・第一会・第二会・料理室		全額	円
		南	音楽練習室・レク・教室・和室		減・免	円
変更後	月　日（　）		利用時間	時～　時		
	部屋名	春	レク・多目・教室・実習室・和室・第一会・第二会・料理室		全額	円
		南	音楽練習室・レク・教室・和室		減・免	円
利用承認番号	年　月　日　第　号					
変更の理由						

使用料差額	□追納　□過納　円

受付印	

練馬区立青少年館条例施行規則第10条の規定に基づき、つぎのとおり使用料の還付を申請します。

還付金額	円	還付規定	過納金還付（規則第10条第１項第３号）該当

第４号様式をつぎのように改める。

第４号様式（第６条関係）

練馬区立　　青少年館利用変更承認書

受付　　年　月　日
承認　　年　月　日

様

練馬区教育委員会
印

青少年館の利用およびこれに伴う付帯設備の使用（別紙）をつぎのとおり承認します。

利用日	利用時間	行 事 名	利用施設	基本料金(円)

第４号様式の２を削る。

第４号様式の３を第４号様式の２とし、同様式をつぎのように改める。

第４号様式の２（第７条関係）

第　　号
年　　月　　日

練馬区立　　青少年館利用不承認通知書

様

練馬区教育委員会
印

年　　月　　日付けの利用申請については、下記のとおり利用を承認しないことを決定したので、練馬区立青少年館条例施行規則第７条第１項の規定により通知します。

記

１　利用不承認の年月日

２　不承認の施設

３　不承認の理由　　練馬区立青少年館条例第11条第　　号に該当

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、練馬区長に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、練馬区を被告として（訴訟において練馬区を代表する者は練馬区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起しなければなりません（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第５号様式をつぎのように改める。

第５号様式（第７条関係）

第　　号
年　　月　　日

練馬区立　　青少年館利用承認取消等通知書

様

練馬区教育委員会　　印

練馬区立青少年館条例施行規則第７条第２項の規定に基づき、下記により利用の承認を（取消・停止・変更）します。

記

１　（取消・停止・変更）年月日　　年　　月　　日
２　（取消・停止・変更）の理由

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、練馬区長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、練馬区を被告として（訴訟において練馬区を代表する者は練馬区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起しなければなりません（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第５号様式の２をつぎのように改める。

第５号様式の２（第９条関係）

練馬区立　　青少年館 施設利用減免承認書

年　月　日

様

練馬区教育委員会

印

施設使用について、つぎのとおり使用料の減免を承認します。

利用日 利用時間	利　用　施　設 行　事　名	利用条件 人　数	申請 内容	基本料金 （円）

参考資料

令和７年９月19日
こども家庭部青少年課

練馬区立青少年館条例施行規則の一部を改正する規則

１　改正の理由および内容
　新しい施設予約システムの導入に合わせて、練馬区立青少年館条例の一部が改正され、施設の利用単位が原則１時間単位になる等の変更がされることに伴い、所要の改正を行う。

２　施行期日
　令和８年４月１日。ただし、一部の規定は令和７年10月１日から施行する。

３　新旧対照表
　別紙のとおり

別　　紙

練馬区立青少年館条例施行規則新旧対照表

現　行	改正案
（利用申請） 第４条　［略］ ２　［略］ ３　第１項に規定する利用申請書の提出期間は、利用予定日の２月前の月の初日から利用予定日の前日までとする。ただし、委員会は、公益上または青少年の教育上特に必要と認めたときは、当該期間を別に定めることができる。 ４・５　［略］	（利用申請） 第４条　［略］ ２　［略］ ３　第１項に規定する利用申請書の提出期間は、利用予定日の３月前の月の初日から利用予定日の前日までとする。ただし、委員会は、公益上または青少年の教育上特に必要と認めたときは、当該期間を別に定めることができる。 ４・５　［略］
（利用承認） 第５条　利用の承認は、利用申請書の受付順序に従って行う。ただし、利用予定日の属する月の２月前の月の初日から同月９日までの間に、同一の利用時間帯について、複数の申請があったときは、受付順序を抽選で決定するものとする。 ２　委員会は、前条第１項の申請について、施設の利用を承認したときは、利用承認書（第２号様式（書面により申請があった場合にあっては、第２号様式の２））を交付するものとする。 ３　［略］	（利用承認） 第５条　利用の承認は、利用申請書の受付順序に従って行う。ただし、別に定める期間内に、同一の利用時間帯について、複数の申請があったときは、受付順序を抽選で決定するものとする。 ２　委員会は、前条第１項の申請について、施設の利用を承認したときは、利用承認書（第２号様式）を交付するものとする。 ３　［略］
（利用単位の特例） 第５条の２　条例別表の１の表備考に規定する規則で定める場合は、委員会が施設の管理および運営に支障がないと認めた場合に、利用予定日の１月前において既に利用の承認がなされている利用時間帯以外の時間について、午前９時から午後９時までの間を１時間単位（毎正時からの１時間の単位をいう。）で利用するときをいう。 ２　条例別表の２の表備考第１項に規定する規則で定める場合は、委員会が施設の管理および運営に支障がないと認めた場	［削る］ ［削る］

合に、つぎに掲げるところにより利用するときをいう。 ⑴　正午から午後１時までまたは午後５時から午後６時までの各１時間について条例別表の２の表で定める午前、午後または夜間の利用単位の区分による利用を超過し、または繰り上げて利用するとき。 ⑵　利用予定日の１月前において既に利用の承認がなされている利用時間帯以外の時間について、午前９時から午後９時までの間にあっては１時間単位（毎正時からの１時間の単位をいう。）、午後９時から午後９時30分までの間にあっては30分単位で利用するとき。	
３　条例別表の３の表備考第２項に規定する規則で定める場合は、委員会が施設の管理および運営に支障がないと認めた場合に、利用予定日の１月前において既に利用承認がなされている利用時間帯以外の時間について、同表で定める単位で利用する場合をいう。	［削る］
（利用の変更） 第６条　［略］ ２　委員会は、前項の規定による申請について利用の変更を承認したときは、利用者に利用変更承認書（第４号様式（書面により申請があった場合にあっては、第４号様式の２））を交付するものとする。 ３　［略］ ４　前条第３項の規定は、第２項の規定により変更の承認を受けた場合に準用する。	（利用の変更） 第６条　［略］ ２　委員会は、前項の規定による申請について利用の変更を承認したときは、利用者に利用変更承認書（第４号様式）を交付するものとする。 ３　［略］ ［削る］
（利用の不承認等） 第７条　委員会は、利用の申請が条例第11条各号のいずれかに該当すると認めたときは、その理由を付し、利用不承認通知書（第４号様式の３）により申請者に通	（利用の不承認等） 第７条　委員会は、利用の申請が条例第11条各号のいずれかに該当すると認めたときは、その理由を付し、利用不承認通知書（第４号様式の２）により申請者に通

知するものとする。

２・３　［略］

（使用料の減免）

第９条　［略］

２～４　［略］

５　委員会は、第３項の申請について使用料の減額または免除の承認をしたときは、申請者に減額・免除承認書（第５号様式の３（書面により申請があった場合にあっては、第２号様式の２））を交付するものとする。

付　則

１・２　［略］

３　条例第８条第３項の規定に基づき、平成14年７月１日から平成16年３月31日までの間（以下「特例期間」という。）の利用に限り、第８条第３項の使用料を減額する。

４　前項の規定による特例期間の利用に係る使用料は、付則別表のとおりとする。

５　前２項の規定による特例期間の利用に係る使用料の減額については、その申請の手続は、要しない。

６　特例期間の利用に係る使用料の第９条第１項の規定の適用については、第４項の使用料について、これを適用する。

付則別表（付則第４項関係）

１　練馬区立春日町青少年館

⑴　レクリエーション・ホール

施設＼使用区分	午前９時から午前11時まで	午前11時から午後１時まで	午後１時から午後３時まで	午後３時から午後５時まで	午後５時から午後７時まで	午後７時から午後９時まで

知するものとする。

２・３　［略］

（使用料の減免）

第９条　［略］

２～４　［略］

５　委員会は、第３項の申請について使用料の減額または免除の承認をしたときは、申請者に減額・免除承認書（第５号様式の２）を交付するものとする。

付　則

１・２　［略］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

レクリエーション・ホール	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円

⑵　レクリエーション・ホール以外の施設

使用区分／施設	午前 午前９時から正午まで	午後 午後１時から午後５時まで	夜間 午後６時から午後９時30分まで
教室	1,700円	2,200円	2,000円
和室	1,400円	1,900円	1,700円
第一会議室	700円	1,000円	900円
第二会議室	700円	1,000円	900円
料理室	1,400円	1,900円	1,700円
実習室	1,400円	1,900円	1,700円
多目的室	1,700円	2,200円	2,000円

２　練馬区立南大泉青少年館

⑴　音楽練習室（団体利用）

使用区分／施設	午前９時から午前11時まで	午前11時から午後１時まで	午後１時から午後３時まで	午後３時から午後５時まで	午後５時から午後７時まで	午後７時から午後９時まで
音楽練習室	300円	300円	300円	300円	300円	300円

⑵　音楽練習室（個人利用）

使用区分／対象	午前９時から午前11時まで	午前11時から午後１時まで	午後１時から午後３時まで	午後３時から午後５時まで	午後５時から午後７時まで	午後７時から午後９時まで
一般	300円	300円	300円	300円	300円	300円
65歳以上75歳	150円	150円	150円	150円	150円	150円

未満の者						
75歳以上の者	無料	無料	無料	無料	無料	無料
身体障害者、知的障害者または精神障害者（介助者１名を含む。）	150円	150円	150円	150円	150円	150円

⑶　音楽練習室以外の施設

使用区分／施設	午前	午後	夜間
	午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後９時30分まで
レクリエーション・ホール	1,900円	2,600円	2,200円
教室	1,400円	1,900円	1,700円
和室	1,200円	1,600円	1,400円

付　則（令和７年●月教規則第●号）

（施行期日）

１　この規則は、令和８年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第１号様式および第３号様式の改正規定ならびに次項および付則第３項の規定は、令和７年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の練馬区立青少年館条例施行規則（以下「新規則」という。）第４条から第７条まで、第９条、別表第１および別表第２の規定は、令和８年７月１日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前

の例による。

３　新規則第１号様式および第３号様式の規定の施行の日から令和８年６月30日までの期間における新規則第１号様式および第３号様式中

「

時～　　時

」

とあるのは

「

＜枠利用＞ 午前・午後・夜間	＜時間利用＞ 時～ 時

」

とする。

別表第１（第８条関係）

１　練馬区立春日町青少年館

(1)　レクリエーション・ホール

利用単位／施設	午前９時から午前11時まで	午前11時から午後１時まで	午後１時から午後３時まで	午後３時から午後５時まで	午後５時から午後７時まで	午後７時から午後９時まで
レクリエーション・ホール	3,800円	3,800円	3,800円	3,800円	3,800円	3,800円

(2)　レクリエーション・ホール以外の施設

利用単位／施設	午前	午後	夜間
	午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後９時30分まで
教室	2,100円	2,800円	2,500円
和室	1,800円	2,400円	2,100円
第一会議室	900円	1,200円	1,100円

別表第１（第８条関係）

１　練馬区立春日町青少年館

(1)　レクリエーション・ホール

利用単位／施設	午前９時から午前11時まで	午前11時から午後１時まで	午後１時から午後３時まで	午後３時から午後５時まで	午後５時から午後７時まで	午後７時から午後９時まで	午後９時から午後９時30分まで
レクリエーション・ホール	3,800円	3,800円	3,800円	3,800円	3,800円	3,800円	1,000円

(2)　(1)以外の施設

利用単位／施設	１時間
教室	700円
和室	600円
第一会議室	300円

第二会議室	900円	1,200円	1,100円
実習室	1,800円	2,400円	2,100円
多目的室	2,100円	2,800円	2,500円

第二会議室	300円
料理室	600円
実習室	600円
多目的室	700円

備考

1　午前９時から午後９時までの間にあっては、毎正時からの１時間を利用単位とする。

2　午後９時から午後９時30分までの間にあっては、30分単位で利用することができる。

3　前項の場合における使用料は、第１項の利用単位の規定使用料の30分単位に相当する額（その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。）とする。

(3)　料理室

施設＼単位	１時間	30分
料理室	600円	300円

２　練馬区立南大泉青少年館

(1)　音楽練習室（団体利用）

施設＼利用単位	午前９時から午後11時まで	午前11時から午後１時まで	午後１時から午後３時まで	午後３時から午後５時まで	午後５時から午後７時まで	午後７時から午後９時まで
音楽練習室	400円	400円	400円	400円	400円	400円

(2)　音楽練習室（個人利用）

対象＼利用単位	午前９時から午前11時まで	午前11時から午後１時まで	午後１時から午後３時まで	午後３時から午後５時まで	午後５時から午後７時まで	午後７時から午後９時まで

２　練馬区立南大泉青少年館

(1)　音楽練習室

対象＼利用単位	１時間

一般	400円	400円	400円	400円	400円	400円
65歳以上75歳未満の者	200円	200円	200円	200円	200円	200円
75歳以上の者	無料	無料	無料	無料	無料	無料
身体障害者、知的障害者または精神障害者（介助者１名を含む。）	200円	200円	200円	200円	200円	200円

(3)　音楽練習室以外の施設

利用単位／施設	午前 午前９時から正午まで	午後 午後１時から午後５時まで	夜間 午後６時から午後９時30分まで
レクリエーション・ホール	2,400円	3,200円	2,800円
教室	1,800円	2,400円	2,100円
和室	1,500円	2,000円	1,800円

一般	200円
構成員の半数以上を65歳以上75歳未満の者が占める団体または65歳以上75歳未満の個人	100円
構成員の半数以上を75歳以上の者が占める団体または75歳以上の個人	無料
構成員の半数以上を身体障害者、知的障害者もしくは精神障害者が占める団体または身体障害者、知的障害者もしくは精神障害者（介助者１名を含む。）	100円

(2)　(1)以外の施設

利用単位／施設	１時間
レクリエーション・ホール	800円
教室	600円
和室	500円

備考

１　午前９時から午後９時までの間にあっては、毎正時からの１時間を利用単位とする。

２　午後９時から午後９時30分までの間にあっては、30分単位で利用することができる。

３　前項の場合における使用料は、第１項の利用単位の規定使用料の30分単位に相当する額（その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。）とする。

別表第２（第９条関係）

使用料を減額し、または免除することができる場合	減免額
［略］	免除
５　構成員の半数以上を75歳以上の者が占める10人以上の団体が利用するとき。	
［略］	５割減額
10　構成員の半数以上を身体障害者、知的障害者または精神障害者が占める10人以上の団体が利用するとき。	
11　構成員の半数以上を65歳以上の者が占める10人以上の団体が利用するとき（第５号に該当する場合を除く。）。	
［新設］	
12　その他委員会が特に必要があると認めたとき。	［略］

第１号様式　別紙のとおり

第２号様式　別紙のとおり

第２号様式の２　別紙のとおり

第３号様式　別紙のとおり

第４号様式　別紙のとおり

第４号様式の２　別紙のとおり

別表第２（第９条関係）

使用料を減額し、または免除することができる場合	減免額
［略］	免除
５　構成員が10人以上で、そのうちの半数以上が75歳以上の者であり、かつ区内に在住、在勤もしくは在学の者が構成員の半数以上を占める団体が利用するとき。	
［略］	５割減額
10　構成員が10人以上で、そのうちの半数以上が障害者であり、かつ区内に在住、在勤または在学の者が構成員の半数以上を占める団体が利用するとき。	
11　構成員が10人以上で、そのうちの半数以上が65歳以上の者であり、かつ区内に在住、在勤または在学の者が構成員の半数以上を占める団体が利用するとき（第５号に該当する場合を除く。）。	
12　構成員が10人以上で、そのうちの半数以上が中学生以下の者であり、かつ区内に在住、在勤または在学の者が構成員の半数以上を占める団体が利用するとき。	
13　その他委員会が特に必要があると認めたとき。	［略］

第１号様式　別紙のとおり

第２号様式　別紙のとおり

［削る］

第３号様式　別紙のとおり

第４号様式　別紙のとおり

［削る］

第４号様式の３　別紙のとおり 第５号様式　別紙のとおり 第５号様式の２　別紙のとおり	第４号様式の２　別紙のとおり 第５号様式　別紙のとおり 第５号様式の２　別紙のとおり

第１号様式（第４条、第９条関係）

現行

第　　号
年　　月　　日

春日町
練馬区立　　青少年館（利用、減額・免除）申請書
南大泉

練馬区教育委員会　殿

練馬区立青少年館条例および同施行規則に基づき、つぎのとおり申請します。

団　体　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　申請者名＿＿＿＿＿＿＿＿電話＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿電話＿＿＿＿＿＿　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

利　用　目　的				利用予定人数　　人	
月　日（　）		利　用 時　間	＜枠利用＞ 午前・午後・夜間	＜時間利用＞ 時　～　時	
部屋名	春	レク・多目・教室・実習室・和室・第一会・第二会・料理室		全　額	円
	南	音楽練習室・レク・教室・和室		減・免	円
月　日（　）		利　用 時　間	＜枠利用＞ 午前・午後・夜間	＜時間利用＞ 時　～　時	
部屋名	春	レク・多目・教室・実習室・和室・第一会・第二会・料理室		全　額	円
	南	音楽練習室・レク・教室・和室		減・免	円
月　日（　）		利　用 時　間	＜枠利用＞ 午前・午後・夜間	＜時間利用＞ 時　～　時	
部屋名	春	レク・多目・教室・実習室・和室・第一会・第二会・料理室		全　額	円
	南	音楽練習室・レク・教室・和室		減・免	円
月　日（　）		利　用 時　間	＜枠利用＞ 午前・午後・夜間	＜時間利用＞ 時　～　時	
部屋名	春	レク・多目・教室・実習室・和室・第一会・第二会・料理室		全　額	円
	南	音楽練習室・レク・教室・和室		減・免	円

※上記の　　部分のみを記入してください。

使用料合計	円
領収日付印	

減額・免除の理由
練馬区立青少年館条例施行規則別表第２　第（　　）号該当

第１号様式（第４条、第９条関係）

改正案

第　　号
年　　月　　日

春日町
練馬区立　　青少年館（利用、減額・免除）申請書
南大泉

練馬区教育委員会　殿

練馬区立青少年館条例および同施行規則に基づき、つぎのとおり申請します。

団　体　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　申請者名＿＿＿＿＿＿＿＿電話＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿電話＿＿＿＿＿＿　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

利　用　目　的				利用予定人数　　人	
月　日（　）		利　用 時　間	時～　時		
部屋名	春	レク・多目・教室・実習室・和室・第一会・第二会・料理室		全　額	円
	南	音楽練習室・レク・教室・和室		減・免	円
月　日（　）		利　用 時　間	時～　時		
部屋名	春	レク・多目・教室・実習室・和室・第一会・第二会・料理室		全　額	円
	南	音楽練習室・レク・教室・和室		減・免	円
月　日（　）		利　用 時　間	時～　時		
部屋名	春	レク・多目・教室・実習室・和室・第一会・第二会・料理室		全　額	円
	南	音楽練習室・レク・教室・和室		減・免	円
月　日（　）		利　用 時　間	時～　時		
部屋名	春	レク・多目・教室・実習室・和室・第一会・第二会・料理室		全　額	円
	南	音楽練習室・レク・教室・和室		減・免	円

使用料合計	円

※上記の　　部分のみを記入してください。

減額・免除の理由
練馬区立青少年館条例施行規則別表第２　第（　　）号該当

第２号様式（第５条関係）

現行

練馬区立　　青少年館利用承認書

年　月　日

様

練馬区教育委員会

印

施設の利用について、つぎのとおり承認します。

利用日付 利用時間	利用施設 行事名	利用条件 人数	申請内容	基本料金 （円）

第２号様式（第５条関係）

改正案

練馬区立　　青少年館 施設利用承認書

受付　　年　月　日
承認　　年　月　日

申請者　団体名
登録番号
住所
氏名
電話

練馬区教育委員会
印

施設使用について、つぎのとおり承認します。

利用日 利用時間	利用施設 行事名	利用条件 人数	申請内容	基本料金 （円）

第２号様式の２（第５条、第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

春日町
練馬区立　　青少年館（利用、減額・免除）承認書
南大泉

練馬区立青少年館条例および同施行規則に基づき、つぎのとおり承認します。

団　体　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　練馬区教育委員会

利　用　目　的				利用予定人数　　人	
月　　日（　　）		利　用 時　間	＜枠利用＞ 午前・午後・夜間	＜時間利用＞ 時　～　　時	
部屋名	春	レク・多目・教室・実習室・和室・第一会・第二会・料理室		全　額	円
	南	音楽練習室・レク・教室・和室		減・免	円
月　　日（　　）		利　用 時　間	＜枠利用＞ 午前・午後・夜間	＜時間利用＞ 時　～　　時	
部屋名	春	レク・多目・教室・実習室・和室・第一会・第二会・料理室		全　額	円
	南	音楽練習室・レク・教室・和室		減・免	円
月　　日（　　）		利　用 時　間	＜枠利用＞ 午前・午後・夜間	＜時間利用＞ 時　～　　時	
部屋名	春	レク・多目・教室・実習室・和室・第一会・第二会・料理室		全　額	円
	南	音楽練習室・レク・教室・和室		減・免	円
月　　日（　　）		利　用 時　間	＜枠利用＞ 午前・午後・夜間	＜時間利用＞ 時　～　　時	
部屋名	春	レク・多目・教室・実習室・和室・第一会・第二会・料理室		全　額	円
	南	音楽練習室・レク・教室・和室		減・免	円

使用料合計	円
領収日付印	

減額・免除の理由
練馬区立青少年館条例施行規則別表第２　第（　　）号該当

第３号様式（第６条、第 10 条関係）

現行

第　　号
年　　月　　日

春日町　　利用変更
練馬区立　　青少年館　　申請書
南大泉　　使用料還付

練馬区教育委員会　殿

練馬区立青少年館条例および同施行規則に基づき、利用承認書を添え、つぎのとおり利用の変更を申請します。

団　体　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　申請者名＿＿＿＿＿＿電話＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿電話＿＿＿＿＿＿　　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

利　用　目　的				利用予定人数　　人		
変更前	月　日（　）		利　用 時　間	＜枠利用＞ 午前・午後・夜間	＜時間利用＞ 時～　時	
	部屋名	春	レク・多目・教室・実習室・和室・第一会・第二会・料理室		全　額	円
		南	音楽練習室・レク・教室・和室		減・免	円
変更後	月　日（　）		利　用 時　間	＜枠利用＞ 午前・午後・夜間	＜時間利用＞ 時～　時	
	部屋名	春	レク・多目・教室・実習室・和室・第一会・第二会・料理室		全　額	円
		南	音楽練習室・レク・教室・和室		減・免	円
利用承認番号	年　　月　　日　　第　　号					
変更の理由						

使用料差額	□追納　　□過納　　円	受付印	領収印

練馬区立青少年館条例施行規則第 10 条の規定に基づき、下記のとおり使用料の還付を申請します。

還付金額	円	還付規定	過納金還付（規則第 10 条第 1 項第 3 号）該当

第３号様式（第６条、第10条関係）

改正案

第　　号
年　　月　　日

春日町　　利用変更
練馬区立　　青少年館　　申請書
南大泉　　使用料還付

練馬区教育委員会　殿

練馬区立青少年館条例および同施行規則に基づき、利用承認書を添え、つぎのとおり利用の変更を申請します。

団　体　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　申請者名＿＿＿＿＿＿電話＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿電話＿＿＿＿＿＿　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

利用目的				利用予定人数　　人		
変更前	月　日（　）		利用時間	時～　時		
	部屋名	春	レク・多目・教室・実習室・和室・第一会・第二会・料理室		全額	円
		南	音楽練習室・レク・教室・和室		減・免	円
変更後	月　日（　）		利用時間	時～　時		
	部屋名	春	レク・多目・教室・実習室・和室・第一会・第二会・料理室		全額	円
		南	音楽練習室・レク・教室・和室		減・免	円
利用承認番号	年　月　日　第　号					
変更の理由						

使用料差額	□追納　□過納　円

受付印	

練馬区立青少年館条例施行規則第10条の規定に基づき、つぎのとおり使用料の還付を申請します。

還付金額	円	還付規定	過納金還付（規則第10条第１項第３号）該当

第４号様式（第６条関係）

現行

練馬区立　　青少年館変更承認書

年　月　日

様

練馬区教育委員会

印

施設の利用について、つぎのとおり変更・取消しを承認します。

利用日付 利用時間	利　用　施　設 行　事　名	利用条件 人　数	申請 内容	基本料金 （円）
			—	
			—	
			—	
			—	
			—	
			—	
			—	

改正案

第４号様式（第６条関係）

練馬区立　　青少年館利用変更承認書

受付　　年　月　日
承認　　年　月　日

様

練馬区教育委員会
印

青少年館の利用およびこれに伴う付帯設備の使用（別紙）をつぎのとおり承認します。

利用日	利用時間	行 事 名	利用施設	基本料金(円)

第４号様式の２（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

練馬区立 春日町 南大泉 青少年館　利用変更　承認書

練馬区立青少年館条例および同施行規則に基づき、つぎのとおり利用の変更を承認します。

団　体　名

代表者名　　電話

練馬区教育委員会

利　用　目　的					利用予定人数　　人	
変更前	月　　日（　　）		利　用 時　間	＜枠利用＞ 午前・午後・夜間	＜時間利用＞ 時～　　時	
	部屋名	春	レク・多目・教室・実習室・和室・第一会・第二会・料理室		全　額	円
		南	音楽練習室・レク・教室・和室		減・免	円
変更後	月　　日（　　）		利　用 時　間	＜枠利用＞ 午前・午後・夜間	＜時間利用＞ 時～　　時	
	部屋名	春	レク・多目・教室・実習室・和室・第一会・第二会・料理室		全　額	円
		南	音楽練習室・レク・教室・和室		減・免	円
利用承認番号	年　　月　　日　　第　　号					
変更の理由						

使用料差額	□追納　　□過納　　円

受付印	

領収印	

使用料合計	円
領収日付印	

減額・免除の理由
練馬区立青少年館条例施行規則別表第２　第（　　）号該当

現行

第４号様式の３（第７条関係）

第　　号
年　　月　　日

練馬区立　　青少年館利用不承認通知書

様

練馬区教育委員会
印

年　　月　　日付けの利用申請については、下記のとおり利用を承認しないことを決定したので、練馬区立青少年館条例施行規則第７条第１項の規定により通知します。

記

１　利用不承認の年月日

２　不承認の施設

３　不承認の理由　　練馬区立青少年館条例第11条第　　号に該当

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、練馬区長に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、練馬区を被告として（訴訟において練馬区を代表する者は練馬区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起しなければなりません（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

改正案

第４号様式の２（第７条関係）

第　　号
年　　月　　日

練馬区立　　青少年館利用不承認通知書

様

練馬区教育委員会
印

年　　月　　日付けの利用申請については、下記のとおり利用を承認しないことを決定したので、練馬区立青少年館条例施行規則第７条第１項の規定により通知します。

記

１　利用不承認の年月日

２　不承認の施設

３　不承認の理由　　練馬区立青少年館条例第11条第　　号に該当

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、練馬区長に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、練馬区を被告として（訴訟において練馬区を代表する者は練馬区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起しなければなりません（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

現行

第５号様式（第７条関係）

練馬区立　　青少年館利用承認取消等通知書

様

練馬区教育委員会　　印

練馬区立青少年館条例施行規則第７条第２項の規定に基づき、下記により利用の承認を（取消・停止・変更）します。

記

１　（取消・停止・変更）年月日　　年　　月　　日
２　（取消・停止・変更）の理由

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、練馬区長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、練馬区を被告として（訴訟において練馬区を代表する者は練馬区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起しなければなりません（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

改正案

第５号様式（第７条関係）

第　　号
年　　月　　日

練馬区立　　青少年館利用承認取消等通知書

様

練馬区教育委員会　　印

練馬区立青少年館条例施行規則第７条第２項の規定に基づき、下記により利用の承認を（取消・停止・変更）します。

記

１　（取消・停止・変更）年月日　　年　　月　　日
２　（取消・停止・変更）の理由

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、練馬区長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、練馬区を被告として（訴訟において練馬区を代表する者は練馬区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起しなければなりません（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第５号様式の２（第９条関係）

現行

練馬区立　　青少年館減額・免除承認書

年　月　日

様

練馬区教育委員会

印

施設の利用について、つぎのとおり使用料の減額・免除を承認します。

利用日付 利用時間	利用施設 行事名	利用条件 人数	申請内容	基本料金 （円）

改正案

第５号様式の２（第９条関係）

練馬区立　　青少年館 施設利用減免承認書

年　月　日

様

練馬区教育委員会

印

施設使用について、つぎのとおり使用料の減免を承認します。

利用日 利用時間	利　用　施　設 行　事　名	利用条件 人　数	申請 内容	基本料金 （円）

参考資料	1

令和７年９月 19 日
企 画 部 企 画 課
区 政 改 革 担 当 部
区 政 改 革 担 当 課

練馬区版総合戦略 重要業績評価指標(KPI)および第３次みどりの風吹くまちビジョン　アクションプラン〔年度別取組計画〕の令和６年度末の進捗状況について

１　練馬区版総合戦略 重要業績評価指標（KPI）の進捗状況

平成 26 年 11 月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」により、地方公共団体は、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を踏まえ、地方版総合戦略を定めることが求められた。区では、第３次みどりの風吹くまちビジョンを、地方版総合戦略と位置付けている。

地方版総合戦略に基づく取組について PDCA サイクル（Plan・Do・Check・Action）を通じた効果検証を行うため、「重要業績評価指標（KPI）※」を設定しており、今回、令和６年度末の進捗状況を取りまとめた。

※　施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標

２　第３次みどりの風吹くまちビジョン　アクションプラン〔年度別取組計画〕の進捗状況

第３次みどりの風吹くまちビジョン　アクションプラン〔年度別取組計画〕は、事業の進捗状況を毎年度、点検・検証して結果を公表しながら取組を進めることとしており、今回、令和６年度末の進捗状況を取りまとめた。

<table>
<tr><th rowspan="2">評価</th><th rowspan="2" colspan="2">進捗状況</th><th colspan="2">令和６年度</th></tr>
<tr><th>事業数</th><th>割合</th></tr>
<tr><td>A＋</td><td colspan="2">計画以上に進んだもの</td><td>30</td><td>７％</td></tr>
<tr><td>A</td><td colspan="2">概ね計画どおりのもの</td><td>338</td><td>74%</td></tr>
<tr><td rowspan="4">B</td><td colspan="2">遅れや修正が生じたもの</td><td>39</td><td>９％</td></tr>
<tr><td rowspan="3">内訳</td><td>⑴まちづくり事業等の進捗状況により予定変更が生じたもの</td><td>7</td><td>２％</td></tr>
<tr><td>⑵工事等の進捗状況により予定変更が生じたもの</td><td>13</td><td>３％</td></tr>
<tr><td>⑶その他</td><td>19</td><td>４％</td></tr>
<tr><td>＊</td><td colspan="2">短期での評価がなじまないもの</td><td>37</td><td>８％</td></tr>
<tr><td>―</td><td colspan="2">令和６年度に実施していないもの</td><td>12</td><td>３％</td></tr>
<tr><td colspan="4">合計</td><td>456</td><td>100%</td></tr>
</table>

※割合は、四捨五入しているため、集計値と一致しない場合がある。

参考資料 2

練馬区版総合戦略　重要業績評価指標（KPI）および

第３次みどりの風吹くまちビジョン　アクションプラン〔年度別取組計画〕

令和６年度末の進捗状況

令和7年（2025年）9月

練　馬　区

― 目次 ―

練馬区版総合戦略
重要業績評価指標（KPI）の令和６年度末実績 ･･･ 3

表　の　見　方 ･･･ 4
基本目標Ⅰ： 子どもたちの笑顔輝くまち ･･･ 5
基本目標Ⅱ： 高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち ･･･ 5
基本目標Ⅲ： 安心を支える福祉と医療のまち ･･･ 5
基本目標Ⅳ： 安全・快適、みどりあふれるまち ･･･ 6
基本目標Ⅴ： いきいきと心豊かに暮らせるまち ･･･ 6
基本目標Ⅵ： 区民とともに区政を進める ･･･ 6

第３次みどりの風吹くまちビジョン
アクションプラン〔年度別取組計画〕令和６年度末の進捗状況 ･･･ 7

表　の　見　方 ･･･ 8
戦略計画１： 子育てのかたちを選択できる社会の実現 ･･･ 9
戦略計画２： 子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実 ･･･ 11
戦略計画３： 学齢期の子どもや若者の居場所の充実 ･･･ 12
戦略計画４： 夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成 ･･･ 13
戦略計画５： 高齢者地域包括ケアシステムの深化・推進 ･･･ 16
戦略計画６： 元気高齢者の活躍と健康づくり・フレイル予防の推進 ･･･ 19
戦略計画７： 障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備 ･･･ 21
戦略計画８： ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援 ･･･ 24
戦略計画９： 民間ならではの多様な活動と連携した地域福祉の推進 ･･･ 26
戦略計画10： 安心して医療が受けられる体制の整備 ･･･ 27
戦略計画11： 身体とこころの健康づくりを応援 ･･･ 28
戦略計画12： 地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」 ･･･ 30
戦略計画13： みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備 ･･･ 39
戦略計画14： 人々の移動を支える交通体系の構築 ･･･ 45
戦略計画15： 快適な住宅都市を実現するまちづくりの推進 ･･･ 47
戦略計画16： 練馬のみどりを未来へつなぐ ･･･ 52
戦略計画17： 脱炭素社会の実現に向けた環境施策の展開 ･･･ 56
戦略計画18： 意欲ある事業者の支援と商店街の魅力づくり ･･･ 58
戦略計画19： 生きた農と共存するまち練馬 ･･･ 60
戦略計画20： みどりの中で優れた文化芸術を楽しめるまち ･･･ 62
戦略計画21： みどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまち ･･･ 64
戦略計画22： 地域コミュニティの活性化と区民協働の推進 ･･･ 65
戦略計画23： DXで区民と区政を直につなぐ ･･･ 67
参　　考　： 第３次みどりの風吹くまちビジョンとSDGs ･･･ 71

練馬区版総合戦略

重要業績評価指標（KPI）の令和6年度末の目標値に対する進捗状況

【表の見方】

基本目標：Ⅰ　子どもたちの笑顔輝くまち

戦　略　計　画	指　　標	目　標　値 原則：令和８年度末	現　状　値 原則：令和５年度末	令和６年度末の実績
計画１ 子育てのかたちを選択できる社会の実現	保育所等入所希望者受入率	100% （令和９年４月１日現在）	100% （令和６年４月１日現在）	100% （令和７年４月１日現在）
計画２ 子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実	保健相談所で実施する生後２か月児相談の内容が参考になったと思う保護者の割合	80%　①	—　②	98.6%　③
計画３ 学齢期の子どもや若者の居場所の充実	ねりっこ学童クラブ入会希望者受入率	100% （令和９年４月１日現在）	97.5% （令和６年４月１日現在）	99.2% （令和７年４月１日現在）

①　「目標値」欄

：原則として、令和８年度末の目標値を表示しています。それ以外の時点の数値については、時点を表示しています。

②　「現状値」欄

：原則として、令和５年度末の状況を表示しています。それ以外の時点の数値については、時点を表示しています。

③　「令和６年度末の実績」欄

：原則として、令和６年度末の実績を表示しています。それ以外の時点の数値については、時点を表示しています。

【 重要業績評価指標（KPI※）とは 】

平成26年11月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」により、地方公共団体は、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を踏まえ、地方版総合戦略を定めることが求められています。また、国は地方版総合戦略について、「基本目標における数値目標」と「具体的な施策ごとの重要業績評価指標（KPI）※」を設定し、PDCA（Plan・Do・Check・Action）サイクルを通じた客観的な効果検証を行うことを求めています。

区では、第３次みどりの風吹くまちビジョンを地方版総合戦略に位置づけ、施策の効果を客観的に検証するため、練馬区版総合戦略に係る数値目標および重要業績評価指標を設定します。　※KPI＝　Key Perfomance　Indicatorの略

基本目標：Ⅰ　子どもたちの笑顔輝くまち

戦　略　計　画	指　　標	目　標　値 原則：令和８年度末	現　状　値 原則：令和５年度末	令和６年度末の実績
計画１ 子育てのかたちを選択できる社会の実現	保育所等入所希望者受入率	100% （令和９年４月１日現在）	100% （令和６年４月１日現在）	100% （令和７年４月１日現在）
計画２ 子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実	保健相談所で実施する生後２か月児相談の内容が参考になったと思う保護者の割合	80%	—	98.6%
計画３ 学齢期の子どもや若者の居場所の充実	ねりっこ学童クラブ入会希望者受入率	100% （令和９年４月１日現在）	97.5% （令和６年４月１日現在）	99.2% （令和７年４月１日現在）
計画４ 夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成	自分の考えを上手く伝えられるよう、工夫して発言や発表をすることができる児童生徒の割合	児童:70% 生徒:75%	児童:67.6% 生徒:73.5%	児童:70.7% 生徒:74.2%

基本目標：Ⅱ　高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち

戦　略　計　画	指　　標	目　標　値 原則：令和８年度末	現　状　値 原則：令和５年度末	令和６年度末の実績
計画５ 高齢者地域包括ケアシステムの深化・推進	地域包括支援センターの相談件数	年間220,000件	年間230,652件	年間214,352件
計画６ 元気高齢者の活躍と健康づくり・フレイル予防の推進	要介護認定率（第９期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）	22.2%以下 （令和８年９月末）	22.0% （令和５年９月末）	22.3% （令和６年９月末）

基本目標：Ⅲ　安心を支える福祉と医療のまち

戦　略　計　画	指　　標	目　標　値 原則：令和８年度末	現　状　値 原則：令和５年度末	令和６年度末の実績
計画７ 障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備	作業所平均工賃月額	18,000円	17,806円	19,588円
計画８ ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援	生活保護受給者および生活困窮者への就労支援による就職者数	年間650人	年間604人	年間537人
計画９ 民間ならではの多様な活動と連携した地域福祉の推進	地域福祉コーディネーターが相談を受けた件数	年間2,600件	年間1,668件	年間4,842件
計画10 安心して医療が受けられる体制の整備	人口10万人あたりの一般療養病床数	373床	333床	349床
計画11 身体とこころの健康づくりを応援	区が実施する胃・肺・大腸がん検診の平均受診率	16%	14.5%	14.8%

基本目標：Ⅳ　安全・快適、みどりあふれるまち

戦　略　計　画	指　　標	目　標　値 原則：令和８年度末	現　状　値 原則：令和５年度末	令和６年度末の実績
計画12 地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」	「地域防災力の向上、安全・安心な地域づくり」に対する満足評価	70%	65.4%	62.1%
計画13 みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備	都市計画道路の整備着手率	68%	66%	67%
計画14 人々の移動を支える交通体系の構築	ホームドア整備駅数	15駅	10駅	12駅
計画15 快適な住宅都市を実現するまちづくりの推進	地区計画数	53地区	46地区	46地区
計画16 練馬のみどりを未来へつなぐ	区が整備する公園面積 （令和６～８年度）	2.82ha	―	0.62ha
計画17 脱炭素社会の実現に向けた環境施策の展開	区の二酸化炭素年間排出量	現状値からの削減 （2030年度までに2013年度216.5万t-CO_2から46%削減※）	177万8千t-CO_2 （令和３年度実績）	173万2千t-CO_2 （令和４年度実績）

※　「練馬区環境基本計画2023」温室効果ガスの削減目標

基本目標：Ⅴ　いきいきと心豊かに暮らせるまち

戦　略　計　画	指　　標	目　標　値 原則：令和８年度末	現　状　値 原則：令和５年度末	令和６年度末の実績
計画18 意欲ある事業者の支援と商店街の魅力づくり	練馬ビジネスサポートセンターを利用した創業者数	年間60人	年間55人	年間56人
計画19 生きた農と共存するまち練馬	アプリ「とれたてねりま」へのアクセス件数	計1,119,000件	計457,809件	計696,241件
計画20 みどりの中で優れた文化芸術を楽しめるまち	文化芸術イベント参加者数	年間22,000人	年間20,231人	年間25,183人
計画21 みどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまち	ユニバーサルスポーツフェスティバルの参加者数	年間4,100人	年間4,434人	年間4,663人

基本目標：Ⅵ　区民とともに区政を進める

戦　略　計　画	指　　標	目　標　値 原則：令和８年度末	現　状　値 原則：令和５年度末	令和６年度末の実績
計画22 地域コミュニティの活性化と区民協働の推進	「つながるカレッジねりま」の修了者数	計660名	計366名	計474名
計画23 ＤＸで区民と区政を直につなぐ	オンライン申請の件数	年間820,000件	年間567,000件	年間688,454件

第３次みどりの風吹くまちビジョン

アクションプラン

〔年度別取組計画〕

令和６年度末の進捗状況

【表の見方】

戦略計画1　子育てのかたちを選択できる社会の実現						
取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度		進捗状況	備　考
			当初計画	実績		
1　保育サービスの充実						
(1)保育所待機児童ゼロの継続	①認可保育所の整備	認可保育所 計207所 （定員17,767人）	検討	検討	A	ニーズ調査結果等に基づき保育需要量を検討し、「第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画（R7.3策定）」に反映
	②延長保育 計185所	計178所	3所開始	3所開始 （計181所）		・私立園　1所 ・委託園　2所
	③上石神井第三保育園の改築による定員増	工事(一部)	工事	工事	A	R7.9 都より引き渡し予定

① 令和８年度目標

：「第３次みどりの風吹くまちビジョン　アクションプラン〔年度別取組計画〕」に記載されている策定時の内容が記載されています。

② 令和５年度末の現況

：各事業の令和５年度末時点での取組実績を記載しています。

③ 令和６年度

：**当初計画**

「第３次みどりの風吹くまちビジョン　アクションプラン〔年度別取組計画〕」に記載されている令和６年度の取組内容を記載しています。

：**実績**

各事業の令和６年度末時点での取組実績を記載しています。

④ 進捗状況

：「進捗状況」欄の記号は、下記の内容を表しています。

A+　・・・・・　計画以上に進んだもの

A　・・・・・　概ね計画どおりのもの

B　・・・・・　遅れや修正が生じたもの

※ 道路事業・まちづくりなど、短期での評価になじまない事業については、「＊」を記載しています。

※令和６年度に実施が無い事業については、「－」を記載しています。

Ⅰ　子どもたちの笑顔輝くまち

戦略計画1　子育てのかたちを選択できる社会の実現

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度 当初計画	令和６年度 実績	進捗状況	備　考
1　保育サービスの充実						
(1) 保育所待機児童ゼロの継続	①認可保育所の整備	認可保育所 計207所 （定員17,767人）	検討	検討	A	ニーズ調査結果等に基づき保育需要量を検討し、「第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画（R7.3策定）」に反映
	②延長保育 計185所	計178所	3所開始	3所開始 （計181所）	A	・私立園　1所 ・委託園　2所
	③上石神井第三保育園の改築による定員増	工事(一部)	工事	工事	A	R7.9 都より引き渡し予定
(2) 障害児保育および医療的ケアの充実	私立保育所等における障害児受入数の拡大	拡大 （95園218人）	拡大	拡大 （107園255人）	A	
	区立保育所における障害児受入数の拡大	拡大 （60園207人）	拡大	拡大 （60園203人）	A	乳児が入園しやすくなるよう、障害児受入枠（3名）のうち乳児枠（1名）を廃止
	医療的ケア児への新たな支援方針に基づく支援の実施【戦略計画4－3の再掲】	新たな支援方針の策定	実施	実施	A （再掲）	R6支援実績 保育園6園　6名
	医療的行為を必要とする児童への医療的ケアの充実	実施 （8園8名）	充実	充実	A	新たな支援方針に基づく、看護師および保育士向けの研修の充実・環境整備
(3) 保育水準の維持向上	①　保育人材の確保事業の推進					
	相談会等の充実	実施	充実	充実	A	実施回数の増加 R5：3回、R6：4回
	区独自の処遇改善、配置基準	実施	継続	継続	A	国制度の対象外となっている職員への処遇改善給付などを継続
	②区内全ての保育施設を対象にした研修の充実	実施	充実	充実	A	・実施回数の増加 R5：42回、R6：48回 ・新任園長・新任保育士への継続研修の新規実施　等
	③区内全ての保育施設を対象とした巡回支援の充実	実施	充実	充実	A	巡回回数の増加 R5：333回、R6：423回

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度 当初計画	令和６年度 実績	進捗状況	備　考
2 「練馬こども園」の拡充						
	練馬こども園 計31園	計28園※ ※実園数は26園	1園認定	7園認定 （計35園） ※実園数は30園	A+	認定園数が計画を上回った。 ※標準型と低年齢型の重複認定が5園
	練馬こども園と小規模保育施設等との連携充実	実施	充実	充実	A	連携に取り組んでいる練馬こども園数および取組件数 R5：15園（計26件） R6：17園（計42件）
	開設準備経費・家賃手当補助の実施	―	開始	開始	A	開設準備経費　2園 家賃手当補助　16園
3 区立幼稚園の今後のあり方の検討						
	今後のあり方の検討結果を踏まえた実施計画の策定	学校適正配置 基本方針の策定	検討委員会の 設置 検討	検討委員会の 設置 検討	A	検討委員会2回開催
4 子育て支援サービスの拡充						
(1) 子育てのひろばの拡充	①子育てのひろば「ぴよぴよ」での休日講習等の充実	実施	充実	充実	A	実施回数の増加 R5：58回 R6：118回
	②地域子ども家庭支援センター関分室の開設、子育てのひろば「ぴよぴよ」の充実	工事（一部）	工事	工事	A	R7.9 都より引き渡し予定
(2) 練馬こども カフェの充実	練馬こどもカフェ 11か所	計7か所	2か所開始	3か所開始 （計10か所）	A+	・新規店舗数が計画を上回った。 ・開催実績 102回（オンライン含む） 参加親子延べ321組
(3) 一時預かり事業の拡充	① 乳幼児一時預かり事業					
	地域子ども家庭支援センター関での受入れ枠拡大	―	調整	調整	A	受入枠が週2日から週7日となるよう調整
	石神井公園駅南口西地区再開発ビルでの開設調整	調整	調整	調整	A	開設に向けた調整
	②ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の実施	検討	検討・開始	検討・開始	A	・R6.7事業開始 ・実績 利用児童数　803人 利用時間　35,798時間

戦略計画2　子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度 当初計画	令和６年度 実績	進捗状況	備　考
1　妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援						
	妊娠・子育て相談員による全ての妊婦との面談・支援の実施	実施	実施	実施	A	妊婦面談実施数　5,585件 （実施率99.6%）
	産後ケア事業の充実	実施	充実	充実	A	・充実した内容 電子申請の導入 実施事業者数の拡充 利用者負担額の軽減 ・利用実績 ショートステイ　延2,987日 デイケア　延2,743日 産後ケア訪問　延2,482日
	2か月児相談の実施	検討	開始	開始	A	回数：72回 参加組数：965組
	1歳児子育て相談の充実	実施	充実	充実	A	・充実内容（1歳児相談時） 身体計測 保健師等による個別相談 ・実績 回数：72回 来所者数：1,709人
2　児童相談体制「練馬区モデル」の強化						
	①　迅速かつ一貫した児童虐待への対応強化					
	都区の連携強化充実	調整	充実	充実	A	都練馬児童相談所の設置（R6.6）に伴う充実 ・都区合同の検討会議の随時開催 ・虐待通告に基づく都区合同家庭訪問の随時実施
	②　子ども家庭支援センターの体制強化					
	専門職員等の増員	心理９人、福祉33人、保健師８人、会計年度任用職員相談員８人	増員	増員 （5人）	A	
	③　保護者支援の拡充					
	支援プログラムの充実	充実	充実	充実	A	都区合同のCAREプログラムの継続実施
	④　ショートステイ事業の充実					
	親子入所型ショートステイの実施	調整	開始	開始	A	R6.4開始　1か所
	子どもショートステイの充実（4か所）	実施 （3か所）	充実 （1か所）	充実 （1か所）	A	
〈都による児童相談所の設置・運営〉						
	東京都練馬児童相談所の設置・運営	工事（完了）	設置・運営	設置・運営	A	R6.6　設置、運営開始

戦略計画3　学齢期の子どもや若者の居場所の充実

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度 当初計画	令和６年度 実績	進捗状況	備　考
1　ねりっこクラブの全区立小学校での実施						
	①ねりっこクラブの拡大	計52校	7校 開始	7校 開始 （計59校）	A	
	②ねりっこひろばの充実					
	ねりっこひろば 1年生利用開始時期の前倒し	検討・準備	試行	試行	A	10校で試行
	ねりっこひろば 冬期終了時刻の延長	ー	検討	検討 一部試行	A+	R7予定を前倒しして6校で試行
2　障害児および医療的ケアが必要な児童の受入れ体制の充実						
	障害児等受入れ枠の拡大 11校	支援の単位につき2名の受入れ ※1つの支援の単位は児童45人以下	支援の単位につき3名の受入れに拡大	支援の単位につき3名の受入れに拡大	A	11校拡大
	医療的ケア児への新たな支援方針に基づく支援の実施【戦略計画4－3の再掲】	新たな支援方針の策定	実施	実施	A （再掲）	R6支援実績 学童クラブ5クラブ　5名
3　学童クラブのICT化						
	電子連絡帳の導入	準備	導入	導入	A	R6.6　全学童クラブに一斉導入
	入会申請のオンライン手続きの導入	準備	導入	導入	A	オンライン申請率43%（3,220件）
4　学齢期の子どもたちの居場所の支援						
	開館時間等の拡大 6館	4館	ー	ー	-	—
	中高生向け事業の充実	検討	実施	実施	A	充実した内容 中高生カフェの実施回数 R5：2,356回、R6：2,625回
5　就労支援プログラムの充実						
	支援プログラムの充実	充実	充実	充実	A	・支援プログラムを受け就職した方によるセミナー　2回（新） ・職場体験 R5：13回、R6：25回 ・社会体験 R5：82回、R6：174回
	職場への定着サポートの充実	充実	充実	充実	A	就労後の定期的な面談に加え、就労した若者同士の座談会を実施　5回（新）

戦略計画4　夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度 当初計画	令和６年度 実績	進捗状況	備　考
1　教育の質の向上						
(1)ICTを活用した教育内容の充実	①教員全体のICT活用能力の向上	実施	実施	実施	A	・学校別ICT活用推進計画に基づいた教育活動の充実 ・ICT活用推進リーダー研修（5回、490人）
	②指導者用デジタル教科書の導入	一部導入（全小中学校英語）	小学校へ一部導入（国語、社会、算数、理科）	小学校へ一部導入（国語、社会、算数、理科）	A	
	③教育ネットワーク回線のWi-Fi化	検討	中学校実施	中学校実施	A	
	④児童生徒用・教員用タブレットパソコンの更新	―	検討	検討	A	機種の仕様や調達方法などを検討
(2)学校司書の全校配置	学校司書の全校配置	学校図書館管理員の全校配置	検討	検討	A	学校司書の配置方法を検討
(3)小中学校の改築等の推進	① 上石神井北小学校工事（完了）	工事（一部）	工事	工事（完了）	A	R6.8　工事完了
	② 旭丘小学校 旭丘中学校 工事（完了）	工事（一部）	工事	工事	B	インターネットケーブル移設に伴う遅延が発生し、一部校舎の完成時期が延期となり、空調機の設置ができなかった。
	③ 向山小学校 工事（一部）	実施設計（一部）	実施設計	実施設計（完了）	A	R7.3　完了
	④ 田柄中学校 工事（一部）	実施設計（一部）	実施設計 工事	実施設計（完了） 工事	A	・実施設計 R6.7　完了 ・工事 R6.8　着工
	⑤ 練馬東小学校 工事（一部）	基本設計（完了）	実施設計	実施設計	A	R6.4　開始
	⑥ 豊溪小学校 工事（一部）	基本設計（完了）	実施設計	実施設計	A	R6.4　開始
	⑦ 石神井南中学校 長寿命化改修 工事（完了）	基本設計（完了）	実施設計	実施設計（完了）	A	R7.3　完了
	⑧ 立野小学校 工事（一部）	―	基本設計	基本設計（完了）	A	R7.3　完了
	⑨ 上石神井小学校 上石神井中学校 実施設計	―	基本設計	基本設計（完了）	A	R7.3　完了
	⑩ 開進第一小学校 長寿命化改修 工事（一部）	―	基本設計	基本設計（完了）	A	R7.3　完了
	⑪ 開進第二小学校 長寿命化改修 工事（一部）	―	基本設計	基本設計（完了）	A	R7.3　完了

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度 当初計画	令和６年度 実績	進捗状況	備　考
(3) 小中学校の改築等の推進	⑫ 大泉学園中学校 実施設計	—	—	基本設計	A	入札不調対策として早期発注の実施
	⑬ 中村西小学校 実施設計	—	—	基本設計	A	
	⑭ 豊玉中学校 長寿命化改修 実施設計	—	—	基本設計	A	
	⑮ 練馬小学校 基本設計	—	—	—	-	—
	⑯ 大泉第二小学校 基本設計	—	—	—	-	—
	⑰ 大泉第三小学校 長寿命化改修 基本設計	—	—	—	-	—
	⑱ 石神井西中学校 長寿命化改修 基本設計	—	—	—	-	—
(4) 小中学校体育館等の空調設備の整備	設置完了　計98校	計75校	18校	17校（計92校）	B	旭丘中学校改築工事の遅れにより7年度に設置を延期した。
	普通教室の空調設備更新と武道場への空調設備設置	検討	検討	検討・調査	A+	空調機更新が前倒して実施できるよう、調査等を早期に実施
(5) 小中学校トイレの改修	工事完了　計47校	計28校	7校	6校（計34校）	B	入札不調により1校がR7に延期となった。
(6) 区立学校の適正配置	適正配置の実施に向けた調整	新たな基本方針の策定	実施計画の策定	実施計画（素案）の公表	B	引き続き丁寧な説明を行うことを目的に計画策定を延期した。
(7) 若手教員の育成の強化	若手教員研修の充実	実施	実施・充実	実施・充実	A	・教育アドバイザー（元校長）による訪問型研修 （初年次）年3回 （2年次）年2回 （3年次）年1回 ・教育アドバイザーによる指導助言時間の増加
	教育アドバイザーの配置拡大	拡大（12名）	拡大	—	B	拡大に向けた取組を行ったものの、マッチングできなかった。（R7.4　1名増）
(8) 教員の働き方改革	① サポート人材等の配置拡大	拡大（副校長補佐92名、SSS123名、支援員256名）	拡大	拡大（副校長補佐94名、SSS119名、支援員309名）	A	SSSは減員したが、勤務時間4時間に加え7時間の職を新設、総勤務時間を拡大
	② 部活動指導員の配置拡大	拡大（13名）	拡大	拡大（23名）	A	
	③ ICTを活用した校務改善					
	校務用パソコンの利用環境整備	検討	準備	準備	A	機種の仕様や調達方法などを検討
	諸表簿の電子化	検討	準備	準備	A	R7.4　電子化開始
	クラウド型校務支援システムへの移行検討	検討	検討	検討	A	文部科学省の動向を注視し、移行に向けた検討
(9) 部活動の地域移行	部活動の地域移行	検討	検討	検討	A	部活動在り方検討委員会を5回実施

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度 当初計画	令和６年度 実績	進捗状況	備　考
2　家庭や地域と連携した教育の推進						
(1)家庭や地域との協働による学校運営と教育活動の推進	地域と協働した学校運営					
	学校運営協議会制度の導入・拡大	検証	3校導入	3校導入	A	
(2)学校安全対策の充実	門扉への電気錠の設置　95校	31校	60校	46校	B	入札不調により、中学校14校をR7に延期
	学校、保護者、地域との連携を強化した対策の充実	実施	充実	充実	A	児童・生徒、教職員、保護者等を対象とした訓練、講習会をR6は延べ50施設で実施（R5は延べ41施設）
3　支援が必要な子どもたちへの取組の充実						
(1)特別支援教育に係る新たな方針の策定	特別支援教育に係る新たな方針の策定、実施	―	方針の策定	方針の策定	A	特別支援教育実施方針を策定（R7.3）
(2)学校等における医療的ケア児の新たな支援方針の策定	医療的ケア児への新たな支援方針に基づく支援の実施	新たな支援方針の策定	実施	実施	A	R6支援実績 小学校9校　10名 中学校1校　1名
(3)不登校対策の充実	スクールソーシャルワーカーの支援体制の充実	―	充実	充実	A	統括スクールソーシャルワーカー（常勤保健師）配置　1名
	ICTを活用した相談・学習支援の充実	実施	支援環境の構築・試行	支援環境の構築・試行	A	・メタバース空間を構築 ・体験会を試行 週2日（11月および2月）
	校内別室指導支援員の配置	試行	試行・検証	試行・検証	A	・小中学校20校に校内別室支援員を配置 ・学校へのアンケート等をもとに、不登校傾向の児童生徒への効果を検証
(4)ヤングケアラーへの支援の充実	学校とスクールソーシャルワーカーの連携による早期発見の充実	実施	充実	充実	A	・ふれあい月間時の調査（年3回） ・子どもや支援者向けの啓発 ・スクールソーシャルワーカーによる学校訪問を強化し、ヤングケアラーの状況を継続的に把握
	ヤングケアラーコーディネーターの配置	検討	配置	配置	A	子ども家庭支援センターに4地域ごとに1名配置
	一人ひとりに応じた支援の実施	実施	充実	充実	A	ヤングケアラー支援連携会議を新設（計3回開催）

Ⅱ　高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち

戦略計画5　高齢者地域包括ケアシステムの深化・推進

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度 当初計画	令和６年度 実績	進捗状況	備　考
1　令和７年に向けた相談支援体制の強化						
(1)生活支援体制整備事業の拡充	① 生活支援コーディネーター体制の拡充	2人体制 4地区	27人体制 27地区	27人体制 27地区	A	日常生活圏域(4地区)を地域包括支援センター27地区に拡大
	② 高齢者と地域団体とのコーディネート件数　年間300件	―	年間300件	年間458件	A+	生活支援コーディネーターが集会などに積極的に参加し、新たな地域団体とのつながり等を設けることで、高齢者の活動の幅が広がった。
	③ 地域資源情報の登録・共有（介護サービス事業所を除く）	―	540件	566件	A+	・支援関係者間で情報共有するため、ミルモネット（地域ケア情報を登録・検索・管理できるウェブサイト）を導入し、元気高齢者を団体の活動の担い手としてつなぎ、活躍の場を拡大 ・高齢者の活動先に加え、配食事業、三療サービスなど高齢者の生活に関わる事業者に対するミルモネットの登録勧奨
(2)地域包括支援センターの増設・移転・担当地域見直し	増設場所の決定	2か所増設 計27か所	検討	検討	A	高齢者の将来人口推計等を踏まえ、増設場所を検討
	5か所移転	1か所移転準備	1か所移転 3か所移転準備	4か所移転	A+	計画を前倒しし4か所を移転した。 ・R6．9　大泉学園通り地域包括支援センター ・R7．3　大泉、関町、高野台西地域包括支援センター
	担当地域見直し （石神井地区）	―	担当地域見直し （石神井地区）	担当地域見直し （石神井地区）	A	区民の利便性等を向上するため、石神井地域の3つのセンターの担当区域を再編
(3)高齢者見守りの推進	① 高齢者在宅生活あんしん事業 年間2,700人	年間2,344人	年間2,500人	年間2,366人	B	介護施設への入所等に伴い利用終了者が増加した一方、新規利用者が伸びなかった。
	② 終活相談窓口の設置【戦略計画9-3の再掲】	検討	開始	開始	A （再掲）	R6．6　開始 相談人数　167人 件数　延339件

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度 当初計画	令和６年度 実績	進捗状況	備　考
2　認知症高齢者やその家族への更なる地域支援の充実						
	もの忘れ検診の充実	実施	充実	充実	A	対象者を70歳、75歳に加えて70歳以上の希望者に拡大
	介護サービス事業所と連携した相談窓口	―	試行	試行	A	R6．7　開始 相談件数　19件
	介護・医療事業者連携	実施	実施	実施	A	医療と介護の相談窓口連絡会を実施（24回）
3　介護保険施設等の整備						
(1)特別養護老人ホーム等の施設の整備	①　特別養護老人ホーム 計38施設 （定員2,949人）	計37施設 （定員2,761人）	着工　1施設	調整	B	国から法人への土地引渡し（貸付）が遅れたことに加え、物価高騰等の影響で工事が延期となった。
	②　ショートステイ（短期入所生活介護） 計43施設 （定員440人）	計42施設 （定員427人）	着工　1施設	調整	B	国から法人への土地引渡し（貸付）が遅れたことに加え、物価高騰等の影響で工事が延期となった。
	③　都市型軽費老人ホーム 計20施設 （定員386人）	計16施設 （定員310人）	1施設 （20人分）	1施設 （20人分）	A	R6．6　開設 （計17施設　定員330人）
(2)特別養護老人ホーム大規模改修費補助	大規模改修費補助					
	大泉特養 改修費補助実施	補助要綱策定	実施	実施	A	R6．9 着工および補助実施
	関町・富士見台特養 合築費補助実施	協議・調整	協議・調整	協議・調整	A	補助対象、補助割合について協議
	民設特養 補助要綱策定 2施設改修費補助実施	検討	検討	検討	A	補助対象、補助割合について検討
(3)練馬光が丘病院跡施設における複合施設の整備【戦略計画10-1の再掲】	開設	工事（一部）	工事	工事 （完了）	A （再掲）	R7．4　開設
(4)住まい確保支援事業の実施	住まい確保支援事業 伴走型支援の実施	実施	実施	実施	A	居住支援協議会の開催 2回 空き室物件の情報提供および伴走型支援 ・物件情報提供件数　50戸 ・伴走型支援件数　48件

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度 当初計画	令和６年度 実績	進捗状況	備　考
4　在宅生活を支える医療と介護サービス基盤の整備						
	① グループホーム 計43か所（定員743人）	計39か所（定員680人）	1か所（9人分）	1か所（9人分）	A	R6．8ずいうんホームねりま開設（計40か所　定員689人）
	② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 17か所	15か所	1か所	―	B	R6に開設する事業者からの応募がなかった。（R7以降に開設する事業者の応募があり、1か所選定）
	③ 看護小規模多機能型居宅介護 計12か所（定員344人）	計8か所（定員228人）	1か所（29人分）	1か所（29人分）	A	R6．8ずいうんホームねりま開設（計9か所　定員257人）
5　介護人材の確保・育成・定着						
	練馬福祉人材育成・研修センター事業の実施	実施	実施	実施	A	・人材確保事業（就職セミナー・就職面接会、養成研修、区民向け基礎研修） 39回 ・人材育成事業（研修） 119回 ・人材定着事業（区内の介護・障害福祉サービス事業所で働く職員等を対象とした相談窓口の設置）
	介護従事者養成研修の実施 修了者　年間150人	実施（年間150人）	実施（年間150人）	実施（年間120人）	B	周知が行き届かず、研修申込者が減少した。
	資格取得費用助成の充実 利用者　年間355人	実施（年間330人）	充実（年間355人）	充実（年間277人）	B	周知が行き届かず、申請件数が少なかった。 ・充実した内容 ケアマネジャー資格取得費用助成金の新設　7人 ・その他の実績 介護職員初任者研修受講料助成　70人 介護職員実務者研修受講料助成　132人 介護福祉士資格取得費用助成　68人
	介護福祉士養成施設の開設 【戦略計画10-1の再掲】	工事（一部）	工事・生徒募集	工事（完了）・生徒募集	A（再掲）	・R7．3生徒募集 ・R7．4開設
	介護福祉士養成施設卒業生の定着支援	検討	開始	調整	B	工事の遅れに伴い、事業者と学生をマッチングする面接会等を実施できなかった。（R7実施予定）
	介護福祉士養成施設の宿舎借り上げ支援事業の実施	検討	調整	調整	A	養成施設の運営法人と事業内容を調整
	元気高齢者介護施設業務補助事業の充実 【戦略計画6-1の再掲】	実施	充実	充実	A（再掲）	小規模事業所が利用しやすいように、人材派遣の仕組みを導入 R5 利用施設数　37施設 就業者数　65人 R6 利用施設数　44施設 就業者数　71人

戦略計画6　元気高齢者の活躍と健康づくり・フレイル予防の推進

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度 当初計画	令和６年度 実績	進捗状況	備　考
1　元気高齢者の活躍の場を拡大						
	①元気高齢者介護施設業務補助事業の充実	実施	充実	充実	A	小規模事業所が利用しやすいように、人材派遣の仕組みを導入 R5 利用施設数　37施設 就業者数　　65人 R6 利用施設数　44施設 就業者数　　71人
	②スマホ相談員の養成・派遣の実施	養成・試行	養成・実施	養成・実施	A	・相談員養成数　4人 （総相談員数　18人） ・相談会　　79回 （参加人数　　275人）
2　シニアセカンドキャリア応援事業の充実						
	シニアセカンドキャリア応援事業の充実	実施	充実	充実	A	シニア職場体験事業とシニアセカンドキャリア応援事業を統合し、参加者へのフォローアップを充実。職場体験からの就業のほか、受託事業者による職業紹介を開始 R5 セミナー　6回　（109人） R6 セミナー　6回　（149人）
3　街かどケアカフェの充実						
	①　常設型 街かどケアカフェの実施　計9か所	計6か所	2か所開設準備	2か所開設準備	A	R7．4　2か所開設 ・街かどケアカフェあじさい ・街かどケアカフェいちょう
	②　地域サロン型 計41か所	計32か所	3か所増 支援事業　開始	5か所増 （計37か所） 支援事業　開始	A+	5団体（高齢者の集いの場等の地域サロンを運営している地域団体、介護事業者、調剤薬局）との協議が整った。 運営団体に対する経費の助成を新たに開始（上限30,000円）
	③　出張型 街かどケアカフェ事業の充実	充実	充実	充実	A	リハビリ専門職による転倒防止講座の実施 R5　23回（261人） R6　54回（821人）

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度		進捗状況	備　考
			当初計画	実績		
4　フレイル予防の充実						
	①フレイル予防アプリ「フィット＆ゴー」の充実	構築、配信	充実	充実	A	・アプリから得られた趣味関心等のアンケートデータ等を分析し、AIが登録者個人の好みに合ったイベントを発信する機能を追加 ・分析用ダッシュボード（管理画面拡張）の追加
	②公衆浴場活用事業「フロ・マエ・フィットネス」の充実	開始	充実	充実	A	R5 8か所、117回実施、1,061人参加 R6 9か所、136回実施、1,540人参加
	③はつらつシニアクラブの実施	実施	実施	実施	A	18か所　36回実施
5　デジタル格差解消を目指した取組の推進						
	①高齢者向けスマートフォン教室の充実	開始	充実	充実	A	「マップ」「カメラ」「アプリの使い方」に加え、新たに「安全な使い方」、「災害のそなえ」講座を実施
	②相談窓口の設置	―	開始	開始	A	R6．４　開始 相談人数　延べ1,195人
	③スマホ相談員の養成・派遣の実施 【戦略計画6-1の再掲】	養成・試行	養成・実施	養成・実施	A （再掲）	・相談員養成数　４人 （総相談員数　18人） ・相談会　　79回 （参加人数　　275人）
6 「高齢者みんな健康プロジェクト」の拡充						
	①実施体制の強化	調整	充実	充実	A	企画調整担当職員（保健師） １人→２人 高齢者保健指導専門員 ６人→８人
	②個別訪問事業の充実	実施	充実	充実	A	個別訪問対象者に腎症重症化予防対象者を追加 R5 訪問支援実数　269人 延べ支援件数　583件 R6 訪問支援実数　295人 延べ支援件数　534件
	③講座・教室事業の充実	実施	充実	充実	A	転倒予防講習会・健康相談会 R5 実施回数　23回 参加者数　261人 R6 実施回数　54回 参加者数　821人
	④練馬区薬剤師会との連携による服薬指導・健康相談の実施	検討	開始	開始	A	R6．８　開始 相談者数　66人

Ⅲ　安心を支える福祉と医療のまち

戦略計画7　障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度 当初計画	令和６年度 実績	進捗状況	備　考
1　重度障害者への支援の充実						
(1)住まいの確保	旧石神井町福祉園用地での重度障害者グループホーム等の開設	旧石神井町福祉園除却工事 関係機関調整・設計	設計 工事	設計 工事	A	R7．３　着工
(2)地域生活支援拠点の整備	①　障害者地域生活支援センターを中心とした「面的整備型」の充実	実施	充実	充実	A	関係者協議や民間相談支援事業所への周知を通じ、地域生活支援拠点の相談機能を充実
	②　重度障害者グループホームと一体となった「多機能型」					
	旧石神井町福祉園用地での開設【戦略計画7-1の再掲】	旧石神井町福祉園除却工事 関係機関調整・設計	設計 工事	設計 工事	A （再掲）	R7．３　着工
(3)共生型サービスを活用したショートステイの充実	実施施設の拡大	1事業所で実施	拡大に向けた調整	拡大に向けた調整	A	新規開設に向けて事業者と調整を実施
2　医療的ケアが必要な障害者への支援の充実						
(1)医療的ケアが必要な障害者の通いの場の充実	三原台二丁目用地での多機能型施設の誘致 関係機関調整・設計	三原台二丁目用地の取得	事業者選定 関係機関調整	事業者選定 関係機関調整	A	・整備、運営事業者の選定 ・東京都との協議　等
	関町福祉園用地での生活介護事業所等の誘致 事業者選定 関係機関調整	―	―	―	-	―
	重症心身障害者の通所定員の拡大 定員35名	定員30名	定員31名 （1か所拡大）	定員31名 （1か所拡大）	A	Leaves練馬高野台の通所定員を1名拡大（計6名）
(2)医療的ケアに対応したショートステイの充実	医療型ショートステイの拡大	調整	調整	調整	A	実施施設の拡大について事業者と協議を実施
(3)医療的ケア児とその家族の相談支援の充実	①コーディネーターによる相談支援の充実	開始	充実	充実	A	・相談件数　343件 ・民間事業所で活動している医療的ケア児等コーディネーターへの補助を新たに開始
	②ペアピア相談員による相談支援の実施	開始	実施	実施	A	相談件数　3件

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度 当初計画	令和６年度 実績	進捗状況	備　考
３　重度化･高齢化対応と日中活動後の支援の充実						
(1) 福祉作業所における生活介護事業の開始	福祉作業所における生活介護事業の開始（3か所）	福祉作業所における生活介護事業の開始（1か所）	1か所開始 1か所調整	1か所開始 1か所調整	A	･R6．4　北町福祉作業所事業開始 ･白百合福祉作業所　事業開始に向けた工事
(2) 日中活動後の支援の充実	日中活動後の施設の活用	―	検討	検討	A	施設と利用者のニーズや施設の活用方法について協議
	移動支援の充実	実施	実施	実施	A	R6延べ利用者数　11,738人
４　就労支援の充実						
	①　就労支援の充実					
	特別支援学校およびレインボーワークから一般就労した年間の障害者数 年間98人	年間83人	年間91人	年間77人	B	法定雇用率の引上げに伴い、就労支援機関を利用せずに就労した方が増加する一方、レインボーワークにおいては、就労決定までに時間を要するケースが増加
	初期集中支援体制の強化	実施	実施	実施	A	職場定着に向けた取組として、特に離職率が高い就職後初期（3か月程度）に手厚く支援
	②重度障害者等就労支援事業の実施	検討	開始	開始	A	R6．4　開始 利用件数　1件
	③　就労支援の充実/福祉的就労への支援					
	経営コンサルタント等活用の支援 年間5施設	実施 （年間5施設）	実施 （年間5施設）	実施 （年間5施設）	A	･5施設に経営コンサルタントを派遣 ･機運醸成のため、工賃向上に向けたセミナーを開催
	ICTを活用した工賃向上支援の実施	―	検討	検討	A	電子決済システム導入説明会の開催（1回、35事業所参加）
	④農福連携の取組件数 計46件	計43件	1件	3件 （計40件）	A	･新規3件 ･取組終了6件

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度		進捗状況	備　考
			当初計画	実績		
5　障害特性に応じたきめ細やかな対応						
(1)障害者の意思疎通支援事業の充実	ICT相談窓口の充実	実施	充実	充実	A	増加するスマートフォンに関する相談に対応するため、障害特性に応じて対応できるアプリを充実
	遠隔手話通訳設置場所の拡大	検討	拡大	拡大	A	1か所拡大（こども発達支援センター）
	コミュニケーションサポーター養成研修の実施　年間40人	実施 （年間40人）	実施 （年間40人）	実施 （年間30人）	B	区報等の活用のほか練馬福祉人材育成・研修センターと連携を行うなど周知を工夫したが、参加者が伸び悩んだ。
	条例紹介動画の作成・手話言語の普及啓発	検討	作成・実施	作成・実施	A	条例の内容や手話等のコミュニケーション方法を紹介する動画を作成し、イベント等で放映
(2)　障害児一時預かり事業の実施	障害児一時預かり事業の実施 利用者数延1,000人	実施 （利用者数延876人）	実施 （利用者数延900人）	実施 （利用者数延782人）	B	周知が進み、利用登録者数は増えたが、障害児保育の拡充により就園できる児童が増えたことで、平日の利用者数が減少
(3)介護人材の確保・育成・定着【戦略計画5-5の再掲】	練馬福祉人材育成・研修センター事業の実施	実施	実施	実施	A （再掲）	・人材確保事業（就職セミナー・就職面接会、養成研修、区民向け基礎研修）　39回 ・人材育成事業（研修）　119回 ・人材定着事業（区内の介護・障害福祉サービス事業所で働く職員等を対象とした相談窓口の設置）
(4)ペアレントトレーニングの実施・障害児のきょうだい児支援	①　ペアレントトレーニング等の実施	―	検討	検討	A	R7からの開始に向け、事業内容を検討
	②　障害児のきょうだい児支援の実施	―	検討	検討	A	R7からの開始に向け、事業内容を検討
(5)精神障害者等への支援の充実	長期入院患者の地域移行・定着の支援	実施	調査実施・分析	調査実施・分析	A	・区内精神病院に対し長期入院に関する調査を実施 ・関係機関会議を開催（1回）

戦略計画8　ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度		進捗状況	備　考
			当初計画	実績		
1　ひとり親家庭自立応援プロジェクトの充実						
	転宅費用助成の実施	検討	開始	開始	A	R6．4　開始 助成件数20件
	ひとり親家庭ホームヘルプサービスの充実	実施	充実	充実	A	家事支援の内容を充実するとともに事業者へのサービス報酬単価を増額 ・通常2,000円→2,800円 ・付加2,500円→3,400円
	離婚前後親支援講座の実施	検討	開始	開始	A	R6．11　実施（オンライン） 受講者数54人
	ADR(裁判外紛争解決手続）費用助成の充実	検討	充実	充実	A	・支給上限額を増額 50,000円→70,000円 ・紛争解決に至らない場合についても助成を開始 助成額　50,000円
2　生活困窮者への支援体制の強化						
	生活サポートセンターでオンライン相談を実施	検討	開始	開始	A	・R6．4　開始　　実績2件 ・これまで対面で対応していた継続相談者へのオンライン相談を検討
	AIチャットボットによる情報提供	検討	開始	開始	A	R6．10　ホームページ上でAIチャットボットでの情報提供を開始
	石神井庁舎での相談・アウトリーチ相談の実施	実施	実施	実施	A	・石神井地域における相談 45回延108名 ・自宅等への訪問や支援機関等への同行 延853名
	石神井公園駅南口西地区の再開発ビルへの生活サポートセンター設置に向けた準備	調整	調整	調整	A	内装やレイアウトに関する協議・調整
3　生活保護受給世帯に対する自立支援の充実						
	就労支援の推進	実施	充実	充実	A	・就労サポーター8人→11人 ・就職者数537人
4　困難な問題を抱える女性への支援の強化						
	困難女性支援に関する基本計画の策定に基づく支援の実施	検討	策定	策定	A	・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく市町村計画を「第6次練馬区男女共同参画計画」に包含して策定（R7．3） ・支援調整会議の要綱策定
	若年女性のための居場所事業の実施	検討	検討	検討	A	・居場所事業、LINE相談事業等の具体的内容を検討 ・R7．4　若年女性支援事業（居場所）開始

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度 当初計画	令和６年度 実績	進捗状況	備　考
5　児童相談体制「練馬区モデル」の強化【戦略計画2-2の再掲】						
	①　迅速かつ一貫した児童虐待への対応強化					
	都区の連携強化充実	調整	充実	充実	A（再掲）	都練馬児童相談所の設置（R6.6）に伴う充実 ・都区合同の検討会議の随時開催 ・虐待通告に基づく都区合同家庭訪問の随時実施
	②　子ども家庭支援センターの体制強化					
	専門職員等の増員	心理９人、福祉33人、保健師８人、会計年度任用職員相談員８人	増員	増員（５人）	A（再掲）	
	③　保護者支援の拡充					
	支援プログラムの充実	充実	充実	充実	A（再掲）	都区合同のCAREプログラムの継続実施
	④　ショートステイ事業の充実					
	親子入所型ショートステイの実施	調整	開始	開始	A（再掲）	R6.4開始　1か所
	子どもショートステイの充実（4か所）	実施（3か所）	充実（1か所）	充実（1か所）	A（再掲）	
6　ヤングケアラーへの支援の充実【戦略計画4-3の再掲】						
	学校とスクールソーシャルワーカーの連携による早期発見の充実	実施	充実	充実	A（再掲）	・ふれあい月間時の調査（年3回） ・子どもや支援者向けの啓発 ・スクールソーシャルワーカーによる学校訪問を強化し、ヤングケアラーの状況を継続的に把握
	ヤングケアラーコーディネーターの配置	検討	配置	配置	A（再掲）	子ども家庭支援センターに4地域ごとに1名配置
	一人ひとりに応じた支援の実施	実施	充実	充実	A（再掲）	ヤングケアラー支援連携会議を新設（計3回開催）

戦略計画9　民間ならではの多様な活動と連携した地域福祉の推進

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度 当初計画	令和６年度 実績	進捗状況	備　考
1　地域活動の推進						
	①「つながるカレッジねりま（福祉分野）」の実施	実施	実施	実施	A	・全29日の講義 ・卒業後、地域活動に繋がるための個人面談 ・地域活動マッチングイベント
	②生活支援コーディネーター体制の拡充【戦略計画5-1の再掲】	２人体制 ４地区	27人体制 27地区	27人体制 27地区	A （再掲）	日常生活圏域(4地区)を地域包括支援センター27地区に拡大
	③ ユニバーサル社会づくりの推進					
	講座の充実	実施	充実	充実	A	ユニバーサルデザインを継続的に学ぶ機会としてステップアップ講座を開設 大人向け地域講座４回 ステップアップ講座２回
	体験教室の充実	実施	充実	実施	B	受け入れ枠を拡充したが、学校側からの申し込みが伸びなかった。 小学校10校
2　重層的な支援体制の強化						
	①アウトリーチ型の支援体制の強化	開始 （２人体制）	充実 （４人体制）	充実 （４人体制）	A	支援関係機関等へつないだ件数　66件（R５　45件） 個別訪問　135件（R５　24件）
	②社会参加に向けた居場所支援の充実	開始	実施	実施	A	あすはステーション（居場所）利用者数66名　延619名
3　権利擁護支援事業の充実						
	終活相談窓口の設置	検討	開始	開始	A	R6．６　開始 相談人数　　167人 件数　　延339件
	権利擁護事業の充実	検討	充実	充実	A	市民後見人が安心して後見業務を行うことができるよう、後見監督マニュアルを改訂し、後見監督業務の仕組みと機能を充実
4　再犯防止を推進するための取組						
	再犯防止推進計画の策定に基づく支援の実施	検討	策定	策定	A	R7．３　練馬区再犯防止推進計画を盛り込んだ「練馬区地域福祉計画～みんなでつくる誰もが安心して暮らせるまちプラン～」を策定
	再犯防止支援会議の設置、個別支援の実施	検討	検討	検討	A	支援会議設置に向け、練馬区保護司会と定期的に意見交換

戦略計画10　安心して医療が受けられる体制の整備

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度 当初計画	令和６年度 実績	進捗状況	備　考
1　練馬光が丘病院跡施設における複合施設の整備						
	開設	工事（一部）	工事	工事 （完了）	A	R7．４　開設
	改修工事費負担金の支出（完了） 設備整備費補助（完了）	―	改修工事費負担金の支出 設備整備費補助	・改修工事費負担金の支出に向けた協議 ・設備整備費補助	B	・工事の遅れに伴い、申請書類が整わず、R7に予算を繰越して支出 ・設備整備費補助金は、R6に支出完了
2　災害時や感染症拡大時に備えた医療体制の整備						
	調整・協議	調整・協議	調整・協議	調整・協議	A	順天堂練馬病院と調整・協議
3　新たな病院整備の検討						
	関係機関との調整・協議	調整・協議	調整・協議	調整・協議	A	関係機関と調整・協議
4　在宅医療提供体制の充実						
	練馬区医師会医療連携・在宅医療サポートセンターと連携した在宅医療提供体制の充実	実施	充実	充実	A	・練馬区医師会在宅医療推進強化事業小委員会へ参加 ・在宅医療休日夜間診療体制のモデル事業の実施 ・他科連携支援モデル事業の実施
	ACPの普及啓発	―	開始	開始	A	・ACP周知セット配布数(区民向け) 約45,000部 ・ACP勉強会（専門職向け）参加人数 第１回52名 第２回47名
5　練馬区感染症ネットワークの推進						
	練馬区感染症ネットワーク会議の開催	開催	実施	実施	A	・会議1回開催（web） ・会議参加医療機関等に健康危機対処計画策定に係る意見照会 ・定期的な情報共有

戦略計画11　身体とこころの健康づくりを応援

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度 当初計画	令和６年度 実績	進捗状況	備　考
1　区の特色を生かした健康づくり						
	練馬健康管理アプリ「ねりまちてくてくサプリ」					
	コンテンツの充実	充実	充実	充実	A	・新たなウォーキングコース作成（1コース） ・健康コラム連載（計5回）
	健康インセンティブ事業の実施	実施	実施	実施	A	健康キャンペーン（計6回）
	「ちゃんとごはん」プロジェクトの拡充					
	対象施設の拡大	実施	拡大	拡大	A	新たに、高松みらいのはたけで1回実施 （小学生親子7組14名）
	食育応援店等との連携	―	開始	開始	A	食育応援店が講師となる講座を「高松みらいのはたけ」で実施
2　ナッジ理論や健診データを活用した受診勧奨						
	受診率向上に向けたがん検診等案内の工夫	検証	実施	実施	A	・健康診査の対象者にがん検診受診券を同封し一斉発送 ・ナッジ理論を用いた封筒および案内冊子を活用
	個別勧奨の実施	計画作成準備	計画作成・実施	計画作成・実施	A	受診勧奨通知を発送 （対象者178名）
3　がん対策の推進						
(1) 健康診査とがん検診における同時受診の拡充	同時受診可能な医療機関の充実	現状把握と課題の整理	協議	協議	A	練馬区医師会を通して健診（検診）協力医療機関に同時受診拡充の協力を依頼（R7同時受診新規開始４機関）
(2) がん患者および家族の支援	①ウィッグ等購入費用の助成	準備	開始	開始	A	R6．5　開始 購入費用助成延538人
	②がん患者等支援連絡会の開催	実施	実施	実施	A	年2回（7月、1月）
	③順天堂練馬病院がん相談支援センターとの連携事業の充実	実施	充実	充実	A	がん征圧月間1回 がん予防啓発講演会1回 図書館への冊子配布3回 上記三つの取組に加えて新たに薬剤師会への冊子配布1回
	④がんに関する相談窓口等情報の周知、普及啓発（リーフレットの作成）	―	作成・実施	作成・実施	A	「練馬区がんサポートブック」5000部配布

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度		進捗状況	備　考
			当初計画	実績		
４　こころの健康問題を抱える方等への支援						
	NPO法人と連携した相談支援の実施	―	開始	開始	A	・R6．４　SNSや電話による相談に通年で対応しているNPO法人と連携し、相談者の支援を開始 ・支援件数6件
	LINEやアプリ等を活用した情報発信の強化	・LINE等を活用した相談窓口の周知 ・コラムの掲載	充実	充実	A	・アルコール関連問題啓発週間等の周知を開始 ・専門家によるコラム（2テーマ）をホームページに追加
	メンタルヘルスケア講座の実施　延90人	―	開始 （年間30人）	開始 （年間48人）	A+	・区内経済団体のほか、介護・障害福祉サービス事業所等にも事業周知を行うことで、当初の計画を上回る人数が受講 ・経営者等向けメンタルヘルスケア講座　１回実施
	ゲートキーパー養成講座の実施　計21回実施、延1,050人	実施 （年間8回、756人）	実施 （年間7回、350人）	実施 （年間8回、698人）	A+	若年者の自殺者数が増えていることを踏まえ、当初の計画に加えて、高校生向けのゲートキーパー養成講座を追加で1回実施
	自殺未遂者支援事業の実施	―	開始	開始	A	・R6．４　保健師・地域精神保健相談員が、順天堂練馬病院と連携し、自殺未遂者や家族の相談に応じ、支援 ・支援件数 60件 ・事例検討会 2回実施

Ⅳ　安全・快適、みどりあふれるまち

戦略計画12　地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度 当初計画	令和６年度 実績	進捗状況	備　考
1　「攻めの防災」を更に加速化						
(1) 木造住宅密集地域での火災延焼を防ぐ！	①木造住宅密集地域における道路・公園の整備と不燃化の着実な推進					
	(ｱ)貫井･富士見台地区					
	地区計画素案作成	—	次期計画区域選定	次期計画区域選定	A	「貫井中部地区まちづくり計画検討会」の設立・検討開始
	新防火規制区域の指定に向けた合意形成活動	—	次期区域選定	次期区域選定		
	A路線 用地買収（一部） 設計	用地買収（一部）	用地買収 関係機関調整	用地買収 関係機関調整		地権者等との用地折衝、用地取得および都協議
	1号線 富士見台駅周辺交通施設 用地買収（一部）	用地買収（一部）	用地買収 関係機関調整	用地買収 関係機関調整		地権者等との用地折衝、用地取得および事業区域の変更
	新設道路 事業決定	—	測量・設計 関係機関調整	関係機関調整		都協議
	密集事業実施地区における改善事業の実施	—	制度充実 周知・助成	制度充実 周知・助成		老朽木造住宅の除却・建替え、狭あい道路の拡幅、危険なブロック塀等の撤去等に係る助成の充実、周知
	(ｲ) 桜台東部地区					
	地区計画原案作成	素案検討	素案検討	素案検討	A	まちづくり協議会4回実施
	新防火規制区域の指定に向けた合意形成活動	—	合意形成活動	合意形成活動		
	防災道路1号線 測量 用地買収（一部）	合意形成 測量	測量	測量		現況測量完了
	密集事業実施地区における改善事業の実施	—	制度充実 周知・助成	制度充実 周知・助成		老朽木造住宅の除却・建替え、狭あい道路の拡幅、危険なブロック塀等の撤去等に係る助成の充実、周知
	②防災まちづくり推進地区における改善事業					
	地区における改善事業の実施	周知・助成	周知・助成	周知・助成	A	・まちづくりニュース （2回×3地区） ・啓発イベント （1回×3地区） ・個別訪問等による助成制度の周知・活用促進

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度 当初計画	令和６年度 実績	進捗状況	備　考
(1)木造住宅密集地域での火災延焼を防ぐ！	③出火防止対策の強化					
	防災まちづくり事業実施地区における感震ブレーカーの貸与 計480件 取付支援の実施	—	貸与　160件 実施	貸与　271件 実施	A+	・能登半島地震の発生等により区民の防災意識が高まる中、対象世帯への個別周知等を実施したことにより、計画を上回る申請があった。 ・取付支援を希望する申請者に対し、専門業者が取付
	個別避難計画作成対象者への感震ブレーカーの貸与 計1,440件 取付支援の実施 【戦略計画12-4の再掲】	—	貸与　480件 実施	貸与　846件 実施	A+ （再掲）	・能登半島地震の発生等により区民の防災意識が高まる中、対象世帯への個別周知等を実施したことにより、計画を上回る申請があった。 ・取付支援を希望する申請者に対し、専門業者が取付
	④地域の初期消火力の強化					
	(ｱ) 消火用スタンドパイプの設置 計22基	—	12基	12基	A	防災まちづくり事業実施地区内の区立施設やコンビニにスタンドパイプを設置
	(ｲ) 初期消火訓練 年間参加者数 15,000人	防災訓練車の購入	15,000人	16,513人	A+	避難拠点運営連絡会の総会で訓練車を周知したことなどにより、地域における訓練回数と参加者数の増加につながった。
	(ｳ) 区民防災組織へのスタンドパイプの配備 計280本	250本	10本	25本	A+	計画を上回る配備を実施
	(ｴ) 初期消火講習会の実施 【戦略計画12-5の再掲】	—	開始	開始	A （再掲）	・模擬消火栓を使用した初期消火の体験学習を実施 ・1回実施　16名受講
(2)建築物を倒壊させない！	旧耐震住宅の耐震助成 耐震改修　計1,104件	計774件	啓発・助成	啓発・助成	A	・簡易耐震診断の実施 ・耐震相談会（5回）の開催 ・個別訪問等による助成制度の活用を促進 （改修助成50件）
	新耐震木造住宅の耐震助成 耐震改修　計11件	—	啓発・助成	啓発・助成	A	・簡易耐震診断の実施 ・耐震相談会（5回）の開催 ・個別訪問等による助成制度の活用を促進 （改修助成5件）

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度		進捗状況	備　考
			当初計画	実績		
(3) 避難・物資輸送経路を確保！	①危険なブロック塀等の撤去促進					
	危険なブロック塀等撤去 周知・助成 (助成件数　計877件)	周知・助成 (助成件数 計485件)	周知・助成 (助成件数　130件)	周知・助成 (助成件数　81件)	B	・危険な塀の助成金額の拡充期間を再延長し、所有者へ戸別訪問を実施し助成事業を周知 ・撤去意向のある所有者に対して、個別に案内等を行ったが、撤去手続きまで至らないケース等があった。
	防災まちづくり事業実施地区における助成制度の拡充	—	制度拡充	制度拡充	A	防災まちづくり事業実施地区（防災まちづくり推進地区・密集事業実施地区）を対象に助成金額拡充（17,000円→19,000円　閉塞防止路線沿いの塀については17，000円⇒21，000円）
	②輸送道路沿道建築物の耐震化					
	(ｱ) 特定緊急輸送道路沿道の耐震化 耐震改修 83件/101件	82件/101件	啓発・助成	啓発・助成	A	対象建築物への個別訪問等を実施し、耐震化を促進 (交付決定１件)
	(ｲ) 一般緊急輸送道路沿道の耐震助成 耐震改修等　計61件	計　31件	啓発・助成	啓発・助成	A	対象建築物への個別訪問等を実施し、アドバイザー制度や助成制度の活用を促進 (改修等助成６件)
	(ｳ) 地域輸送道路沿道建築物 検討	調査	調査・検討	調査・検討	A	路線の幅員、延長距離および沿道建築物の対象数等を調査し、路線指定を検討

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度 当初計画	令和６年度 実績	進捗状況	備　考
(3) 避難・物資輸送経路を確保！	③防災道路整備の着実な推進【戦略計画12-1の再掲】					
	(ｱ)貫井･富士見台地区					
	地区計画素案作成	—	次期計画区域選定	次期計画区域選定	A（再掲）	「貫井中部地区まちづくり計画検討会」の設立・検討開始
	新防火規制区域の指定に向けた合意形成活動	—	次期区域選定	次期区域選定		
	A路線 用地買収（一部） 設計	用地買収（一部）	用地買収 関係機関調整	用地買収 関係機関調整		地権者等との用地折衝、用地取得および都協議
	1号線 富士見台駅周辺交通施設 用地買収（一部）	用地買収（一部）	用地買収 関係機関調整	用地買収 関係機関調整		地権者等との用地折衝、用地取得および事業区域の変更
	新設道路 事業決定	—	測量・設計 関係機関調整	関係機関調整		都協議
	密集事業実施地区における改善事業の実施	—	制度充実 周知・助成	制度充実 周知・助成		老朽木造住宅の除却・建替え、狭あい道路の拡幅、危険なブロック塀等の撤去等に係る助成の充実、周知
	(ｲ) 桜台東部地区					
	地区計画原案作成	素案検討	素案検討	素案検討	A（再掲）	まちづくり協議会4回実施
	新防火規制区域の指定に向けた合意形成活動	—	合意形成活動	合意形成活動		
	防災道路1号線 測量 用地買収（一部）	合意形成 測量	測量	測量		現況測量完了
	密集事業実施地区における改善事業の実施	—	制度充実 周知・助成	制度充実 周知・助成		老朽木造住宅の除却・建替え、狭あい道路の拡幅、危険なブロック塀等の撤去等に係る助成の充実、周知
	④都市計画道路事業にあわせた延焼遮断帯の形成					
	防火地域の指定（4地区）	指定（補助230号線沿道、放射35号線沿道等）	―	―	-	―
(4) 避難所の備蓄物資を充実！	備蓄物資等の充実					
	携帯トイレ 計435,240回分	計183,000回分	84,080回分	84,100回分	A	
	アレルギー対応食 計57,710食	計33,320食	8,130食	8,160食	A	
	防災井戸用ろ過器 計4台	—	4台	4台	A	
	備蓄倉庫整備 計24か所	計22か所	1か所建築 1か所改修	1か所建築 1か所改修	A	・建築：石神井台防災備蓄倉庫 ・改修：高松防災備蓄倉庫

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度		進捗状況	備　考
			当初計画	実績		
2　中高層マンション防災対策の推進						
	「中高層住宅の防災対策ガイドブック」の改訂・発行【戦略計画12-5の再掲】	―	改訂	改訂	A （再掲）	・タイトルをわかりやすく「マンション防災ガイドブック」に変更。マンション特有の被害とその対策について記載を充実 ・R7.7より全戸配布を開始
	応急給水栓やマンホールトイレの整備への補助 6組織	―	制度周知	制度周知	A	補助対象のマンション防災会に対し、個別に制度を周知
3　水害への対策（河川、下水道の早期整備および流域対策の推進）						
	①河川改修の早期実施・下水道幹線施設整備等の東京都への要請	要請	要請	要請	A	東京河川改修促進連盟および特別区下水道事業促進連絡会を通じて都に要請
	②流域対策の推進 対策量 計 637,000㎥	計 615,232㎥	9,000㎥	16,123㎥	A+	雨水流出抑制施設の公共施設への設置、民間施設への指導・助成を着実に進めた。
	③総合治水計画の見直し	―	検討	検討	A	都および関係区市で構成されている東京都総合治水対策協議会を通じて情報収集

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度 当初計画	令和６年度 実績	進捗状況	備　考
４　避難行動要支援者対策の推進						
	①避難行動要支援者の安否確認体制の強化と個別避難計画の作成					
	避難行動要支援者名簿の随時更新	名簿の現況調査（全件調査）	更新	更新	A	避難行動要支援者名簿を更新（年2回）
	個別避難計画の作成 計22,000人	作成 5,037人	作成 9,600人 新規登録者分	作成 5,764人 （新規登録者分） 365人	B	・避難行動要支援者名簿の全件調査に未回答の方が想定以上にいた。 ・個別避難計画の作成を優先的に進める避難行動要支援者のみ世帯の中で、未回答の方に対して、勧奨通知を発送 ・個別避難計画を新規登録者を含めて6,129人分作成
	名簿・計画を活用した訓練の実施	実施	実施	実施	A	各種安否確認訓練 ・避難拠点訓練（2か所） ・震災総合訓練（全98か所） ・1月期訓練（各総合福祉事務所職員による安否確認） ・介護・障害福祉サービス事業所訓練（147か所） ・地域包括支援センター訓練（27か所） ・その他防災会による独自の安否確認訓練
	②福祉避難所への直接避難の検討、試行実施、拡大検討	検討	検討・試行実施	検討・試行実施	A	福祉避難所への直接避難の実施に向けて、図上訓練を実施
	③避難行動要支援者の自宅の地震・火災対策支援					
	個別避難計画作成対象者への感震ブレーカーの貸与 計1,440件 取付支援の実施	―	貸与　480件 実施	貸与　846件 実施	A+	・能登半島地震の発生等により区民の防災意識が高まる中、対象世帯への個別周知等を実施したことにより、計画を上回る申請があった。 ・取付支援を希望する申請者に対し、専門業者が取付
	個別避難計画作成対象者への家具転倒防止器具等の設置支援の実施	―	実施	実施	A	・設置支援：1,230件 ・取付支援を希望する申請者に対して、専門業者が取付

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度		進捗状況	備　考
			当初計画	実績		
5　地域の防災力の強化						
(1) 区民の行動変容につながる周知・啓発	刊行物の改訂・発行 ・防災の手引 ・中高層住宅の防災対策ガイドブック ・防犯・防火ハンドブック	—	刊行物の改訂	刊行物の改訂	A	・防災の手引 　在宅避難の重要性と、その準備に向けた内容を充実 ・中高層住宅の防災対策ガイドブック 　タイトルをわかりやすく「マンション防災ガイドブック」に変更。マンション特有の被害とその対策について記載を充実 ・防犯・防火ハンドブック 　特殊詐欺や侵入犯罪などへの対策について記載を充実 ・R7.7より全戸配布を開始
	区ホームページ内防災、防犯・防火コンテンツの改訂	—	検討	検討	A	ホームページ内各コンテンツの閲覧状況を調査し、サイト構成について検討
	防災学習コンテンツの作成・配信【戦略計画12-5の再掲】	—	作成・配信 （風水害・乳幼児の防災）	作成・配信	A （再掲）	風水害対策、乳幼児の保護者向け防災対策に関する動画を作成・配信
(2) 地域別防災マップの作成・訓練の実施	計14地区作成 計16地区訓練実施 （うち2地区は2回目）	計10地区作成 計7地区訓練実施	3地区作成 3地区訓練実施	3地区作成 3地区訓練実施	A	・3地区でワークショップを実施し、地域別防災マップを作成 ・R5に作成した3地区でマップを活用した訓練を実施
(3) ねりま防災カレッジ事業の充実	ねりま防災カレッジの年間受講者数 1,100人	994人	1,100人	1,034人	B	・防災に関する各種講座・講習会を実施 ・募集定員を超える講座もあったが、本人都合等による欠席等が一定数発生
	防災学習コンテンツの作成・配信	—	作成・配信 （風水害・乳幼児の防災）	作成・配信	A	風水害対策、乳幼児の保護者向け防災対策に関する動画を作成・配信
	初期消火講習会の実施	—	開始	開始	A	・模擬消火栓を使用した初期消火の体験学習を実施 ・1回実施　16名受講
(4) 区民防災組織等の取組支援	防災訓練年間参加者数 74,000人	82,085人	74,000人	79,458人	A+	能登半島地震の発生等により区民の防災意識が高まり、訓練回数と参加者数の増加につながった。

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度 当初計画	令和６年度 実績	進捗状況	備　考
関連する事業						
1　都市インフラの計画的更新						
	①橋梁 【戦略計画13-4の再掲】 設計　計51橋 工事　計50橋	設計　計29橋 工事　計31橋	8橋 8橋	8橋 7橋	B （再掲）	鋼橋の材料調達の都合により1橋をR7施工とした。
	②道路陥没対策 【戦略計画13-4の再掲】 桝取付管取替（道路工事） 延長61,600m	延長45,600m	延長5,000m	延長4,200m	B （再掲）	路面改良工事と合わせて道路陥没対策を実施。現場の状況や施工内容により延長に増減はあるが、必要な桝取付管の取替は実施
	③街路灯・公園灯の省エネ化 街路灯 LED化 計16,618基	計9,118基	2,500基	3,242基 （計12,360基）	A+	計画を前倒しして街路灯の省エネ化を進めた。
	公園灯 LED化 計559基	計200基	120基	229基 （計429基）	A+	計画を前倒しして公園灯の省エネ化を進めた。
	④公園遊具 更新　計269基	計238基 長寿命化計画改定	13基	14基 （計252基）	A+	遊具点検結果を踏まえ、速やかに更新した。

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度 当初計画	令和６年度 実績	進捗状況	備　考
2　地域の安全対策の推進						
	①地域防犯防火連携組織 計50学区域	計41学区域	3学区域設立	設立なし	B	連携組織設置に向けて地域に働きかけを行ったが、協議に時間を要するなどの理由から、設立に至らなかった。
	②防犯カメラ設置 新規60台 （計1,018台） 更新150台	計958台	新規20台 （計978台） 更新50台	新規48台 （計1,006台） 更新28台	A	（新規） 補助率引上げや周知の充実を図ったことにより設置台数が大幅に増えた。 （更新） カメラの性能や耐用年数の向上に伴い、既存カメラを継続利用する団体が多かった。
	③防犯・防火に係る周知・啓発の充実					
	「防犯・防火ハンドブック」の改訂・発行【戦略計画12-5の再掲】	―	改訂	改訂	A （再掲）	・特殊詐欺や侵入犯罪などへの対策を充実 ・R7.7より全戸配布を開始
	区ホームページ内防災、防犯・防火コンテンツの改訂【戦略計画12-5の再掲】	―	検討	検討	A （再掲）	ホームページ内各コンテンツの閲覧状況を調査し、サイト構成について検討

戦略計画13　みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度 当初計画	令和６年度 実績	進捗状況	備　考
1　都市計画道路の整備						
(1)都市計画道路の整備（区施行）	都市計画道路の整備 事業中　　8区間					
	① 補助135号線および補助232号線（大泉学園駅南側地区） 取組方針策定 重点地区まちづくり計画案の検討 合意形成活動 測量 生活再建支援事業実施	取組方針案の検討 ― 合意形成活動 ― 実施	策定 検討区域の指定 合意形成活動 ― 実施	策定 検討 合意形成活動 ― 実施	＊	・取組方針を策定 ・重点地区まちづくり計画の検討区域の指定について引き続き検討 ・生活再建支援制度により用地取得
	② 補助135号線（補助156号線交差部） 用地買収 設計	用地買収（一部）	用地買収	用地買収	＊	地権者等との用地折衝、用地取得
	③ 補助135号線（補助230号線交差部） 用地買収（一部） 設計 整備（一部）	用地買収（一部）	用地買収	関係機関調整	＊	用地取得に向けて地権者等と用地折衝
	④ 補助135号線（青梅街道～新青梅街道間） 用地買収（一部）	測量	測量 設計	測量 設計	＊	・用地測量 ・道路予備設計
	⑤ 補助230号線（青梅街道～新青梅街道間） 用地買収（一部）	事業認可	用地買収	関係機関調整	＊	用地補償説明会を開催、用地折衝
	⑥ 補助232号線Ⅰ-2期 用地買収（一部） 設計	用地買収（一部）	用地買収	用地買収	＊	地権者等との用地折衝、用地取得
	⑦ 区画街路1号線 設計 整備（一部）	設計 整備（一部）	整備	整備	＊	街築舗装工事

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度 当初計画	令和６年度 実績	進捗状況	備　考
(1) 都市計画道路の整備（区施行）	⑧ 外環の2（上石神井駅交通広場） 用地買収（一部）	関係機関調整	用地買収	関係機関調整	＊	・交通管理者協議 ・用地取得に向けて地権者等と用地折衝
	⑨ 区画街路8号線（武蔵関駅交通広場） 用地買収（一部）	事業認可	用地買収	関係機関調整	＊	西武新宿線連続立体交差事業等とともに用地補償説明会を開催、用地折衝
	第四次事業化計画に続く整備方針の調査・検討	調査・検討	調査・検討	調査・検討	A	・区内都市計画道路の整備状況の調査 ・新たな都市計画道路の整備方針における優先整備路線（案）の検討
2　大江戸線の延伸						
	事業化に向けた手続の促進	促進	促進	促進	A+	都の庁内PTがこれまでの検討をとりまとめ、区の財政負担など一定条件のもとで、収支採算性が確保できるとした。
	促進活動	促進活動	促進活動	促進活動	A	大江戸線延伸促進期成同盟 ・幹事会、総会の開催　4回 ・練馬まつり、地区祭等への参加　8回 ・大江戸線延伸推進会議　1回 ・啓発活動（延伸マルシェ）　1回
	基金の積み増し	―	積み増し	積み増し	A	30億円積み増し （累計　80億円）
3　西武新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業および側道整備事業						
	連続立体交差事業および側道整備事業 調整	調整 事業認可	調整	調整	＊	・用地補償説明会を開催、用地折衝 ・関連事業との事業間調整会議を開催
	側道整備事業 用地買収（一部）	設計 事業認可	用地買収	関係機関調整	＊	西武新宿線連続立体交差事業等とともに用地補償説明会を開催、用地折衝
	沿線区市とまちづくりの取組等について連携・協議	連携・協議	連携・協議	連携・協議	＊	西武新宿線連続立体交差事業等とともに用地補償説明会を開催、用地折衝

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度 当初計画	令和６年度 実績	進捗状況	備　考
４　橋梁等の機能保全						
	①橋梁 設計　計51橋 工事　計50橋	設計　計29橋 工事　計31橋	8橋 8橋	8橋 7橋	B	鋼橋の材料調達の都合により1橋をR7施工とした。
	②道路陥没対策 桝取付管取替 （道路工事） 延長61,600m	延長45,600m	延長5,000m	延長4,200m	B	路面改良工事と合わせて道路陥没対策を実施。現場の状況や施工内容により延長に増減はあるが、必要な桝取付管の取替は実施
関連する事業						
１　生活幹線道路の整備						
	生活幹線道路の整備 事業完了　1区間 事業中　　4区間					
	⑴　練馬主要区道3号線 用地買収（一部） 設計 整備（一部）	用地買収（一部） 設計	用地買収 設計 整備 関係機関調整	用地買収 設計 整備 関係機関調整	*	・地権者等との用地折衝、用地取得 ・橋梁拡幅のための計画・設計方針について都と協議 ・道路拡幅に伴う学校敷地内の擁壁改修工事
	⑵　練馬一般区道22-101号線3工区および練馬主要区道39号線 用地買収 設計	用地買収（一部） 整備（一部）	用地買収	関係機関調整	*	用地取得に向けて地権者等と用地折衝
	⑶　練馬主要区道30号線 設計	関係機関調整	設計 関係機関調整	設計 関係機関調整	*	.・詳細設計 .・交通管理者との協議
	⑷　練馬主要区道32号線 整備（完了）	設計 整備（一部）	整備	整備	*	・電線管理者による引込管連系管工事 ・街築舗装工事
	⑸　練馬主要区道56号線 用地買収 整備（一部）	用地買収 整備（一部）	用地買収	関係機関調整	*	・R6に未買収地の取得を見込んでいたが、地権者と交渉、R5に取得完了 ・R6より移設位置や時期に関する占用企業者との調整を前倒しで着手

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度 当初計画	令和６年度 実績	進捗状況	備　考
2　自転車駐車場の整備						
	①自転車駐車場整備					
	平和台駅地上	関係機関調整	関係機関調整	関係機関調整	A	自転車駐車場部分となる放射35号線の道路中央分離帯の線形変更に伴う修正設計について、都と協議・調整
	氷川台駅周辺	用地折衝 用地確保(3か所) 関係機関調整 整備(470台)	用地折衝 用地買収 関係機関調整	用地折衝 用地買収 関係機関調整	A	・氷川台三丁目用地(約580㎡)を取得 ・放射36号線の状況を踏まえた、自転車駐車場の確保に関する検討、都などの関係機関との協議・調整
	武蔵関駅周辺	用地折衝 関係機関調整	用地折衝 関係機関調整	用地折衝 関係機関調整	A	西武新宿線連続立体交差事業等の周辺事業の状況を踏まえた、自転車駐車場の確保に関する検討、都などの関係機関との協議・調整
	上石神井駅周辺	―	用地折衝 関係機関調整	用地折衝 関係機関調整	A	西武新宿線連続立体交差事業等の周辺事業の状況を踏まえた、自転車駐車場の確保に関する検討、都などの関係機関との協議・調整
	②大型自転車等優先・専用置場の拡充	―	拡充	拡充	A	チャイルドシート付き自転車等の専用・優先置場を7施設で拡充
	③自転車駐車場の定期利用Web申請等の拡大	一部導入	拡大	拡大	A	利用待機者の繰上げに伴う定期利用について、Web申請を開始
3　自転車レーン等の整備						
	関係機関への働きかけ・調整	働きかけ・調整	働きかけ・調整	働きかけ・調整	A	・都主催の自転車通行空間ネットワーク計画調整部会に参加し、都区の動向を把握し情報を共有 ・練馬区自転車駐車対策協議会で、国や都などの関係機関と意見交換し、自転車レーン等の整備を働きかけ
	整備内容の検討・調整	検討・調整	検討・調整	検討・調整	A	都市計画道路等の新設に併せた整備を継続するとともに、既設区道への整備について検討

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度 当初計画	令和６年度 実績	進捗状況	備　考
４　無電柱化の推進						
	無電柱化 【事業完了】13路線 〔延長3,729m〕	【事業完了】12路線 〔延長3,279m〕 【事業中】 14路線				
	道路新設等に伴い無電柱化する路線					
	①補助135号線（補助156号線交差部） 用地買収 設計	用地買収（一部）	用地買収	用地買収	＊	地権者等との用地折衝、用地取得
	②補助135号線（補助230号線交差部） 用地買収（一部） 設計 整備（一部）	用地買収（一部）	用地買収	関係機関調整	＊	用地取得に向けて地権者等と用地折衝
	③補助135号線 （青梅街道～ 新青梅街道間） 用地買収（一部）	測量	測量 設計	測量 設計	＊	・用地測量 ・道路予備設計
	④補助230号線（青梅街道～新青梅街道間） 用地買収（一部）	事業認可	用地買収	関係機関調整	＊	用地補償説明会を開催、用地折衝
	⑤補助232号線 Ⅰ-2期 用地買収（一部） 設計	用地買収（一部）	用地買収	用地買収	＊	地権者等との用地折衝、用地取得
	⑥区画街路１号線 設計 整備（一部）	設計 整備（一部）	整備	整備	＊	街築舗装工事
	⑦外環の２（上石神井駅交通広場） 用地買収（一部）	関係機関調整	用地買収	関係機関調整	＊	・交通管理者協議 ・用地取得に向けて地権者等と用地折衝
	⑧練馬主要区道２号線 （貫井・富士見台地区A路線）【戦略計画12-1の再掲】 用地買収（一部） 設計	用地買収（一部）	用地買収 関係機関調整	用地買収 関係機関調整	＊ （再掲）	地権者等との用地折衝、用地取得および都協議
	⑨練馬主要区道３号線 用地買収（一部） 設計 整備（一部）	用地買収(一部) 設計	用地買収 設計 整備 関係機関調整	用地買収 設計 整備 関係機関調整	＊	・地権者等との用地折衝、用地取得 ・橋梁拡幅のための計画・設計方針について都と協議 ・道路拡幅に伴う学校敷地内の擁壁改修工事

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度 当初計画	令和６年度 実績	進捗状況	備　考
	⑩練馬主要区道32号線 整備（完了）	設計 整備（一部）	整備	整備	＊	・電線管理者による引込管連系管工事 ・街築舗装工事
	⑪練馬主要区道56号線 用地買収 整備（一部）	用地買収 整備（一部）	用地買収	関係機関調整	＊	・R6に未買収地の取得を見込んでいたが、地権者と交渉し、R5に取得完了 ・R6より移設位置や時期に関する占用企業者との調整を前倒しで着手
	既存道路を無電柱化する路線					
	⑫補助235号線 設計 整備（一部）	設計 整備（一部）	設計 整備	設計 整備	＊	電線管理者による引込管連系管設計および工事
	⑬補助301号線（主要区道17号線） 設計 整備（一部）	設計 路線指定	整備	整備	＊	電線共同溝整備に支障となる水道管の移設工事
	⑭補助301号線（主要区道88号線） 設計 整備（一部）	設計 整備（一部）	整備	整備	＊	電線共同溝本体工事
	⑮区画街路１号線（一般区道12-423号線） 路線指定 設計 整備（一部）	設計	路線指定 関係機関調整	路線指定 関係機関調整	＊	・法に基づく電線共同溝を整備すべき道路に指定 ・埋設物調査
	⑯練馬主要区道６号線　（Ⅰ期） 整備（一部）	設計 整備（一部）	整備	整備	＊	・電線管理者による引込管連系管工事 ・一部区間において、各電線管理者の入溝を行い、電線と電柱を撤去
	⑰練馬主要区道６号線　（Ⅱ期） 設計	―	―	―	＊	―
	⑱石神井公園駅南口商店街通りの整備【戦略計画15-4の再掲】 検討	検討	検討	検討	＊ （再掲）	商店会の街並み整備計画策定に合わせた無電柱化を検討
	練馬区無電柱化推進計画改定	―	検討	検討	＊	・無電柱化推進計画改定に向けた現計画の評価および無電柱化検討路線を調査 ・調査等に基づき、優先的に整備する路線や無電柱化推進に向けた施策等の検討

戦略計画14　人々の移動を支える交通体系の構築

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度 当初計画	令和６年度 実績	進捗状況	備　考
1　新たな地域公共交通計画の策定						
	地域公共交通計画の策定	―	検討	検討	A	将来像、基本方針、基本目標等を整理
2　みどりバスの再編とデマンド交通の実証実験						
	みどりバスの再編	検討	検討	検討	A	バス運転手の担い手確保が難しいなか、運行事業者とサービス低下が可能な限り少なくなるよう調整
	みどりバスの増便	増便要請	増便要請	減便	B	運転手不足に加え、人件費や燃料費の高騰、労働法制の強化などに伴い、バス事業者の現行ダイヤ維持が困難となった。
	みどりバス停留所の新設	調整	新設	調整	B	関係者と丁寧に調整を行っている。
	既存路線バスの再編等に向けた検討	検討	検討	検討	A	バス懇談会の開催や再編の検討の働きかけ
	新たな交通手段の導入	―	検討 実証実験	検討 実証実験	A	R7.1～R7.3　南大泉・東大泉地域において、デマンドタクシーの実証実験を実施
3　鉄道駅や駅周辺のバリアフリー化						
(1) 鉄道駅のバリアフリー化	①2ルート目のバリアフリー化					
	光が丘駅 エレベーターの整備（完了）	エレベーター整備に向けた調整	整備（完了）	整備（工事中）	B	建築設備工事の入札不調により、工事をR8に延期した。
	小竹向原駅 エレベーター整備に向けた調整	働きかけ・調整	働きかけ・調整	働きかけ・調整	A	エレベーター整備に向け、設置場所を協議
	②区内各駅へのホームドア整備 ホームドア整備に向けた連携・補助	調整・連携	ホームドア整備補助	ホームドア整備補助	A	・石神井公園駅、練馬高野台駅のホームドアが稼働 ・中村橋駅、富士見台駅、新桜台駅について、工事着手に向け、西武鉄道と調整 ・検討を進めている大泉学園駅については、西武鉄道に早期整備を働きかけ

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度 当初計画	令和６年度 実績	進捗状況	備　考
(2)駅と公共施設を結ぶ経路のバリアフリー化	まちづくり等にあわせたアクセスルートの追加指定の検討	追加指定（3施設）	一部指定 検討	一部指定 検討	A	・平和台駅から北保健相談所等の複合施設までの経路の一部指定（駅の出入口変更が予定されているため一部指定） ・その他未指定ルート（練馬駅～生涯学習センター他）の追加指定の検討
	アクセスルートを指定したルート上のバリアフリー整備の推進	推進	推進 関係機関要請	推進 関係機関要請	A	・富士街道の視覚障害者誘導用ブロックの設置工事に向けて都と調整 ・指定済みルート（練馬駅～区役所・光が丘駅～光が丘病院）のエスコートゾーンおよび音響式信号機の設置を、交通管理者に引き続き要請
	新たな誘導方法等の整備・ルートの追加指定の検討	検討	試行整備	試行整備	A	大泉学園駅から勤労福祉会館までの経路の一部において、外側線およびカラー舗装による試行整備を実施
関連する事業						
1　シェアサイクルの利用拡大に向けた取組（社会実験の実施）						
	社会実験実施 事業効果等検証	社会実験実施	実施	実施	A	・事業者の協力のもと、区内のシェアサイクルポートの利用者向けにアンケートを実施 ・R6.6に株式会社Luupとシェアサイクル社会実験に関する協定を締結
	公共用地提供によるシェアサイクルのポート増設	増設	増設	増設	A	区内ポート数 （各年度末時点） R5 289ポート R6 539ポート R6.6に株式会社Luupとシェアサイクル社会実験に関する協定を締結し、ポート数が大幅に増加
	交通安全に寄与する走行データの活用	検討	データの蓄積	データの蓄積	A	蓄積した走行データをR7分析、活用方法検討予定

戦略計画15　快適な住宅都市を実現するまちづくりの推進

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度 当初計画	令和６年度 実績	進捗状況	備　考
1　大江戸線新駅予定地周辺のまちづくり						
	①補助233号線沿道地区のまちづくり 地区計画決定	素案検討	素案検討 素案作成	素案検討 素案作成	A	・まちづくり協議会　3回 ・アンケート調査　2回 ・素案説明会　2回
	②(仮称)大泉学園町駅予定地周辺のまちづくり 権利者組織の設立 駅前広場の検討 事業計画検討支援	事業手法検討 権利者による協議会の設立準備	事業手法決定 権利者による協議会の設立 駅前広場の検討 事業計画検討	事業手法検討 権利者による協議会の設立準備 駅前広場の検討 事業計画検討	B	事業手法および事業計画の検討を丁寧に進めており、協議会設立に至らなかった。 ・意見交換会　1回 ・個別ヒアリング　5回 ・事例視察　1回
	③(仮称)大泉町駅予定地周辺のまちづくり 協議会設立 まちづくり手法の検討	課題等の整理	協議会設立準備	協議会設立準備	A	・周辺まちづくり等の経過整理 ・協議会の委員構成検討
	④補助135号線 (補助230号線交差部) 【戦略計画13-1の再掲】 用地買収(一部) 設計 整備(一部)	用地買収(一部)	用地買収	関係機関調整	＊ (再掲)	用地取得に向けて地権者等と用地折衝
2　西武新宿線沿線のまちづくり						
(1)上石神井駅周辺地区のまちづくり	①駅周辺のまちづくり					
	建築物共同化 事業計画検討支援 権利者組織の設立	事業計画検討 設立準備	事業計画検討支援 設立	事業計画検討支援 設立	A	・権利者組織の事業計画検討を支援 ・R6.9　権利者組織(準備組合)設立
	立体横断施設の整備 整備手法の決定	—	整備計画検討	整備計画検討	＊	関係者協議
	車両留置施設再編後の跡地利用 関係機関調整	—	関係機関調整	関係機関調整	＊	鉄道事業者と意見交換
	②外環の2(上石神井駅交通広場) 【戦略計画13-1の再掲】 用地買収(一部)	関係機関調整	用地買収	関係機関調整	＊ (再掲)	・交通管理者協議 ・用地取得に向けて地権者等と用地折衝
	③側道整備事業 (練馬区施行) 【戦略計画13-3の再掲】 用地買収(一部)	設計 事業認可	用地買収	関係機関調整	＊ (再掲)	西武新宿線連続立体交差事業等とともに用地補償説明会を開催、用地折衝

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度 当初計画	令和６年度 実績	進捗状況	備　考
(2) 武蔵関駅周辺地区のまちづくり	①駅周辺のまちづくり 地区計画決定 建築物共同化 権利者組織設立支援	素案検討 検討	素案作成 事業手法検討	素案検討 事業手法検討	B	計画策定を丁寧に進めており、素案作成に至らなかった。 ・まちづくり協議会　2回 ・まちづくり協議会部会　2回 ・まちづくり勉強会　2回 ・オープンハウス　2回
	②区画街路8号線（武蔵関駅交通広場）【戦略計画13-1の再掲】 用地買収（一部）	事業認可	用地買収	関係機関調整	＊（再掲）	西武新宿線連続立体交差事業等とともに用地補償説明会を開催、用地折衝
	③補助230号線（青梅街道～新青梅街道間）【戦略計画13-1の再掲】 用地買収（一部）	事業認可	用地買収	関係機関調整	＊（再掲）	用地補償説明会を開催、用地折衝
	④補助135号線（青梅街道～新青梅街道間）【戦略計画13-1の再掲】 用地買収（一部）	測量	測量 設計	測量 設計	＊（再掲）	・用地測量 ・道路予備設計
	⑤側道整備事業（練馬区施行）【戦略計画13-3の再掲】 用地買収（一部）	設計 事業認可	用地買収	関係機関調整	＊（再掲）	西武新宿線連続立体交差事業等とともに用地補償説明会を開催、用地折衝
(3) 上井草駅周辺地区のまちづくり	下石神井四丁目地区のまちづくり 地区計画決定 杉並区との調整	素案検討 調整	素案検討 調整	素案検討 調整	A	・まちづくり広場　2回 ・杉並区とまちづくりに関する情報交換

3　都市計画道路沿道のまちづくり

(1) 放射35号線沿道地区および放射36号線沿道地区のまちづくり	①放射35号線沿道					
	＜仮称環状8号線横断地下通路＞ 整備（一部）	整備（一部）	整備	整備 （遅延）	B	放射35号線の工事の遅延や不明埋設物の対応を行った結果、整備に遅れが生じた。
	＜平和台駅周辺交通施設＞ 整備促進	整備促進	整備促進	整備促進	A	都に事業認可期間内での早期完成を要望
	②放射36号線沿道					
	＜氷川台駅周辺地区＞ 地区計画決定	素案検討	素案検討	素案検討	A	地区計画検討会　5回（計10回）
	＜（仮称）氷川台四丁目・平和台三丁目地区＞ 地区計画素案検討	―	調整・検討	調整・検討	A	現状調査
	＜氷川台駅周辺交通施設＞ 整備手法の検討	調整・検討	調整・検討	調整・検討	A	都と協議

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度 当初計画	令和６年度 実績	進捗状況	備　考
(2)外環道および外環の２沿道地区のまちづくりと外環の２の整備促進	①沿道のまちづくり					
	＜外環道大泉JCT周辺地区＞ 地区計画決定	素案検討	素案作成	素案検討	B	計画策定を丁寧に進めており、素案作成に至らなかった。
	＜外環の2沿道（富士街道～前原交差点間）＞ 重点地区まちづくり計画の決定 重点地区まちづくり計画の検討区域の指定	協議会の設立	計画案の検討 検討区域の指定	計画案の検討 検討区域の指定	A	まちづくり協議会　3回
	＜外環の2沿道（新青梅街道～富士街道間）＞ 協議会の設立準備	―	―	―	＊	まちづくりかわら版発行（年1回）
	＜外環道青梅街道IC周辺地区＞ まちづくり協議会の設立 重点地区まちづくり計画案の検討	重点地区まちづくり計画の手続きの準備	協議会設立準備	重点まちづくり計画の手続き準備	B	地域の方々とのまちづくりの検討をする機会が整わなかった。
	②外環の2整備促進					
	＜千川通り～新青梅街道間＞ 整備促進	整備促進	整備促進	整備促進	A	機会を捉え、都へ整備促進を働きかけ
	＜富士街道～前原交差点間＞ 整備促進	事業認可取得	整備促進	整備促進	A	機会を捉え、都へ整備促進を働きかけ
	＜その他の区間＞ 事業化に向けた東京都への働きかけ	働きかけ	働きかけ	働きかけ	A	機会を捉え、都へ早期事業化を働きかけ
(3)補助156号線沿道のまちづくり	地区計画決定	素案検討	素案検討	素案検討	A	・まちづくり協議会　5回 ・まちづくりニュース　1回

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度 当初計画	令和６年度 実績	進捗状況	備　考
４　地域の拠点となる駅周辺のまちづくり						
(1)石神井公園駅周辺地区のまちづくり	①南口西地区市街地再開発事業 再開発事業施行支援	施行支援	施行支援	施行支援	A	円滑な施行を支援
	②補助232号線 Ⅰ-2期 【戦略計画13-1の再掲】 用地買収(一部) 設計	用地買収(一部)	用地買収	用地買収	＊ (再掲)	地権者等との用地折衝、用地取得
	③南口商店街通りの整備 街並み整備のための計画策定 無電柱化の検討	検討 検討	策定 検討	検討 検討	B	・商店会が計画策定を丁寧に進めており、計画策定に至らなかった。 ・商店街振興組合代表者会　4回 ・商店会の計画策定に合わせた無電柱化を検討
(2)中村橋駅周辺地区の街並み整備【戦略計画20-1の再掲】	①美術館・貫井図書館再整備工事	設計	設計	設計	A (再掲)	・実施設計 ・コンストラクション・マネジメント業務の事業者選定
	②中村橋駅周辺の街並み整備 調整	「美術のまち構想」検討	「美術のまち構想」策定	「美術のまち構想」策定	A (再掲)	・まちづくり検討会　計4回 ・R7.3　策定
(3)富士見台駅および桜台駅周辺地区のまちづくり【戦略計画12-1の再掲】	(ｱ)貫井･富士見台地区 地区計画素案作成	—	次期計画区域選定	次期計画区域選定	A (再掲)	「貫井中部地区まちづくり計画検討会」の設立・検討開始
	新防火規制区域の指定に向けた合意形成活動	—	次期区域選定	次期区域選定		
	A路線 用地買収(一部) 設計	用地買収(一部)	用地買収 関係機関調整	用地買収 関係機関調整		地権者等との用地折衝、用地取得および都協議
	1号線 富士見台駅周辺交通施設 用地買収(一部)	用地買収(一部)	用地買収 関係機関調整	用地買収 関係機関調整		地権者等との用地折衝、用地取得および事業区域の変更
	新設道路 事業決定	—	測量・設計 関係機関調整	関係機関調整		都協議
	密集事業実施地区における改善事業の実施	—	制度充実 周知・助成	制度充実 周知・助成		老朽木造住宅の除却・建替え、狭あい道路の拡幅、危険なブロック塀等の撤去等に係る助成の充実、周知

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度 当初計画	令和６年度 実績	進捗状況	備　考
(3)富士見台駅および桜台駅周辺地区のまちづくり【戦略計画12-1の再掲】	(ｲ)桜台東部地区 地区計画原案作成	素案検討	素案検討	素案検討	A （再掲）	
	新防火規制区域の指定に向けた合意形成活動	—	合意形成活動	合意形成活動		まちづくり協議会4回実施
	防災道路1号線 測量 用地買収（一部）	合意形成 測量	測量	測量		現況測量完了
	密集事業実施地区における改善事業の実施	—	制度充実 周知・助成	制度充実 周知・助成		老朽木造住宅の除却・建替え、狭あい道路の拡幅、危険なブロック塀等の撤去等に係る助成の充実、周知
5　住宅の適正管理と活用の促進						
(1)マンション管理の適正化	①マンション実態調査の実施	—	実施	実施	A	区内分譲マンション（R6.10時点）の管理組合等に対するアンケート調査
	②マンション管理適正化推進計画の策定	—	検討	検討	A	マンション管理適正化推進計画の策定（R7）に向け、実態調査の結果を分析
	③計画に基づく助言・指導等の実施	—	—	—	-	—
(2)空き家等対策の推進	空き家等対策の推進 空き家等対策計画の改定 改定に基づく対策の実施	—	実態調査	実態調査	A	・R6.9～R6.11　公道から外観目視により現地調査 ・空き家の可能性がある建築物を対象としたアンケート調査

戦略計画16　練馬のみどりを未来へつなぐ

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度 当初計画	令和６年度 実績	進捗状況	備　考
1　みどりの拠点づくりを進める長期プロジェクト						
	稲荷山公園 合意形成活動 専門家委員会による検討 整備に向けた計画検討・準備	合意形成活動 設置 検討 検討	合意形成活動 検討 ロードマップ策定	合意形成活動 検討 検討	B	「稲荷山公園の整備に関する専門家委員会」等において、丁寧に議論を進めており、ロードマップ策定に至らなかった。
	大泉井頭公園 合意形成活動 関係機関調整 基本計画策定	― 関係機関調整 基礎調査	― 関係機関調整 基礎調査	― 関係機関調整 基礎調査	A	大泉井頭公園に関する概況や、公園内に流れる白子川上流について基礎調査を実施
2　練馬城址公園をにぎわいの拠点に						
	公園整備に向けた東京都との調整	調整 一部開園	調整	古城の塔の調査結果を公表 基本設計に向けたワークショップを開催	A	・古城の塔に関する調査結果をもとに、都が今後の予定を公表 ・未整備区域の基本設計に向けた都民向けワークショップを都が開催
3　特色ある公園等の整備						
	整備完了 10か所 新設　4か所 拡張　4か所 改修　2か所					
	新設　7か所					
	①　石泉けやき緑地	用地買収 設計	整備	整備	A	・R7.3　整備完了 ・R7.4.1　開園
	②　(仮称)大泉学園町六丁目公園	事業認可 用地買収	設計	設計	A	基本設計
	③　きたろく公園	設計	整備	整備	A	・R7.3　整備完了 ・R7.4.1　開園
	④　(仮称)西本村の森緑地	事業認可 用地買収	測量	測量	A	高低測量
	⑤　(仮称)松山の森緑地	事業認可 用地買収	設計	設計	A	実施設計
	⑥　(仮称)田柄二丁目公園	―	事業認可 用地買収	事業認可 用地買収	A	・事業認可 ・用地取得
	⑦　(仮称)南田中の森緑地	―	事業認可 用地買収	事業認可 用地買収	A	・事業認可 ・用地取得

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度 当初計画	令和６年度 実績	進捗状況	備　考
	拡張　7か所					
	⑧　石神井松の風文化公園	設計（一部）	用地買収 設計	用地買収 設計	A	・用地取得 ・基本設計
	⑨　どんぐり山の森緑地	設計	整備	整備	A	・R7.3　整備完了 ・R7.4.1　開園
	⑩　やくも公園	測量	―	―	－	基本計画
	⑪　中ノ宮竹林公園	用地買収	設計	設計	A	実施設計
	⑫　西大泉こさくっぱら緑地	―	事業認可 用地買収	事業認可 用地買収	A	・事業認可 ・用地取得
	⑬　おくらやまの森緑地	―	―	―	－	都市計画決定の手続き完了
	⑭　こどもの森緑地	―	事業認可	事業認可申請	B	こどもの森整備基本計画改定後（R7.3）に申請（R7.5事業認可）
	改修　2か所					
	⑮　平成つつじ公園	―	設計	設計	A	実施設計
	⑯　たけした公園	設計	設計	設計	B	入札不調によりR7に建築設計を延期し、公園設計のみ実施
４　既存公園の改修・公園トイレのリニューアル						
	①公園等改修計画の策定	―	調査	調査	A	・公園の実態調査 ・区内全域を対象としたアンケート調査 ・関係機関ヒアリングによる情報収集
	②公園トイレのリニューアル 公園等トイレ改修等基本計画に基づく修繕計6か所	検討	2か所	策定 3か所	A+	修繕効果の高い箇所を優先的に実施した。
	公園改修に伴うリニューアル 計2か所	―	―	―	－	―

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度 当初計画	令和６年度 実績	進捗状況	備　考
5　みどりの軸における緑化の推進と維持						
	都市インフラの整備にあわせたみどりの創出	関係機関への働きかけ・調整	働きかけ・調整	働きかけ・調整	A	都等の関係機関に対し、都市計画道路および河川改修の早期整備を働きかけ
		整備内容の検討・調整	検討・調整	検討・調整	A	地域ごとの特性を踏まえながら、沿道における植栽、公園整備などについて検討・調整
	田柄川緑道（練馬一般区道42-133号線および42-205号線）再整備 設計	—	測量	測量	A	現況高さおよび現況地物の位置を把握するため、現況測量を実施
	サクラ並木の維持 全体樹木診断 外観診断 161本 機器診断　48本 更新　計100本	フォローアップ診断 36本 更新　計86本	— 更新5本	— 更新6本	A+	樹木診断結果を踏まえ、対応が必要な樹木を速やかに更新した。
6　重要な樹林地などの保全						
	①樹林地の保全 合意形成活動 都市計画決定 計15か所	合意形成活動 計9か所	合意形成活動 2か所	合意形成活動 2か所 （計11か所）	A	・新井の森緑地・おくらやまの森緑地の都市計画を決定 ・樹林地保全に向けた合意形成活動
	②補助制度の充実	検討	充実	充実	A	補助制度の充実 ・補助上限額引上げ ・頻度（3年に1回→2年に1回）
7　地域ぐるみでの沿道緑化の推進						
	①緑化基準の改正 公共施設の緑化基準の改正 民間施設の緑化基準の条例改正	検討 検討	改正 調査	改正 調査	A	・R6.4　公共施設の緑化基準を改正 ・区の現状の基準を踏まえた実態調査や他自治体の緑化基準等を調査・分析
	②（仮称）沿道緑化サポートプロジェクトの試行・検証	—	調査	調査・検討	A+	・区民や事業者へのアンケート調査等 ・R7予定の検討を前倒して行い、緑化助成制度の見直し（R7.4）や植栽管理相談協力店制度等を開始（R7.2）

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度 当初計画	令和６年度 実績	進捗状況	備　考
８　みどりを育むムーブメントの輪を広げる						
	①みどりの活動を支える人材の育成					
	落ち葉清掃活動の実施	本格実施	実施	実施	A	6か所の保護樹木・保護樹林地周辺で計24回（参加者数延べ258人）
	運営サポーターの育成・運営への参加の促進	—	育成・促進	育成・促進	A	・17人のサポーターを育成 ・2か所で落ち葉清掃活動の運営に参加
	つながるカレッジ（コミュニティ・ガーデナーコース、ねりまの森維持管理コース）の実施	実施	実施	実施	A	・コミュニティ・ガーデナーコース4期の講座を計12回（修了者数19人）実施 ・ねりまの森維持管理コース3期の講座を計9回（修了者数29人）実施
	②地域に根差した活動の拡充・支援					
	公園・憩いの森の区民管理の拡充	働きかけ（公園） 区民管理9か所（憩いの森）	働きかけ	働きかけ 区民管理 1か所開始（憩いの森）	A+	・上石神井憩いの森で区民管理を開始（R6.6） ・計画検討段階からの区民参加により、公園自主管理に向けて働きかけ
	地域住民との交流支援	—	実施	実施	A	憩いの森での区民管理団体による地域住民向けのイベントで、運営等を支援
	③みどりの魅力を伝える情報発信の強化					
	（仮称）ねりまみどりフェスタの開催	—	検討	検討 調整	A+	R8開催予定を一年前倒し、R7開催とするため関係団体や事業者等との調整を行った。
	ねりまの森こどもフェスタの実施・充実	—	実施	実施	A	ねりまの森こどもフェスタ 8か所　計12回 （延べ1,188人参加。 うち、子ども536人）

戦略計画17　脱炭素社会の実現に向けた環境施策の展開

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度 当初計画	令和６年度 実績	進捗状況	備　考
1　住宅等の消費エネルギー削減						
	①新築住宅の環境性能の向上に向けた啓発・促進	促進	促進	促進	A	区HP・環境イベント等で新築建築物への省エネ基準適合の義務付け等を周知
	②既存住宅の省エネ化・再エネ導入支援補助の実施	充実	実施	実施	A	補助件数　807件
2　環境に配慮したライフスタイルの推進						
	①事業者等の環境学習プログラムの活用	充実	実施	実施	A	ねりま環境まなびフェスタ出展団体数　26団体
	②総合的な環境学習拠点としての事業のモデル実施	検討	方針策定	方針策定	A	リサイクルセンターの機能拡充に関する方針を策定
	③子ども向け環境学習の充実	検討	充実	充実	A	・エコライフチェック参加者数の増加　R5：18,757人、R6：21,278人 ・樹木プレート設置校数の増加 R5：92校、R6：98校
3　区の率先行動						
	①区立施設等の省エネ化・再エネ導入					
	区立施設への再エネ導入 改修改築に伴う導入 小中学校18か所 区立施設14か所	16か所 13か所	— —	— —	-	—
	PPAによる再エネ導入	設置場所の選定	導入準備	一時凍結	B	次世代型太陽電池の安定的な調達状況等を確認しながら検討を再開することとした。
	区役所照明のLED化	設計	設計 工事	設計 工事	A	・東庁舎および西庁舎は工事を実施 ・本庁舎は設計を実施

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度		進捗状況	備　考
			当初計画	実績		
	②環境に配慮した電力調達	検討	検討	調達（練馬庁舎）	A+	・練馬庁舎に再生可能エネルギー電力を導入 ・R7から区立施設等の電力を再生可能エネルギー電力に切り替えるため、リバースオークションなどを実施した。
	③公用車の電動化の拡大	電動車　47台	９台	９台	A	公用車の更新に合わせて電動化
４　ごみの減量・資源化の推進						
	①普及啓発の充実	実施	充実	充実	A	・R6.4 「練馬区AIチャットボット」に資源・ごみの分別検索機能を導入 ・R6.7　粗大ごみの受付のホームページにリユース促進事業者を紹介する取組を開始 ・食品ロス削減に取り組む飲食店等を広く区民に周知し、意識啓発を図るためのイベントを実施
	②事業者と連携したボトルtoボトルの取組	協議	実施	実施	A	R6.4　区民排出分の使用済みペットボトルを新たなペットボトルにリサイクルする「ボトルtoボトル」の取組を事業者と連携し開始
	③製品プラスチックの分別回収・資源化の開始	調査	再商品化事業者選定	再商品化事業者選定	A	R8.10の開始に向け、プロポーザル方式により再商品化事業者を選定

Ⅴ　いきいきと心豊かに暮らせるまち

戦略計画18　意欲ある事業者の支援と商店街の魅力づくり

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度 当初計画	令和６年度 実績	進捗状況	備　考
1　企業活動の活性化に向けた支援の充実						
①創業への総合的な支援						
	セミナー、ワンストップ相談、融資の実施	実施	実施	実施	A	・セミナー 実施回数6回 参加者数331人 ・ワンストップ相談 相談件数延べ468件 ・融資 紹介9件 実行5件
②積極的な企業活動への支援						
	新規ビジネスチャレンジ補助事業の実施 採択件数　計75件	―	15件	15件	A	申請件数30件
	情報発信支援事業の実施	―	検討	検討	A	日本大学芸術学部と連携し支援事業者を公募（4事業者採択）
③デジタル化への支援						
	専門相談、融資、セミナーの実施	実施	実施	実施	A	・専門相談 相談件数延べ53件 ・融資 紹介7件 実行6件 ・セミナー 会場開催　3回 参加者数：142人 オンライン配信　6回 視聴回数：750回
	デジタル化 体験事業の実施	―	開始	開始	A	会計ソフト等を設定したタブレット等の無料貸出事業を開始 （体験参加 15者）

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度 当初計画	令和６年度 実績	進捗状況	備　考
	④販路拡大等に向けた場の提供					
	産業見本市の実施	実施	実施	実施	A	・出展者数　45者 ・来場者数　5,300名 ・特別企画「こども体験イベント」を実施　205名
	商談交流会の実施	年3回実施	年3回実施	年3回実施	A	参加事業者数 第1回　19者 第2回　30者 第3回　14者
	⑤人材確保に向けた場の提供					
	人材確保支援事業の実施	―	開始	開始	A	・交流会（オンライン合同企業説明会） 事業者10者 求職者29名 ・合同企業説明会 事業者22者 求職者102名 ・求職者向けセミナー 第1回40名、第2回36名 ・事業者向けセミナー 事業者　12者
2　商店街や個店の魅力づくり						
(1)輪になる“お店”TRYサポートの実施	①意欲的な個店同士が取り組むイベント等に対する補助	―	実施	実施	A	4事業採択
	②商店会同士や民間企業等と連携して取り組むイベント等に対する補助	―	実施	実施	A	2事業採択
	③空き店舗活用商店街支援事業の実施 延べ8商店会	2商店会	2商店会	3商店会	A	うち、1商店会（1事業者）はR5からの継続
(2)「スマート商店街プロジェクト」の更なる展開	①商店街魅力発信支援事業の実施	実施	充実	充実	A	・17事業採択 ・商店街のリピーター獲得につなげる「デジタルクーポンの配信」を補助メニューに加え、商店街のデジタル化を更に推進
	②商店街のキャッシュレス化促進支援事業の実施	実施	実施	実施	A	5事業採択
	③商店街デジタル化セミナーの実施	実施	実施	実施	A	21商店会　35名

戦略計画19　生きた農と共存するまち練馬

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度 当初計画	令和６年度 実績	進捗状況	備　考
1　区民が農に親しむ取組の充実						
	①農の風景育成地区制度を活用した農地の保全					
	農の風景育成地区の活用に向けた考え方の策定 取組支援の実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	A	・農業者等へのヒアリングや実地調査結果を踏まえ、農のある風景を次世代に残していくための考え方を検討 ・補助金の交付
	②新鮮な農作物を手に入れる、農を気軽に体験できる環境整備					
	マルシェの実施・支援	実施	実施	実施	A	・ねりマルシェ　1回 （来場者数　8,000人） ・区役所マルシェ　11回 （来場者数4,700人） ・農業者主催マルシェ　12回 （来場者数　4,000人）
	果樹あるファーム、ベジかるファームの開設・拡充支援 計75件 PR支援	計66件 実施	3件 実施	6件 実施	A+	・説明会、座談会で周知を図り、区内農業者の取組増加に繋がった。 ・果樹あるファーム　2件 ・ベジかるファーム　4件 ・紹介冊子の作成やポスターを区立施設やみどりバス内に掲示
	③区民農園の整備 計6園整備	計3園整備	2園改修 1園設計	2園改修 1園設計	A	・改修 南大泉、谷原東 ・設計 （仮称）上石神井二丁目
2　個々の営農状況に応じた支援						
	①認定農業者・都市型認定農業者への支援 年間20件	22件 （85経営体）	20件	28件	A+	・全農業者向けに周知を行った結果、希望者が増加した。 ・都市型農業経営事業 25件 ・都市農業経営力強化事業 3件
	②生産緑地貸借制度を活用した農地保全【戦略計画19-3の再掲】 計28件	貸借件数 計23件	2件	4件 （計26件）	A+ （再掲）	貸借を検討している農業者向けに積極的に周知を行った結果、計画を上回る4件の実績となった。 ・新規4件 ・貸借終了1件
	③情報収集、提案型支援の実施	―	情報収集 支援検討	情報収集 支援検討	A	・3年間で区内全農業者を全戸訪問 ・初年度であるR6は155軒を訪問、情報収集を行い、個々に応じた支援策を検討
	④農福連携の取組件数【戦略計画7-4の再掲】 計46件	計43件	1件	3件 （計40件）	A （再掲）	・新規3件 ・取組終了6件

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度 当初計画	令和６年度 実績	進捗状況	備　考
3　都市農地の保全に向けた取組の推進						
	①農の風景育成地区制度を活用した農地の保全【戦略計画19-1の再掲】					
	農の風景育成地区の活用に向けた考え方の策定 取組支援の実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	A （再掲）	・農業者等へのヒアリングや実地調査結果を踏まえ、農のある風景を次世代に残していくための考え方を検討 ・補助金の交付
	②生産緑地貸借制度を活用した農地保全 計28件	貸借件数 計23件	2件	4件 （計26件）	A+	貸借を検討している農業者向けに積極的に周知を行った結果、計画を上回る4件の実績となった。 ・新規4件 ・貸借終了1件
	③特定生産緑地の周知・指定	周知・指定	周知・指定	周知・指定	A	指定対象地の所有者全員に対する適切な周知と指定手続きの実施
	④制度改正に向けた取組の推進	国への要望活動	国への要望活動	国への要望活動	A	都市農地保全推進自治体協議会において、農林水産省、国土交通省に対し、「相続税納税猶予対象の拡大」等を要望
	⑤新規参入者への支援	―	検討	検討	A	新規就農者制度実施に向けた支援メニューを検討
4　全国都市農業フェスティバルの開催						
	全国都市農業フェスティバルの開催	全国都市農業フェスティバルの開催	プレイベントの実施 開催準備	プレイベントの実施 開催準備	A	来場者数　6万3000人 参加自治体　9自治体
	フェスティバル参加都市との連携・交流	全国都市農業フェスティバルの開催	実施	実施	A	全国都市農業フェスティバル関係自治体等連絡会（都市農業サロン）の設置 参加自治体　32自治体 実施回数　3回

戦略計画20　みどりの中で優れた文化芸術を楽しめるまち

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度 当初計画	令和６年度 実績	進捗状況	備　考
1　美術館・貫井図書館の全面リニューアル推進						
	①美術館・貫井図書館再整備工事	設計	設計	設計	A	・実施設計 ・コンストラクション・マネジメント業務の事業者選定
	②中村橋駅周辺の街並み整備 調整	「美術のまち構想」検討	「美術のまち構想」策定	「美術のまち構想」策定	A	・まちづくり検討会　計4回 ・R7.3　策定
2 「もっともっとアートプロジェクト」の広報展開						
	「もっともっとアートプロジェクト」の広報展開	検討	検討	検討	A	取組の方向性の検討
3　文化芸術イベントの充実						
	質の高い文化芸術の鑑賞機会の創出					
	①真夏の音楽会の実施	実施	実施	実施	A	R6.9.1 練馬文化センター 1,083人
	②練馬薪能の実施	実施	実施	実施	A	R6.9.28 石神井松の風文化公園 1,039人
	③ねりまの森の音楽祭の実施	実施	実施	実施	A	R6.11.3 練馬総合運動場公園 10,000人
	④文化センター再開記念公演 野村万作さんによる公演の実施 大谷康子さんによる公演の実施	検討 検討	実施 実施	実施 実施	A	R6.5.26 練馬文化センター 958人 R6.6.1 練馬文化センター 1,276人
	⑤新たな能楽公演の実施	検討	実施	実施	A	R7.2.2 練馬文化センター等 1,161人
	区民自らが参加して楽しむ事業の実施					
	①郷土芸能ねりま座の実施	実施	実施	実施	A	R7.2.16 生涯学習センター 403人
	②こどもアートアドベンチャーの実施	実施	実施	実施	A	R6.8.21 区民・産業プラザ 4,000人
	③区民文化祭の実施	実施	実施	実施	A	R6.10.6～R6.12.1 区民文化祭（秋） 17団体　7,497人

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度		進捗状況	備　考
			当初計画	実績		
4　練馬の歴史を活かした映像文化のまちづくり						
	映画上映イベントの実施	実施	実施	実施	A	映画上映会「ねりぶんシネマday」 R6.11.3 練馬文化センター 461人
	漫画家と連携したイベントの実施	実施	実施	実施	A	「ねりま漫画サロン」開催 R6.8.3～R6.8.9 大泉学園ホール 1,500人
	映像文化と教育の連携事業の実施	実施	実施	実施	A	映像やアニメの制作体験授業 小中学校14校　18授業
	映像文化ウェブサイトの運用	実施	実施	実施	A	・サイトビュー数216,356件 ・対談動画実施（北大路欣也氏・伊東四朗氏・長峰由紀氏）他
5　電子図書館の実現に向けた取組の推進						
	新たな図書館情報システムの構築・運用	検討	構築 運用開始	構築 運用開始	A	R7.1　運用開始 利用登録などのオンライン化、利用カードのデジタル化の導入
	電子書籍の導入	検討	導入	導入	A	・R7.1　導入 ・R7.6　中学校で利用開始 ・R7.10　小学校で利用開始予定 R6 導入コンテンツ4,146点 （内訳） 買い切り型　2,151点 期間・回数制限型　1,601点 読み放題　394点
	ICタグの拡充準備	検討	検討	検討	A	導入時期について検討
	地域資料のデジタルアーカイブ化	―	検討	検討	A	実施にあたっての課題整理およびR8モデル実施館の検討
6　練馬の魅力を効果的に発信						
	①区内周遊ツアーの充実	実施	充実	充実	A	・区内周遊ツアー R5　92本実施 集客数：2,005名 R6　104本実施 集客数：2,590名
	②観光案内所の在り方に関する方針の決定、方針に基づく調整	検討	方針の決定 調整	検討	B	方針の決定に必要な調査・検討に時間を要し、方針決定に至らなかった。 検討内容 ・観光案内所の必要性 ・物販、情報発信、案内等の各機能の今後の方向性

戦略計画21　みどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまち

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度 当初計画	令和６年度 実績	進捗状況	備　考
1　誰もがスポーツを楽しめる環境の充実						
	①石神井松の風文化公園におけるスポーツ施設 開設	基本設計	基本設計 実施設計	基本設計 実施設計	A	R6.8　基本設計完了 R6.9　実施設計着手
	②総合体育館 改築に向けた検討	検討	検討	検討	A	近年開設した近隣自治体の体育館6か所を視察
2　ユニバーサルスポーツの機会の充実						
	①ユニバーサルスポーツフェスティバルの地域展開					
	地域体育館等での開催	実施	実施	実施	A	年間を通じて地域体育館で開催 事業数　18事業 参加者数　4,663人
	ボッチャ交流大会の充実	実施	充実	充実	A	R7.1　障害のある方もない方も参加できる「ボッチャ大会（個人戦）」を初開催 参加者数　42人
	② パラスポーツ指導員の育成・人材活用	実施	実施	実施	A	・初級パラスポーツ指導員養成講習会 受講者：20名 修了者：19名 申請者：17名 ・ボッチャ交流大会等、障害者が参加するイベントにおいて資格取得者を活用
3　練馬こぶしハーフマラソンの魅力向上						
	練馬こぶしハーフマラソンの実施	充実	実施	実施	A	R7.3.23　開催 ハーフマラソン：4,734人 マイルラン：408組816人
4　世界陸上およびデフリンピック開催を見据えた取組						
	世界陸上およびデフリンピックの開催に合わせた機運醸成	―	検討	実施	A+	機運醸成内容の検討が完了し、R7計画を前倒して下記事業を実施 ・「練馬こぶしハーフマラソン2025」で、デフリンピックへの出場を目指すアスリートによるトークショーや、大会をPRするブースの設置 ・スポーツ情報誌「ねりすぽ」にデフリンピック関連の記事を掲載（年２回、各6,500部） ・ボッチャ交流大会等のイベントで、ピンバッジを配布

Ⅵ　区民とともに区政を進める

戦略計画22　地域コミュニティの活性化と区民協働の推進

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度 当初計画	令和６年度 実績	進捗状況	備　考
1　町会・自治会活動の支援						
	①町会・自治会の加入促進	実施	実施	実施	A	・公設掲示板での加入促進ポスター掲示【2,000枚】 ・各区民事務所等への配布 加入促進チラシ【40,000枚】 加入促進用リーフレット【38,000枚】 ・練馬まつり、つながるフェスタin練馬で町会・自治会ブースを出展し、町会活動の周知、啓発を実施
	②町会・自治会活動コンサルタント派遣	―	検討	検討	A	・支援内容の検討 ・伴走支援を行う事業者の選定
	③町会・自治会のデジタル活用支援	実施	実施	実施	A	・デジタル活用講習会 ５回　59人 ・デジタル意見交換会 ２回　26人 ・インターネット利用料等助成金　20団体
2　地域活動団体の事業基盤強化に向けた支援						
	地域活動団体の事業基盤強化の支援	実施	実施	実施	A	全6回実施 ・地域活動ｽﾀｰﾄｱｯﾌﾟ講座 １回　10人 ・資金獲得関連講座 ２回　18人 ・広報力ｱｯﾌﾟ関連講座 ２回　32人 ・イベント企画講座 １回　９人
3　「つながるカレッジねりま」の実施						
	「つながるカレッジねりま」の実施	実施	実施	実施	A	・福祉コース（29回） 延べ625名 ・共助コース（８回） 延べ165名 ・農の学校初級コース（24回） 延べ330名 ・ｺﾐｭﾆﾃｨ･ｶﾞｰﾃﾞﾅｰｺｰｽ（12回） 延べ221名 ・ねりまの森維持管理ｺｰｽ（12回） 延べ164名 ・全学習分野共通講座（４回） 延べ301名 ・共通講座をはじめ、一部のコースでオンライン配信 ・受講者・修了者の学びの継続や地域での活動を支援

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度		進捗状況	備　考
			当初計画	実績		
４「練馬つながるフェスタ」の地域開催						
	「練馬つながるフェスタ」の地域開催	実施	実施	実施	A	・6か所で実施 春日町図書館　189人 石神井公園区民交流センター　236人 勤労福祉会館　204人 光が丘IMA　492人 関区民ホール　118人 ココネリホール他　1,235人 ・地域活動パネル展の実施 8か所 ・地域活動団体紹介の動画作成 ・団体交流会の開催
５　ねりま協働ラボの実施						
	ねりま協働ラボの実施	検討	事業募集開始	事業募集開始	A	・R6.7　募集開始 ・未来創造チャレンジ　1事業 ・コラボチャレンジ　5事業
６　外国人に開かれた地域づくり						
	開かれた地域づくりに向けたあり方の検討・新たな方針の策定	検討	検討	検討	A	外国人住民5,000名を対象にアンケート調査を実施
	日本語学習の場の充実	実施	充実	充実	A	・初級日本語講座定員 R5　60名 R6　90名 ・日本語教室ボランティア養成講座定員 R5　30名 R6　40名

戦略計画23　DXで区民と区政を直につなぐ

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度 当初計画	令和６年度 実績	進捗状況	備　考
1　“行かない・書かない”デジタル区役所の実現						
(1) 手続き・相談のオンライン化の推進	手続きのオンライン化の推進（累計1,700手続き）	445手続き	500手続き	550手続き	A	累計995手続きをオンライン化（R6末累計目標1,000手続き）
	取組項目		各戦略計画におけるデジタル化の取組【再掲】 取組内容			計画／事業№
	生活困窮者への支援体制の強化		生活サポートセンターでオンライン相談を実施			計画８／事業№８－２
			AIチャットボットによる情報提供			
(2) 施設利用の利便性向上	新たな区立施設予約システムの構築・運用	検討	構築	構築	A	・システム再構築事業者を選定 ・要件定義から設計、開発、単体テスト等を実施 ・運用開始に向けた準備
	窓口等での施設使用料の支払いにキャッシュレス決済導入	検討	検討 一部導入 （券売機等）	検討 一部導入 （券売機等）	A	区立体育館やプールなど35施設の券売機や駐車場精算機にキャッシュレス決済を導入
(3) 電子図書館の実現に向けた取組の推進	取組項目		各戦略計画におけるデジタル化の取組【再掲】 取組内容			計画／事業№
	電子図書館の実現に向けた取組の推進		新たな図書館情報システムの構築・運用			計画20／事業№20－５
			電子書籍の導入			
			地域資料のデジタルアーカイブ化			
(4) 情報発信手段の充実	取組項目		各戦略計画におけるデジタル化の取組【再掲】 取組内容			計画／事業№
	学童クラブのICT化		学童クラブへの欠席の連絡、連絡帳でのやりとりをスマートフォン等で行えるようICT化			計画３／事業№３－３
	区の特色を生かした健康づくり		練馬健康管理アプリ「ねりまちてくてくサプリ」コンテンツの充実			計画11／事業№11－１
	こころの健康問題を抱える方等への支援		LINEやアプリ等を活用した情報発信の強化			計画11／事業№11－５
	区民の行動変容につながる周知・啓発		区ホームページ内防災、防犯・防火コンテンツの改訂			計画12／事業№12－13
	ねりま防災カレッジ事業の充実		防災学習コンテンツの作成・配信			計画12／事業№12－15
	ごみの減量・資源化の推進		デジタルツールを活用し、プラスチックごみ削減の意識向上に繋がる啓発を実施			計画17／事業№17－４
	練馬の歴史を活かした映像文化のまちづくり		映像文化ウェブサイトの運用			計画20／事業№20－４

<table>
<tr><th rowspan="2">取組名</th><th rowspan="2">令和８年度目標</th><th rowspan="2">令和５年度末の現況</th><th colspan="2">令和６年度</th><th rowspan="2">進捗状況</th><th rowspan="2">備　考</th></tr>
<tr><th>当初計画</th><th>実績</th></tr>
<tr><td rowspan="7">(5)高齢者・障害者等のデジタル利活用支援</td><td colspan="2" rowspan="2">取組項目</td><td colspan="3">各戦略計画におけるデジタル化の取組【再掲】</td></tr>
<tr><td colspan="3">取組内容</td><td>計画／事業№</td></tr>
<tr><td colspan="2">元気高齢者の活躍の場を拡大</td><td colspan="3">スマホ相談員の養成・派遣の実施</td><td>計画6／事業№6－1</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">デジタル格差解消を目指した取組の推進</td><td colspan="3">高齢者向けスマートフォン教室の充実</td><td rowspan="2">計画6／事業№6－5</td></tr>
<tr><td colspan="3">相談窓口の設置</td></tr>
<tr><td colspan="2">障害者の就労支援の充実</td><td colspan="3">ICTを活用した工賃向上支援の実施</td><td>計画7／事業№7－9</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">障害者の意思疎通支援事業の充実</td><td colspan="3">ICT相談窓口の充実</td><td rowspan="3">計画7／事業№7－10</td></tr>
<tr><td colspan="3">遠隔手話通訳設置場所の拡大</td></tr>
<tr><td colspan="3">条例紹介動画の作成・手話言語の普及啓発</td></tr>
<tr><td>(6)マイナンバー制度の活用</td><td>普及促進・利便性の向上</td><td>充実</td><td>充実</td><td>充実</td><td>A</td><td>＜カード＞
補助金申請手続きなど、マイナンバーカードの公的個人認証による本人確認を活用した申請手続を拡大
＜窓口＞
マイナンバーカードの更新をスムーズに行うため、申請書等の作成に、申請書自動作成装置を導入</td></tr>
<tr><td rowspan="6">(7)データ利活用によるプッシュ型サービスの提供</td><td colspan="2" rowspan="2">取組項目</td><td colspan="3">各戦略計画におけるデジタル化の取組【再掲】</td></tr>
<tr><td colspan="3">取組内容</td><td>計画／事業№</td></tr>
<tr><td colspan="2">フレイル予防の充実</td><td colspan="3">フレイル予防アプリ「フィット＆ゴー」の充実</td><td>計画6／事業№6－4</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">「高齢者みんな健康プロジェクト」の拡充</td><td colspan="3">実施体制の強化</td><td rowspan="4">計画6／事業№6－6</td></tr>
<tr><td colspan="3">個別訪問事業の充実</td></tr>
<tr><td colspan="3">講座・教室事業の充実</td></tr>
<tr><td colspan="3">練馬区薬剤師会との連携による服薬指導・健康相談の実施</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(8)オープンデータの充実</td><td>オープンデータの充実</td><td>データの整備</td><td>データの整備</td><td>データの整備</td><td>A</td><td>R6末現在で124件のデータセットを公開</td></tr>
<tr><td>ダッシュボードの公開</td><td>実施</td><td>拡大</td><td>拡大</td><td>A</td><td>データダッシュボード「練馬区見える化ボード」に決算と気象のデータを追加</td></tr>
</table>

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度 当初計画	令和６年度 実績	進捗状況	備　考
(9) 地域社会のデジタル化支援	取組項目		各戦略計画におけるデジタル化の取組【再掲】 取組内容			計画／事業№
	企業活動の活性化に向けた支援の充実		専門相談、融資、セミナーの実施			計画18／事業№18－１
			デジタル化体験事業の実施			
	「スマート商店街プロジェクト」の更なる展開		商店街魅力発信支援事業の実施			計画18／事業№18－３
			商店街のキャッシュレス化促進支援事業の実施			
			商店街デジタル化セミナーの実施			
	町会・自治会活動の支援		町会・自治会のデジタル活用支援			計画22／事業№22－１
2　アナログからデジタルへの業務改革						
(1) デジタルツールの活用による業務DX	AI・RPA等の活用	拡充	拡充	拡充	A	＜AI＞ 税の未納対策業務や戸籍関連業務にAIを導入 ＜RPA＞ 20課89業務で活用 ＜ノーコードツール＞ ノーコード型データベースツールを56課で試行
	工事監督業務における情報共有システムの導入	―	検討	検討	A	・R7の試行に向け、システム事業者および関係部署と協議 ・「練馬区工事情報共有システム試行要領」をHPに掲載
	生成AIの活用	試行	導入	導入	A	R6から本格導入し、文書要約やアイデア出しなどに活用
(2) データ利活用の環境整備	EBPMを推進するデータ活用基盤の構築	―	検討	検討	A	都およびGovTech東京とデータ利活用に関する意見交換を実施

取組名	令和８年度目標	令和５年度末の現況	令和６年度		進捗状況	備　考
			当初計画	実績		
(3)標準システムによる利便性向上と業務効率化	標準システムの稼働	検討	移行	移行	B	事業者からの移行時期延伸申入れなどの状況を考慮し、標準システムの稼働時期をR9.1に延伸
	次期クラウドの調達方針の策定	検討	検討	検討	A	R8の策定に向け、クラウド事業者にヒアリング、機能要件等を確認
(4)多様な働き方の実現に向けたデジタル基盤の整備	事務用パソコンの更新	先行稼働	更新	更新	A	R6.10～R6.12にかけて、事務用パソコンを一斉更新
	無線LAN環境の整備	検討	実施	実施	A	R6.7～R6.10にかけて、無線LAN環境を整備
	執務環境(什器・電話)整備方針の策定	検討	策定	策定	A	R6.6　策定
(5)DXを進める職員の確保・育成	ICT人材の活用	検討	活用	活用	A	・情報処理専門技術員を4名配置 ・新たに常勤ICT職を2名採用 ・専門性を活かし、システム標準化や庁内のデジタルツールの活用を支援
	デジタル人材の育成	実施	充実	充実	A	オンラインによるデジタル人材育成研修(新規) 11研修　約28時間

参　考

第３次みどりの風吹くまちビジョンとＳＤＧｓ

ＳＤＧｓとは、平成27年（2015年）９月の国連サミットで採択された「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略であり、令和12（2030）年を年限とする国際目標です。ＳＤＧｓは、持続可能な世界を実現するための17 のゴールから構成され、先進国を含む全ての国々の共通目標となっています。

国は、地方自治体に対し、ＳＤＧｓを原動力とした地方創生の推進を求めており、区は、第３次ビジョンを中心にあらゆる施策を通して取り組んでいます。

ＳＤＧｓに掲げる１７のゴール

１　貧困をなくそう
　あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。

２　飢餓をゼロに
　飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。

３　すべての人に健康と福祉を
　あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。

４　質の高い教育をみんなに
　すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。

５　ジェンダー平等を実現しよう
　ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。

６　安全な水とトイレを世界中に
　すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。

７　エネルギーをみんなにそしてクリーンに
　すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。

８　働きがいも経済成長も
　包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。

９　産業と技術革新の基盤をつくろう
　強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。

10　人や国の不平等をなくそう
　各国内及び各国間の不平等を是正する。

11　住み続けられるまちづくりを
　包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

12　つくる責任つかう責任
　持続可能な生産消費形態を確保する。

13　気候変動に具体的な対策を
　気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。

14　海の豊かさを守ろう
　持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。

15　陸の豊かさも守ろう
　陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

16　平和と公正をすべての人に
　持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

17　パートナーシップで目標を達成しよう
　持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

第３次みどりの風吹くまちビジョンにおける戦略計画とＳＤＧｓのゴール

施策の柱および戦略計画	特に関連するＳＤＧｓのゴール
施策の柱１	
戦略計画１　子育てのかたちを選択できる社会の実現	3,4,5
戦略計画２　子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実	1,3,5
戦略計画３　学齢期の子どもや若者の居場所の充実	1,3,5
戦略計画４　夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成	1,3,4
施策の柱２　高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち	
戦略計画５　高齢者地域包括ケアシステムの深化・推進	3
戦略計画６　元気高齢者の活躍と健康づくり・フレイル予防の推進	3,8
施策の柱３　安心を支える福祉と医療のまち	
戦略計画７　障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備	3,8
戦略計画８　ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援	1,3,4,5
戦略計画９　民間ならではの多様な活動と連携した地域福祉の推進	3
戦略計画10　安心して医療が受けられる体制の整備	3
戦略計画11　身体とこころの健康づくりを応援	3
施策の柱４　安全・快適、みどりあふれるまち	
戦略計画12　地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」	9,11,13
戦略計画13　みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備	9,11
戦略計画14　人々の移動を支える交通体系の構築	11
戦略計画15　快適な住宅都市を実現するまちづくりの推進	9,11
戦略計画16　練馬のみどりを未来へつなぐ	11,13,15
戦略計画17　脱炭素社会の実現に向けた環境施策の展開	7,9,12,13,14,15
施策の柱５　いきいきと心豊かに暮らせるまち	
戦略計画18　意欲ある事業者の支援と商店街の魅力づくり	8,9
戦略計画19　生きた農と共存するまち練馬	11,13,15
戦略計画20　みどりの中で優れた文化芸術を楽しめるまち	4
戦略計画21　みどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまち	3
施策の柱６　区民とともに区政を進める	
戦略計画22　地域コミュニティの活性化と区民協働の推進	17
戦略計画23　ＤＸで区民と区政を直につなぐ	9,17

資　料　4	

令和７年９月 19 日
こども家庭部こども施策企画課

第２期練馬区子ども・子育て支援事業計画の実施状況（令和６年度）について

区は、「第２次みどりの風吹くまちビジョン」の子育て分野に関連する個別計画として、令和２年３月に「第２期練馬区子ども・子育て支援事業計画（令和２～６年度）」を策定した。本計画は、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置付けている。

今回、令和６年度の実施状況を別紙のとおり取りまとめたので、報告する。

別紙

第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画　実施状況（令和6年度）

1　子どもと子育て家庭の支援の充実

（1）妊婦健康診査

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量見込み		人	5,896	5,852	5,830	5,187	5,156
		回	65,856	65,366	65,122	57,943	57,598
②【目標】供給量		ー	○実施場所　…都内契約医療機関等 ○検査項目　…体重、血圧、尿、その他医学的検査 ○実施回数および実施時期 …14回（妊娠週数に応じて実施）				
③利用実績		人	5,361	5,273	4,999	4,941	4,915
		回	61,642	62,574	58,308	57,621	56,157
達成率	対　①需要量見込み	ー	90.9%	90.1%	85.7%	95.3%	95.3%
		ー	93.6%	95.7%	89.5%	99.4%	97.5%
	対　②【目標】供給量	ー	ー	ー	ー	ー	ー
		ー	ー	ー	ー	ー	ー

主管課：健康推進課

（事業の進捗に関する評価）

（令和6年度の実施状況）
妊娠届出数（妊婦の数）そのものが減少しており、妊婦健康診査の利用実績も減少している。

（今後の取組と方向性）
妊娠届を提出した妊婦に対し、都内医療機関や里帰り等により都以外の医療機関で受診した妊婦健康診査等の費用を一部助成している。今後も、利用状況を確認しながら引き続き取り組んでいく。

（2）こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量見込み		人	5,468	5,447	5,460	4,946	4,916
②【目標】供給量		ー	○実施体制　…①配慮が必要な家庭：常勤保健師が訪問指導 ②上記以外の家庭：委託助産師等が訪問指導 ○委託助産師数 …年間約110家庭に対し1名の割合で配置				
③訪問実績		人	4,393	4,501	4,763	5,169	4,906
達成率	対　①需要量見込み	ー	80.3%	82.6%	87.2%	104.5%	99.8%
	対　②【目標】供給量	ー	ー	ー	ー	ー	ー

主管課：健康推進課

（事業の進捗に関する評価）

（令和6年度の実施状況）
訪問対象数5,117件に対して4,906件の訪問を実施しており、対象者の95%以上の訪問実績となった。

（今後の取組と方向性）
令和7年4月、国は妊婦のための支援給付および妊婦等包括相談支援事業を創設し、区市町村は、妊婦のための支援給付を行うに当たっては、妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせて行うこととされている。これに基づき区では、こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）等の相談支援と、妊婦のための支援給付（経済的支援）を一体的に実施し、乳児の発育・子育て相談、産婦の健康相談、情報提供等を通じて、区の支援に着実につなげるよう取り組んでいる。また、初回訪問時に面談ができなかった家庭に対し、継続してアプローチを行うなど、全対象家庭への訪問を実施する。

（3）妊娠・子育て相談員、すくすくアドバイザー（利用者支援事業）

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量見込み		か所	12	12	12	12	12
②【目標】供給量（実施か所数）		か所	12	12	12	12	12
③【実績】供給量（実施か所数）		か所	12	12	12	12	12
内訳	妊娠・子育て相談員	か所	7	7	7	7	7
	すくすくアドバイザー	か所	5	5	5	5	5
〔参考〕相談件数		件	10,510	12,441	14,025	15,348	13,668
達成率	対 ①需要量見込み	ー	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	対 ②【目標】供給量	ー	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

主管課：子育て支援課、在宅育児支援担当課、健康推進課

（事業の進捗に関する評価）

（令和6年度の実施状況）
妊娠・子育て相談員（区役所内健康推進課、各保健相談所）やすくすくアドバイザー（区役所内子育て支援課、地域子ども家庭支援センター4か所）を配置し、子育てに関するなんでも相談に対応している。

（今後の取組と方向性）
仕事や子育て等で平日や日中に問合せや相談ができない妊産婦や家族のために、24時間365日メール相談や夜間のオンライン相談を実施する。
子育てのひろば「ぴよぴよ」や児童館など、身近な相談場所を地域子育て相談機関に位置づけ、子育てに不安を抱える保護者が気軽に相談できるよう取り組むとともに、必要に応じて関係機関と連携し、適切な支援につなげていく。

「1　子どもと子育て家庭の支援の充実」における質的向上に関する評価

利用者支援事業では、窓口や電話、メールによる相談の実施に加え、区ホームページやSNSで情報発信を行うなど、広く区民へ事業周知を図り、より相談しやすい環境の整備に努めた。また、2か月児相談の開始や、1歳児子育て相談を充実するなど、子育てに関する相談体制を強化した。

2 子どもの教育・保育の充実

（1）子育てのひろば（地域子育て支援拠点事業）

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量見込み		人回	304,640	305,884	308,492	259,781	261,440
②【目標】供給量（実施か所数）		か所	28	29	30	27	28
③【実績】供給量（実施か所数）		か所	27	26	26	27	30
〔参考〕利用実績		人回	158,280	198,254	227,782	231,917	237,471
達成率	対 ①需要量見込み	―	―	―	―	―	―
	対 ②【目標】供給量	―	96.4%	89.7%	86.7%	100.0%	107.1%

主管課：在宅育児支援担当課

（事業の進捗に関する評価）

（令和6年度の実施状況）
区が設置した西大泉ぴよぴよは令和5年度末に閉室したが、令和7年1月に同じ西大泉地域において場所を変えて開設した。また、民設子育てのひろばは2か所閉室したが、4か所新たに開設した。利用実績は令和5年度と比較し増加した。

（今後の取組と方向性）
令和7年度に地域子ども家庭支援センター関の分室を開設し、子育てのひろば「ぴよぴよ」を充実する。
第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画に基づき、令和9年度目標値である供給量（実施か所数）31施設の達成に向けて、民設子育てのひろばの拡大を図る。

（2）3号認定（0歳）

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量見込み		人	1,563	1,587	1,618	1,415	1,431
②【目標】供給量（定員数）		人	1,626	1,677	1,720	1,712	1,711
③【実績】供給量（定員数）		人	1,616	1,685	1,704	1,719	1,682
内訳	保育所	人	1,278	1,332	1,365	1,416	1,425
	地域型保育事業	人	225	217	212	178	131
	その他	人	113	136	127	125	126
達成率	対 ①需要量見込み	―	103.4%	106.2%	105.3%	121.5%	117.5%
	対 ②【目標】供給量	―	99.4%	100.5%	99.1%	100.4%	98.3%

主管課：保育計画調整課

〔参考〕3号認定（0歳児） 令和7年4月1日時点の実績値

		単位	令和7年度
定員数		人	1,646
内訳	保育所	人	1,383
	地域型保育事業	人	140
	その他	人	123

（3）3号認定（1・2歳）

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量見込み		人	6,517	6,732	6,983	6,730	6,890
②【目標】供給量（定員数）		人	6,878	7,029	7,135	7,289	7,241
③【実績】供給量（定員数）		人	6,885	7,078	7,210	7,315	7,473
内訳	保育所	人	5,609	5,733	5,849	6,005	5,989
	地域型保育事業	人	883	877	874	856	904
	その他	人	393	468	487	454	580
達成率	対 ①需要量見込み	ー	105.6%	105.1%	103.3%	108.7%	108.5%
	対 ②【目標】供給量	ー	100.1%	100.7%	101.1%	100.4%	103.2%

主管課：保育計画調整課

〔参考〕3号認定（1・2歳） 令和7年4月1日時点の実績値

		単位	令和7年度
定員数		人	7,480
内訳	保育所	人	5,995
	地域型保育事業	人	859
	その他	人	626

（4）2号認定（3～5歳）

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量見込み		人	9,600	9,692	9,806	10,267	10,134
②【目標】供給量（定員数）		人	10,332	10,742	11,285	11,895	12,225
③【実績】供給量（定員数）		人	10,312	10,814	11,336	11,965	12,520
内訳	保育所	人	8,714	9,153	9,566	10,026	10,353
	地域型保育事業	人	27	32	35	13	8
	練馬こども園	人	1,419	1,559	1,669	1,849	2,093
	その他	人	152	70	66	77	66
達成率	対 ①需要量見込み	ー	107.4%	111.6%	115.6%	116.5%	123.5%
	対 ②【目標】供給量	ー	99.8%	100.7%	100.5%	100.6%	102.4%

主管課：保育計画調整課

〔参考〕2号認定（3～5歳） 令和7年4月1日時点の実績値

		単位	令和7年度
定員数		人	12,767
内訳	保育所	人	10,389
	地域型保育事業	人	12
	練馬こども園	人	2,292
	その他	人	74

（事業の進捗に関する評価）

（令和6年度の実施状況）
　区ではこれまで、全国初となる区独自の幼保一元化施設である「練馬こども園」の創設、待機児童ゼロ作戦による認可保育所等の新設等に取り組み、この11年間で全国トップクラスとなる約9,400人の定員増を実現するとともに、1・2歳児の1年保育事業にも取り組んできた。令和7年4月時点の待機児童数は5年連続で0人となった。

（今後の取組と方向性）
　第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画に基づき、特に利用ニーズの高い1・2歳児を中心に、地域事情等も踏まえながら、柔軟な定員確保を進める。

（5）1号認定（3～5歳）

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量見込み		人	9,341	9,108	8,916	7,352	6,940
②【目標】供給量（定員数）		人	10,822	10,822	10,822	10,562	10,562
③【実績】供給量（定員数）		人	10,762	10,692	10,502	10,502	10,156
達成率	対 ①需要量見込み	ー	115.2%	117.4%	117.8%	142.8%	146.3%
	対 ②【目標】供給量	ー	99.4%	98.8%	97.0%	99.4%	96.2%

主管課：学務課

（6）幼稚園預かり保育

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量見込み		人日	387,785	391,456	395,224	395,920	386,276
②【目標】供給量（定員数）		人日	548,761	553,261	557,761	640,859	642,224
③【実績】供給量（定員数）		人日	627,832	638,964	676,602	680,100	698,942
〔参考〕利用実績		人日	276,307	302,991	319,424	337,432	355,483
達成率	対 ①需要量見込み	ー	161.9%	163.2%	171.2%	171.8%	180.9%
	対 ②【目標】供給量	ー	114.4%	115.5%	121.3%	106.1%	108.8%

主管課：学務課、こども施策企画課

◎「練馬こども園」の実施状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定園数	園	22	25	26	28	35
定員数	人	1,429	1,569	1,689	1,869	2,128

（事業の進捗に関する評価）

（令和6年度の実施状況）
　新たに練馬こども園として7園を認定し、令和6年度末時点で35園認定となった（低年齢型7園のうち5園は標準型の認定と重複しているため、実園数は30園）。

（今後の取組と方向性）
　令和6年度から開始した練馬こども園への新規補助金について、説明会等で各園への周知を図る。既存の練馬こども園の低年齢型の追加認定等、拡大に向けて各私立幼稚園と協議、調整を重ねていく。また、保護者が子どもの預け先を検討する際、練馬こども園も含めて比較検討できるよう、ホームページの構成を見直すなど改善を図る。

（7）一時預かり事業

（保育園一時預かり、乳幼児一時預かり、ファミリーサポート事業等）

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量見込み		人日	91,341	91,572	92,622	84,704	85,149
②【目標】供給量（定員数）		人日	115,372	115,372	115,372	114,220	114,220
③【実績】供給量（定員数）		人日	80,947	82,010	94,672	98,388	93,333
〔参考〕利用実績		人日	35,779	51,955	54,997	57,405	56,425
達成率	対 ①需要量見込み	ー	88.6%	89.6%	102.2%	116.2%	109.6%
	対 ②【目標】供給量	ー	70.2%	71.1%	82.1%	86.1%	81.7%

主管課：保育課、在宅育児支援担当課

（事業の進捗に関する評価）

（令和6年度の実施状況）
令和6年度は需要量見込みを上回る供給量を確保することができた。また、利用実績は令和5年度と比較してやや減少した。
利用者の利便性向上を図るため、子どもトワイライトステイ事業について、令和7年4月からLoGoフォームによる電子申請の受付および利用料のオンライン決済に対応するための準備を進めた。また、ファミリーサポート事業の利用会員登録について、同年4月からLoGoフォームによる申請受付に対応するための準備を進めた。

（今後の取組と方向性）
区西部地域での供給量の増加に向けて、令和7年度の地域子ども家庭支援センター関分室開設にあわせて、地域子ども家庭支援センター関で実施する乳幼児一時預かり事業の実施日を拡充する。今後も、石神井公園駅南口西地区の再開発ビルでの乳幼児一時預かり事業の開始に向けて調整を行うなど、引き続き必要な供給量確保に取り組む。

（8）子どもショートステイ（子育て短期支援事業）

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量見込み		人日	2,157	2,143	2,121	2,288	2,403
②【目標】供給量（定員数）		人日	4,380	4,380	4,380	9,490	9,490
③【実績】供給量（定員数）		人日	5,100	7,595	9,490	8,760	8,975
〔参考〕利用実績		人日	1,646	1,883	2,442	2,934	2,968
達成率	対 ①需要量見込み	ー	236.4%	354.4%	447.4%	382.9%	373.5%
	対 ②【目標】供給量	ー	116.4%	173.4%	216.7%	92.3%	94.6%

主管課：在宅育児支援担当課

（事業の進捗に関する評価）

（令和6年度の実施状況）
施設型3か所および家庭型9家庭で実施した。
令和6年6月から錦華学院でショートステイ事業を実施し、中高生の定員枠を確保しつつ、不登校や発達特性等があり個別対応が必要な子どもの受け入れを開始した。
利用実績は増加傾向にある。

（今後の取組と方向性）
引き続き事業を継続し、国の動向、利用状況等により、適宜事業の見直しを検討するとともに、利用手続き等利便性の向上を検討する。

（9）延長保育事業

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量見込み		人	6,442	6,383	6,350	5,810	5,727
②【目標】供給量（定員数）		人	9,895	10,522	11,398	12,172	12,726
③【実績】供給量（定員数）		人	9,929	10,696	11,414	12,076	12,335
〔参考〕利用登録実績（4月1日現在）		人	1,199	905	701	637	622
達成率	対 ①需要量見込み	ー	154.1%	167.6%	179.7%	207.8%	215.4%
	対 ②【目標】供給量	ー	100.3%	101.7%	100.1%	99.2%	96.9%

主管課：保育課、保育計画調整課

（事業の進捗に関する評価）

（令和6年度の実施状況）
区立保育園の運営業務委託に合わせて、延長保育事業の定員拡大を進めた。一方、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくりの進展や、コロナ禍を契機とした在宅勤務の普及などにより、令和2年度以降、利用登録者数は減少傾向にある。

（今後の取組と方向性）
今後も多様化する保護者の就労形態などに伴う保育ニーズに対応するため、延長保育事業を拡充する。また、日曜日と祝休日に行う休日保育も利用状況に応じて拡充する。

（10）病児・病後児保育事業

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量見込み		人日	14,739	14,617	14,546	13,905	13,717
②【目標】供給量（定員数）		人日	16,640	16,640	16,640	17,420	17,420
③【実績】供給量（定員数）		人日	17,420	17,420	17,420	17,420	17,420
〔参考〕利用実績		人日	2,348	6,813	6,818	7,783	7,166
達成率	対 ①需要量見込み	ー	118.2%	119.2%	119.8%	125.3%	127.0%
	対 ②【目標】供給量	ー	104.7%	104.7%	104.7%	100.0%	100.0%

主管課：保育課

（事業の進捗に関する評価）

（令和6年度の実施状況）
目標とする供給量（定員数）を維持した。

（今後の取組と方向性）
利用状況を注視しながら、今後も引き続き適切な供給量確保に努める。事業の性格から利用者数の予測は困難であるが、引き続き本事業の周知に積極的に取り組む。

（11）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（※）

※地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入等を支援する事業（保育施設に対する相談・助言等の巡回支援など）。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量見込み		人	14	17	17	26	26
②【目標】供給量（巡回支援員数）		人	14	17	17	26	26
③【実績】供給量（巡回支援員数）		人	25	26	27	27	19
達成率	対 ①需要量見込み	ー	178.6%	152.9%	158.8%	103.8%	73.1%
	対 ②【目標】供給量	ー	178.6%	152.9%	158.8%	103.8%	73.1%

主管課：保育課、保育計画調整課

（事業の進捗に関する評価）

（令和6年度の実施状況）
区内保育施設の保育水準の維持向上と重大事故の防止、不適切保育の抑制等を目的として巡回を実施した。昨年、助言した案件については改善状況の確認を行った。改善に向けた取組のヒントを提示し、職員間で考えるような支援を行った。

（今後の取組と方向性）
引き続き、保育士や栄養士などの区職員が巡回し、各保育施設の状況に合わせたきめ細やかな支援を行うことで、保育サービス水準の維持・向上を図る。

「2　子どもの教育・保育の充実」における質的向上に関する評価

区独自の幼保一元化施設である練馬こども園は、令和6年度から開始した開設準備経費と職員への家賃手当補助等により、現在私立幼稚園38園中30園で実施している。
練馬こども園の創設や待機児童ゼロ作戦等の実施により、待機児童数は5年連続で0人となった。定員の確保を進めるとともに、オンラインでの保育園の入園申請や、民間企業と連携することで区立保育園におむつやエプロンのサブスクを導入し、保護者負担の軽減を図っている。また、障害児の保育ニーズに応えるため、受入れ枠を拡大するとともに、医療的ケア児への新たな支援方針に基づく支援の実施や保育士向けの医療的ケア研修など、医療的ケア児の受入体制を充実している。
ハローワークと共催で行う就職相談・面接会、保育サービスを担う人材への家賃補助、国制度の対象外となっている職員への処遇改善給付などを継続して行うことで、保育人材の確保の支援を推進している。
在宅子育て家庭への支援として、子育てのひろばや一時預かり事業等の拡充や利便性の向上に努めている。令和6年度に行った利用者アンケートでは、子育てのひろば「ぴよぴよ」は97.7%が「大変満足・満足」、民設子育てのひろばは97.9%が「大変満足・満足」、ファミリーサポート事業は88.3%が「大変満足・満足」、乳幼児一時預かり事業は97.5%が「大変満足・満足」との評価を得ている。

3　子どもの成長環境の充実

（1）放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量見込み		人	6,027	6,584	7,162	7,217	7,517
内訳	低学年	人	6,027	6,584	7,162	7,217	7,517
	高学年	人	790	762	773	587	595
②【目標】供給量（受入れ枠）		人	6,106	7,038	7,466	8,767	9,175
③【実績】供給量（受入れ枠）		人	6,126	7,229	7,857	8,499	8,777
〔参考〕受入数（4月1日現在）		人	5,735	6,217	6,534	6,929	7,308
達成率	対　①需要量見込み	ー	101.6%	109.8%	109.7%	117.8%	116.8%
	対　②【目標】供給量	ー	100.3%	102.7%	105.2%	96.9%	95.7%

※当面の間、低学年への対応を優先する。そのため、需要量見込みは　低学年のみとする（高学年の需要量見込みは、網掛け部分に参考値として表記する）。

主管課：子育て支援課

〔参考〕令和7年4月1日時点の実績値

	単位	令和7年度
受入上限（ねりっこプラスを含む）	人	9,256
受入数（ねりっこプラスを含む）	人	7,684

◎「ねりっこクラブ」の実施状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施校数	校	27	37	45	52	59	62
受入上限	人	2,480	3,393	4,103	4,762	5,415	5,645

（事業の進捗に関する評価）

（令和6年度の実施状況）
　すべての小学生に安全かつ充実した放課後や長期休業中の居場所を提供するため、平成28年度からねりっこクラブを開始し、令和6年度までに区立小学校59校で実施している。

（今後の取組と方向性）
　令和7年4月にねりっこクラブを新たに3校、令和8年4月には、新たに2校で開始する。また、ねりっこ学童クラブの入会待機児童を対象に、ひろば事業終了後のひろば室を活用して、学童クラブに準ずる安全な居場所を提供する「ねりっこプラス」を実施し、受入れ枠の拡大を図っている。引き続き早期の全校実施および待機児童解消を目指して取り組む。

「3　子どもの成長環境の充実」における質的向上に関する評価

　ねりっこクラブでは、学童クラブの受入れ枠の拡大、長期休業中も含めたひろば事業の実施に加え、学童クラブとひろば事業の児童の交流の機会の拡大を図っている。子どもたちが安全で充実した放課後を過ごすことができるよう、児童館等に配置されている区職員のコーディネーターも積極的な支援を行うよう努めている。
　令和6年度に実施した保護者への満足度アンケートでは、「大変満足・満足」が、学童クラブ（直営・委託・指定管理）で96.4%、ねりっこ学童クラブで94.0%だった。また、令和6年度から電子連絡帳やオンライン入会申請を導入するなど保護者の利便性向上に努めている。
　令和7年度からは長期休業中の学童クラブでの昼食提供を開始し、更なる利便性の向上に努める。

４ 計画全体の実施状況

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
達成率	対 ①需要量見込み	ー	122.4%	131.0%	139.6%	141.0%	139.0%
	対 ②【目標】供給量	ー	106.2%	108.6%	113.3%	98.9%	96.8%

※上記の達成率は、目標値を設定している事業のすべての項目の達成率の平均値。

資　料　5

令和７年９月19日
教育委員会事務局

令和７年第三回練馬区議会定例会提出議案について

令和７年８月22日第16回教育委員会定例会で議決または報告した令和７年第三回練馬区議会定例会への議案提出について、以下のとおり区長より提出されたので、報告する。

No.	所管課	件名および内容説明	施行日
1	保健給食課	練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例 （内容） 別紙１のとおり	公布の日
2	在宅育児支援担当課	練馬区乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関する条例 （内容） 別紙２のとおり	公布の日

写

別　　紙 1

議案第１０６号

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和７年９月５日

提出者　練馬区長　前　川　燿　男

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年３月練馬区条例第43号）の一部をつぎのように改正する。

第３条第３項第１号を削り、同項第２号中「300円」を「434円」に改め、同号を同項第１号とし、同項第３号中「特定経験年数学校医等」を「経験年数が10年以上16年未満の学校医および学校歯科医（以下「特定経験年数学校医等」という。）」に改め、同号を同項第２号とし、同項中第４号を第３号とし、第５号を第４号とし、第６号を第５号とし、同条第４項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

第11条第２項第２号中「81,290円」を「85,490円」に改め、同項第４号中「40,600円」を「42,700円」に改める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　次項および付則第４項の規定により読み替えて適用するこの条例による改正後の練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第３条第３項の規定

は、令和７年４月１日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償ならびに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金および遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

３　適用日から令和８年３月31日までの期間における新条例第３条第３項第１号の規定の適用については、「434円」とあるのは、「384円」とする。

４　適用日から令和８年３月31日までの期間における新条例第３条第３項の規定の適用については、「⑸　重度心身障害者　200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる重度心身障害者　100円）」とあるのは、適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間にあっては「⑸　重度心身障害者　200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる重度心身障害者　100円）
⑹　配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる配偶者　100円）」と、施行日から令和８年３月31日までの間にあっては「⑸　重度心身障害者　200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる重度心身障害者　100円）
⑹　配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、特定経験年数学校医等の扶養親族たる者を除く。）　100円」とする。

５　新条例第11条第２項の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

６　適用日から施行日の前日までの間において、この条例による改正前の練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）第３条第３項の規定に基づく公務

災害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）ならびに同項の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金および遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）ならびに旧条例第11条第２項の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定（付則第３項および第４項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づく公務災害補償の内払とみなす。

参考資料

令和７年９月11日
教育振興部保健給食課

議案第１０６号　練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

１　改正の理由

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和37年東京都条例第80号）の一部改正を踏まえ、補償基礎額等について、東京都との均衡を図るため、所要の改正を行う。

２　改正の内容

⑴　補償基礎額の扶養加算の対象を変更し、および額を改定する。（第３条関係）

ア　「配偶者」を扶養加算の対象から削る。

イ　22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子
300円　→　434円

⑵　介護補償の額を改定する。（第11条関係）

ア　常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合
81,290円　→　85,490円

イ　随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合
40,600円　→　42,700円

⑶　その他規定の整備を行う。（第３条関係）

３　施行期日

公布の日

４　新旧対照表

次頁のとおり

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例新旧対照表

現　行	改正案
（補償基礎額） 第３条　［略］ ２　［略］ ３　つぎの各号のいずれかに該当する者で、学校医等の災害発生日において、他に生計のみちがなく主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、つぎの各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族１人につき当該各号に掲げる額を加算して得た額をもって補償基礎額とする。ただし、経験年数が16年以上の学校医および学校歯科医については、扶養親族についての加算は行わないこととする。 ⑴　配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）　200円（経験年数が10年以上16年未満の学校医および学校歯科医（以下「特定経験年数学校医等」という。）の扶養親族たる配偶者　100円） ⑵　22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子　300円 ⑶　22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある孫　200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる孫　100円） ⑷～⑹　［略］ ４　扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の４月１日から22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間（以下この項において「特定期間」という。）	（補償基礎額） 第３条　［略］ ２　［略］ ３　つぎの各号のいずれかに該当する者で、学校医等の災害発生日において、他に生計のみちがなく主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、つぎの各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族１人につき当該各号に掲げる額を加算して得た額をもって補償基礎額とする。ただし、経験年数が16年以上の学校医および学校歯科医については、扶養親族についての加算は行わないこととする。 ［削る］ ⑴　22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子　434円 ⑵　22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある孫　200円（経験年数が10年以上16年未満の学校医および学校歯科医（以下「特定経験年数学校医等」という。）の扶養親族たる孫　100円） ⑶～⑸　［略］ ４　扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の４月１日から22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子がいる場合は、前項の規定にかかわら

にある子がいる場合は、前項の規定にかかわらず、134円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による金額に加算して得た額をもって補償基礎額とする。	ず、134円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による金額に加算して得た額をもって補償基礎額とする。
（介護補償） 第11条　［略］ ２　介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、１月につき、つぎの各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 ⑴　［略］ ⑵　常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号および第４号において同じ。）に親族またはこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が81,290円以下であるときに限る。）　81,290円 ⑶　［略］ ⑷　随時介護を要する場合において、その月に親族またはこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が40,600円以下であるときに限る。）　40,600円	（介護補償） 第11条　［略］ ２　介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、１月につき、つぎの各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 ⑴　［略］ ⑵　常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号および第４号において同じ。）に親族またはこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が85,490円以下であるときに限る。）　85,490円 ⑶　［略］ ⑷　随時介護を要する場合において、その月に親族またはこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が42,700円以下であるときに限る。）　42,700円
付　則　［略］	付　則　［略］ 付　則 （施行期日） １　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　次項および付則第４項の規定により読み替えて適用するこの条例による改正後の練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第３条第３項の規定は、令和７年４月１日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償ならびに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金および遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

３　適用日から令和８年３月31日までの期間における新条例第３条第３項第１号の規定の適用については、「434円」とあるのは、「384円」とする。

４　適用日から令和８年３月31日までの期間における新条例第３条第３項の規定の適用については、「⑸　重度心身障害者　200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる重度心身障害者　100円）」とあるのは、適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間にあっては「⑸　重度心身障害者　200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる重度心身障害者　100円）　⑹　配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）　200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる配偶者　100円）」と、施行日から令和８年３月31

	日までの間にあっては「⑸　重度心身障害者　200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる重度心身障害者　100円）⑹　配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、特定経験年数学校医等の扶養親族たる者を除く。）　100円」とする。 ５　新条例第11条第２項の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。 ６　適用日から施行日の前日までの間において、この条例による改正前の練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）第３条第３項の規定に基づく公務災害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）ならびに同項の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金および遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）ならびに旧条例第11条第２項の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定（付則第３項および第４項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づく公務災害補償の内払とみなす。

写　　別　紙 2

議案第１０７号

練馬区乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関する条例

上記の議案を提出する。

令和７年９月５日

提出者　練馬区長　前　川　燿　男

練馬区乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関する条例

目次

第１章　総則（第１条－第19条）
第２章　乳児等通園支援事業
第１節　通則（第20条）
第２節　一般型乳児等通園支援事業（第21条－第24条）
第３節　余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）
第３章　雑則（第27条・第28条）
付則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第１項の規定に基づき、区長の監督に属する乳児等通園支援事業（法第６条の３第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備および運営に関する基準を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第２条　この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第６条の３第23項の乳児または幼児その他練馬区規則（以下「規則」

という。）で定める者（以下「乳幼児」という。）への遊びおよび生活の場の提供ならびにその保護者への面談および援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第３条　区長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備および運営を向上させるように勧告することができる。

２　練馬区（以下「区」という。）は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第４条　乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備および運営を向上させなければならない。

２　最低基準を超えて、設備を有し、または運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備または運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第５条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流および連携を図り、利用乳幼児の保護者および地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

３　乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

４　乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

５　乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な

設備を設けなければならない。

６　乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生および利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第６条　乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月１回、避難および消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第７条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修および訓練を定期的に実施しなければならない。

３　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

４　乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第８条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用

乳幼児の乗車および降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

第９条　乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論および実際について訓練を受けたものでなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識および技能の向上等）

第10条　乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽（さん）に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識および技能の修得、維持および向上に努めなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備および職員の基準）

第11条　乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備および職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備および職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第12条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分または利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の防止）

第13条　乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第１項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第14条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

３　乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第15条　乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

（乳児等通園支援事業所内部の規程）

第16条　乳児等通園支援事業者は、つぎに掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

⑴　乳児等通園支援事業の目的および運営の方針

⑵　提供する乳児等通園支援の内容

⑶　職員の職種、員数および職務の内容

⑷　乳児等通園支援の提供を行う日および時間ならびに提供を行わない日

⑸　保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由およびその額

⑹　乳児および幼児（第２条に規定する規則で定める者を含む。）の区分ごとの利用定員

⑺　乳児等通園支援事業の利用の開始および終了に関する事項ならびに利用に当たっての留意事項

⑻　緊急時等における対応方法

⑼　非常災害対策

⑽　虐待の防止のための措置に関する事項

⑾　前各号に掲げるもののほか、乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

（乳児等通園支援事業所に備える帳簿）

第17条　乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支および利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

（秘密保持等）

第18条　乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第19条　乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児またはその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、区からの指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第２章　乳児等通園支援事業

第１節　通則

（乳児等通園支援事業の区分）

第20条　乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業および余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

２　一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

３　余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第６項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）または家庭的保育事業等（法第24条第２項に規定する家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）をいう。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設または事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設または事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第２節　一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第21条　一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、つぎのとおりとする。

⑴　乳児または満２歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室またはほふく室および便所を設けること。

⑵　乳児室の面積は、乳児または前号の幼児１人につき1.65平方メートルを下回らない範囲内において規則で定める面積以上であること。

⑶　ほふく室の面積は、乳児または第１号の幼児１人につき3.3平方メートル以上であること。

⑷　乳児室またはほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

⑸　満２歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室または遊戯室および便所を設けること。

⑹　保育室または遊戯室の面積は、前号の幼児１人につき1.98平方メートル以上であること。

⑺　保育室または遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

⑻　乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室（以下「保育室等」という。）を２階に設ける建物はつぎのア、イおよびカの要件に、保育室等を３階以上

に設ける建物はつぎに掲げる要件に該当するものであること。

ア　建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物または同条第９号の３に規定する準耐火建築物であること。

イ　保育室等が設けられているつぎの表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設または設備が１以上設けられていること。

階	区分	施設または設備
２階	常用	１　屋内階段 ２　屋外階段
	避難用	１　建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第１項各号または第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２　待避上有効なバルコニー ３　建築基準法第２条第７号の２に規定する準耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備 ４　屋外階段
３階	常用	１　建築基準法施行令第123条第１項各号または第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２　屋外階段
	避難用	１　建築基準法施行令第123条第１項各号または第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２　建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備 ３　屋外階段
４階以上の階	常用	１　建築基準法施行令第123条第１項各号または第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２　建築基準法施行令第123条第２項各号に規定する構造の屋外階段

	避難用	1　建築基準法施行令第123条第１項各号または第３項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第１項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の１階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニーまたは付室（階段室が同条第３項第２号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同項第３号、第４号および第10号を満たすものとする。） 2　建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3　建築基準法施行令第123条第２項各号に規定する構造の屋外階段

ウ　イに掲げる施設および設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ　一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（つぎに掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の床もしくは壁または建築基準法施行令第112条第１項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房または冷房の設備の風道が、当該床もしくは壁を貫通する部分またはこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ｱ)　スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(ｲ)　調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられて

いること。

オ　一般型乳児等通園支援事業所の壁および天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ　保育室等その他乳幼児が出入りし、または通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ　非常警報器具または非常警報設備および消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク　一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

（職員）

第22条　一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として区長が行う研修（区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

２　乳児等通園支援従事者の数は、つぎの各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数以上とし、そのうち規則で定める割合以上は保育士とする。ただし、１の一般型乳児等通園支援事業所につき２人を下回ることはできない。

⑴　乳児　おおむね３人につき１人

⑵　幼児　おおむね６人につき１人

⑶　第２条に規定する規則で定める者　規則で定める数

３　第１項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を１人とすることができる。

⑴　当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設または事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従

事する職員が保育士であるとき。

⑵　当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が３人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第23条　一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児およびその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第24条　一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解および協力を得るよう努めなければならない。

第３節　余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備および職員の基準）

第25条　余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備および職員の基準は、つぎの各号に掲げる施設または事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

⑴　保育所　東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第43号）（保育所に係るものに限る。）

⑵　幼保連携型認定こども園以外の認定こども園　東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年東京都条例第174号）

⑶　幼保連携型認定こども園　東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年東京都条例第122号）

⑷　家庭的保育事業等を行う事業所　練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成26年10月練馬区条例第44号）（居宅訪問型保

育事業に係るものを除く。）

（準用）

第26条　第23条および第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、これらの規定中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは、「余裕活用型乳児等通園支援事業」とする。

第３章　雑則

（電磁的記録）

第27条　乳児等通園支援事業者およびその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（委任）

第28条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

令 和 7 年 9 月 11 日
こども家庭部在宅育児支援担当課

議案第１０７号　練馬区乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関する条例

1　制定の理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第47号）により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等が一部改正され、区の新たな認可事業として、保育所等に通っていない満３歳未満のこどもの通園制度である乳児等通園支援事業が創設された。当該事業の認可基準については、国が定める基準を踏まえ、区が条例で定めることとされたため、新たに条例を制定する。

2　制定の内容

次頁のとおり

3　施行期日

公布の日

4　参考資料

別紙のとおり

練馬区乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関する条例について

1　条例の根拠・基準となる法令

⑴　児童福祉法

⑵　乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和７年内閣府令第１号）

2　条例制定に当たっての基本的な考え方

原則として、国の基準のとおりとする。国の基準は、当該基準に従う範囲内または当該基準を十分に参照した上であれば、地域の実情に応じた内容を定めることを許容していることから、国の基準を上回る基準を一部設けるものとする。

なお、具体的な上回る基準については、区規則に委任する。

3　国の基準を上回る基準を設ける内容

⑴　対象年齢

国（児童福祉法）	区条例（第２条）	区規則
乳児または満３歳未満の幼児	乳児または満３歳未満の幼児その他区規則で定める者	３歳になる年度末までの者（以下「満３歳以上の者」という。）

⑵　乳児室の面積

国（内閣府令）	区条例（第21条第２号）	区規則
乳児または満２歳に満たない幼児１人につき1.65平方メートル以上	乳児または満２歳に満たない幼児１人につき1.65平方メートルを下回らない範囲内において区規則で定める面積以上	3.3平方メートル

⑶　職員の配置基準

国（内閣府令）	区条例（第22条第２項）	区規則
【職員人数】 ⑴乳児　おおむね３人につき１人以上 ⑵幼児　おおむね６人につき１人以上 【保育士の割合】 ⑴⑵のうち、半数以上は保育士	【職員人数】 ⑴乳児　おおむね３人につき１人以上 ⑵幼児　おおむね６人につき１人以上 ⑶区規則で定める者（満３歳以上の者）区規則で定める数以上 【保育士の割合】 ⑴⑵⑶のうち、区規則で定める割合以上は保育士	【職員人数】 おおむね15人につき１人 【保育士の割合】 ６割

４　条例で定める主な事項

第１章　総則（第１条ー第19条）	
項　目	定める事項
乳児等通園支援事業における基本的事項	・乳児等通園支援事業者の一般原則、職員の一般的条件、職員の知識および技能の向上の取組 ・非常災害対策 ・安全計画の策定等 ・自動車を運行する場合の所在の確認等 ・他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備および職員の基準 ・利用乳幼児を平等に取り扱う原則、虐待等の防止 ・衛生管理等 ・食事の提供（施設外からの運搬を含む。）に係る設備 ・運営に関する規程の整備 ・秘密保持等 ・苦情への対応

第２章　乳児等通園支援事業（第20条ー第26条）	
項　目	定める事項
一般型乳児等通園支援事業	・設備基準（３⑵参照） ・職員の配置基準（３⑶参照） ・保育所保育指針に準じた事業の提供 ・保護者との密接な連絡
余裕活用型乳児等通園支援事業	・設備および職員の基準（保育所等各基準の定めるところによる。） ・保育所保育指針に準じた事業の提供 ・保護者との密接な連絡

第３章　雑則（第27条・第28条）	
項　目	定める事項
その他の事項	・書面に代わる電磁的記録の作成 ・委任規定

別　紙

練馬区乳児等通園支援事業（練馬区こども誰でも通園事業）について

1　事業概要（予定）

	国基準	区事業
対象年齢	０歳６か月から満３歳未満まで	０歳６か月から３歳になる年度末まで
設備	乳児室は、乳児または満２歳に満たない幼児１人につき1.65㎡以上。ほふく室は3.3㎡以上	乳児室またはほふく室は、乳児または満２歳に満たない幼児１人につき3.3㎡以上
職員配置	０歳児　３：１ １・２歳児　６：１ そのうち、半数以上は保育士	０歳児　３：１ １・２歳児　６：１ 満３歳以上の者　15：１ そのうち、６割以上は保育士
実施方法	一般型：保育所等とは別に定員を設けて実施（例：一時預かりの枠の転換） 余裕活用型：保育所等の既存の空き定員を活用して実施	国基準のとおり
利用時間	利用上限：月10時間	利用頻度：週１日以上 利用上限：月48時間、日８時間
利用料	300円／時間	275円／時間（当分の間、無償）
運営費補助	利用時間に対する補助	利用時間に対する補助 利用枠（契約枠）に対する補助

児童福祉法および乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和７年内閣府令第１号）で規定

本条例に規定する内容

2　子ども・子育て支援法に基づく確認に関する条例について

この条例により認可を受けた事業者が乳児等通園支援給付を受けるためには、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく給付対象事業者として適格か区の「確認」を受けることが必要である。

給付対象事業者は、国の基準（令和７年11月に制定予定の内閣府令）を踏まえ、区の条例で定める運営基準を遵守する必要がある。この運営基準を定める条例については、令和８年第一回定例会において議案を提出する予定である。

資　料　6

令和７年９月 19 日
教育振興部保健給食課

食材価格の上昇に伴う区立小中学校の学校給食における対応について

令和７年度においては、物価高騰の影響により、米を中心とする食材価格の上昇が全国的に続いている。今後も価格の上昇が見込まれることから、以下のとおり対応を行う。

１　食材価格の上昇

○給食で使用する米の価格（1kg あたりの価格）
東京都米穀小売商業組合練馬支部
令和６年度下半期：643 円　⇒　令和７年度上半期：691 円（約７％増）
令和７年度下半期の新米価格も上昇する見込みが示されている。

○学校給食で使用する食品の価格状況
８月上旬に学校給食会より２学期分から取扱い品目（24 種）を価格改定する旨の通知があった。平均価格改定率は約５％増となっている。

今後、令和７年度末までの食材価格上昇率を５％と見込み、対応を行う。

２　対応方法

食材価格の上昇相当分の米を保健給食課が購入し学校へ配布する。
令和７年 10 月分から対象とし、週２回程度配送を実施する。

３　概算経費

88,343 千円

資　料　7	

令和７年９月19日
地域文化部美術館再整備担当課
教育振興部光が丘図書館

練馬区立美術館・貫井図書館の再整備について

練馬区立美術館・貫井図書館の再整備については、令和７年４月よりコンストラクション・マネジメント業務（以下「ＣＭ業務」という。）を実施している。

今般、ＣＭ業務の一環として実施したサウンディング型市場調査を踏まえた対応について、以下のとおり報告する。

１　受託事業者によるサウンディング型市場調査のまとめ　※　調査概要は別紙のとおり

・　現在の建設業界ではゼネコン各社が、施工が容易で、かつ利益率を確保する案件を優先的に受注する傾向が見られた。
・　美術館・図書館などの用途は難易度が高く、一般的な事務所や住宅などと異なり、利益率が低いと評価されており、現時点では積極的な受注が期待できない。
・　施工事業者の労務状況は逼迫しており、区の想定している工期では労務の確保が難しい。
・　工事費は、建設業界へのヒアリング調査や他自治体の事例、市場動向を踏まえると、当初想定の倍以上となる可能性もあり得る。

２　区の対応

⑴　工事の着工時期

来年度の本体工事の着工は見送ることとし、あわせて今年度予定していた解体工事も見送る。引き続き、建設市場の動向を注視しながら、適切に判断していく。

⑵　各施設の利用

今年度から休館等を予定していた練馬区立美術館・貫井図書館・東京中高年齢労働者福祉センター（サンライフ練馬）については、解体工事見送りに伴い、一部機能を除き、当面、継続して開館する。

⑶　周知方法

区報（令和７年９月21日号）により周知する。

※　区ホームページ、練馬区立美術館・貫井図書館・東京中高年齢労働者福祉センター（サンライフ練馬）での館内掲示等は対応済み。

３　その他

ＣＭ業務については、実施設計完了に向けて、さらにＶＥ/ＣＤ等に取り組むため、当初の期間を延長し、令和７年12月末まで実施する。

※　サウンディング型市場調査の概要

1　調査の目的

練馬区立美術館・貫井図書館の再整備における施工事業者選定の参考とするため。また施工事業者の選定方法や工事費、工期、公募条件等について、サウンディング対象者との相互理解を深め、施工事業者がより参加しやすい公募条件を整理するため。

2　アンケート調査

⑴　実施期間
令和７年５月 12 日（月）～６月９日（月）

⑵　実施状況

		電話連絡	参加申し込み	アンケート回答
建築	区内事業者	22 社	11 社	５社
	区外事業者	27 社	10 社	８社
空調衛生	区内事業者	27 社	13 社	９社
	区外事業者	13 社	５社	５社
電気	区内事業者	41 社	15 社	13 社
	区外事業者	15 社	６社	５社
合計		145 社	60 社	45 社

⑶　結果

①　本事業への参加について

		○参加したい	△条件次第で参加したい	×参加したいとは思わない
建築	区内事業者	２社	２社	１社
	区外事業者	０社	７社	１社
空調衛生	区内事業者	２社	２社	５社
	区外事業者	０社	３社	２社
電気	区内事業者	２社	９社	２社
	区外事業者	０社	３社	２社
合計		６社	26 社	13 社

② 単独での参加について

		○可能	△条件次第で可能	×対応できない
建築	区内事業者	1社	1社	3社
	区外事業者	3社	5社	0社
空調衛生	区内事業者	2社	2社	5社
	区外事業者	1社	2社	2社
電気	区内事業者	1社	6社	6社
	区外事業者	3社	1社	1社
合計		11社	17社	17社

③ 事業の工期設定について

		○工期は適正	△条件によっては工期は適正	×工期は不足
建築	区内事業者	0社	2社	3社
	区外事業者	0社	5社	3社
空調衛生	区内事業者	3社	4社	2社
	区外事業者	2社	3社	0社
電気	区内事業者	4社	8社	1社
	区外事業者	3社	2社	0社
合計		12社	24社	9社

④ 労務確保について

		○可能	△条件次第で可能	×対応できない
建築	区内事業者	1社	3社	1社
	区外事業者	0社	4社	4社
空調衛生	区内事業者	3社	3社	3社
	区外事業者	0社	2社	3社
電気	区内事業者	1社	11社	1社
	区外事業者	0社	1社	4社
合計		5社	24社	16社

⑤　事業のコスト設定について

		○コスト設定は適正範囲内	△不足する可能性がある	×コスト設定では不足している
建築	区内事業者	０社	１社	４社
	区外事業者	０社	１社	７社
空調衛生	区内事業者	２社	４社	３社
	区外事業者	０社	５社	０社
電気	区内事業者	４社	７社	２社
	区外事業者	０社	３社	２社
合計		６社	21 社	18 社

３　対面ヒアリング調査

⑴　実施期間

令和７年６月 10 日（火）～７月 15 日（火）

⑵　実施状況

		アンケート回答	対面ヒアリング
建築	区内事業者	５社	２社
	区外事業者	８社	４社
空調衛生	区内事業者	９社	２社
	区外事業者	５社	２社
電気	区内事業者	13 社	２社
	区外事業者	５社	０社（全て辞退）
合計		45 社	12 社

⑶　主な意見

・　利益率が高い民間との随意契約案件を優先する傾向が強く、現時点では利益率の低い公共事業に取り組むことが難しいとの回答があった。

・　美術館用途に対応できる監理技術者の確保が難しく、工期についても自由設定させて欲しいなどの回答があった。

・　令和９～10 年が労務のピークとなる予定であり、労務確保が難しい状況であると複数社より回答があった。

・　予定価格が自社の考えている水準に達していないと検討が開始できない、また坪単価 300 万円台では取り組むことは難しく、坪単価 500 万円台となると取り組む印象が変わるなどの回答があった。

資　料　8

令和７年９月 19 日
こども家庭部こども施策企画課

練馬こども園の認定について

区は、平成 27 年度に独自の幼保一元化の取組として練馬こども園を創設し、通年で９時間から 11 時間の預かり保育を行う私立幼稚園を認定している。

この度、練馬こども園を実施している私立幼稚園１園について、低年齢型を追加認定する。

１　新たな認定

⑴	園名	練馬白菊幼稚園
⑵	設置者	清水　武
⑶	設置年月	昭和 31 年６月
⑷	所在地	練馬区土支田３丁目 12 番 23 号
⑸	認定区分	低年齢型（３歳未満児を対象とした９時間以上の保育） ※令和元年９月に短時間型（３歳児から５歳児を対象とした９時間以上の保育）認定済み
⑹	預かり保育時間	10 時間（８時～18 時）
⑺	定員	10 人（幼稚園定員 210 人）

２　今後の予定

令和７年９月下旬　認定
令和８年４月　　開始

（参考）実施園数

	実園数	認定件数
令和８年４月時点	30 園	36 件（標準型:19 件　短時間型:９件　低年齢型:８件） ※標準型と低年齢型の重複認定が５園 ※短時間型と低年齢型の重複認定が１園

資　料　9

令 和 7 年 9 月 19 日
こども家庭部在宅育児支援担当課

民設子育てのひろばの開設について

子育てのひろばは、０～３歳の乳幼児と保護者を対象に、交流の場の提供や子育てに関する相談・情報提供等を行っている。

区では、子育てのひろばぴよぴよに加え、社会福祉法人等が実施する民設子育てのひろば事業に助成し、子育てのひろばの拡充に取り組んでいる。

このたび、以下のとおり民設子育てのひろばを１か所選定し、開設する。

１　新規開設のひろば

⑴　運営団体

名　　称　　コモンリビング　ototoilo
代 表 者　　代表　山下　こずえ

⑵　ひろばの概要

名　　称　　こそだてのひろば　ototoilo
所 在 地　　練馬区上石神井二丁目 26 番９号（位置図参照）
開 設 日　　令和７年 10 月上旬（予定）
開室日時　　週３日（火・金・土曜）　午前 10 時～午後３時

２　選定経過

民設子育てのひろばの開設を希望する団体を令和７年６月に公募したところ３団体からの応募があった。選定にあたっては、選定委員会を設け、事業計画書等の書類審査のほか、施設の実地調査および団体へのヒアリングを行い、上記団体に決定した。

３　周知

区ホームページ、ねりま子育て応援アプリ、SNS、チラシ等

４　参考

子育てのひろば配置図　別紙参照

《位置図》

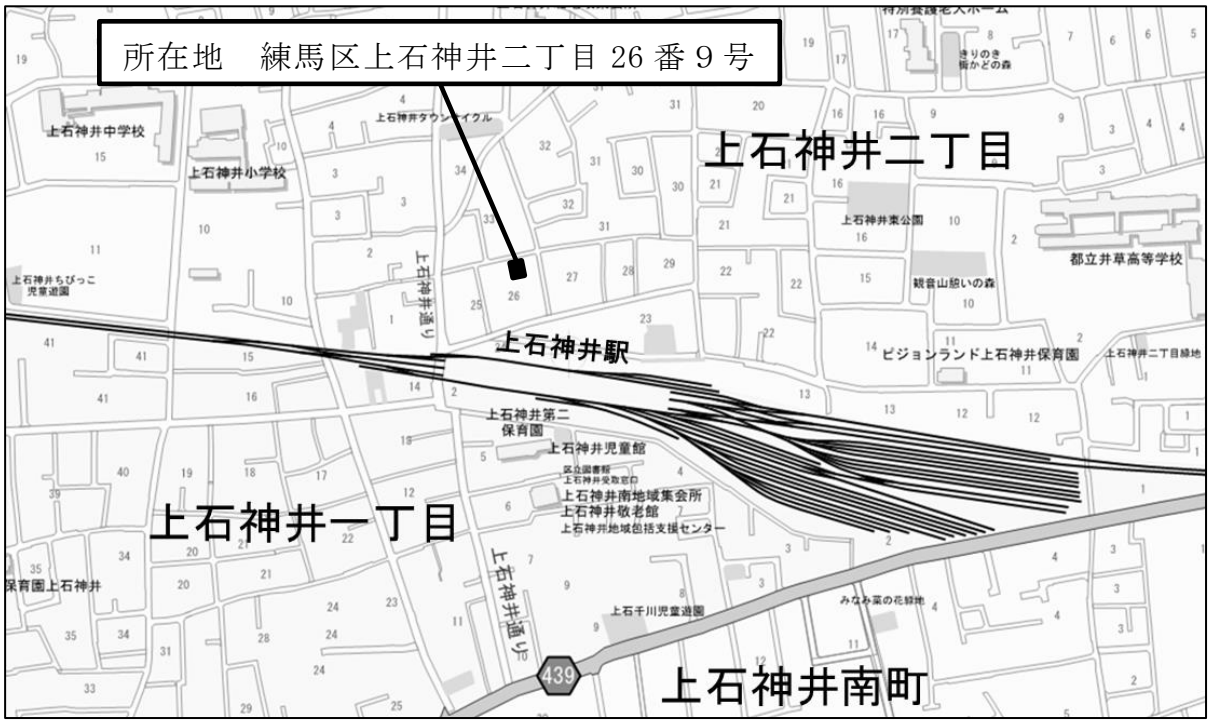
所在地　練馬区上石神井二丁目 26 番 9 号
上石神井二丁目
上石神井一丁目
上石神井南町
上石神井駅
上石神井中学校
上石神井小学校
上石神井ちびっこ児童遊園
上石神井通り
上石神井第二保育園
上石神井児童館
上石神井南地域集会所
上石神井敬老館
上石神井地域包括支援センター
上石千川児童遊園
みなみ菜の花畑地
上石神井東公園
都立井草高等学校
観音山恋いの森
ビジョンランド上石神井保育園
上石神井二丁目線地
保育園上石神井
439

子育てのひろば　配置図

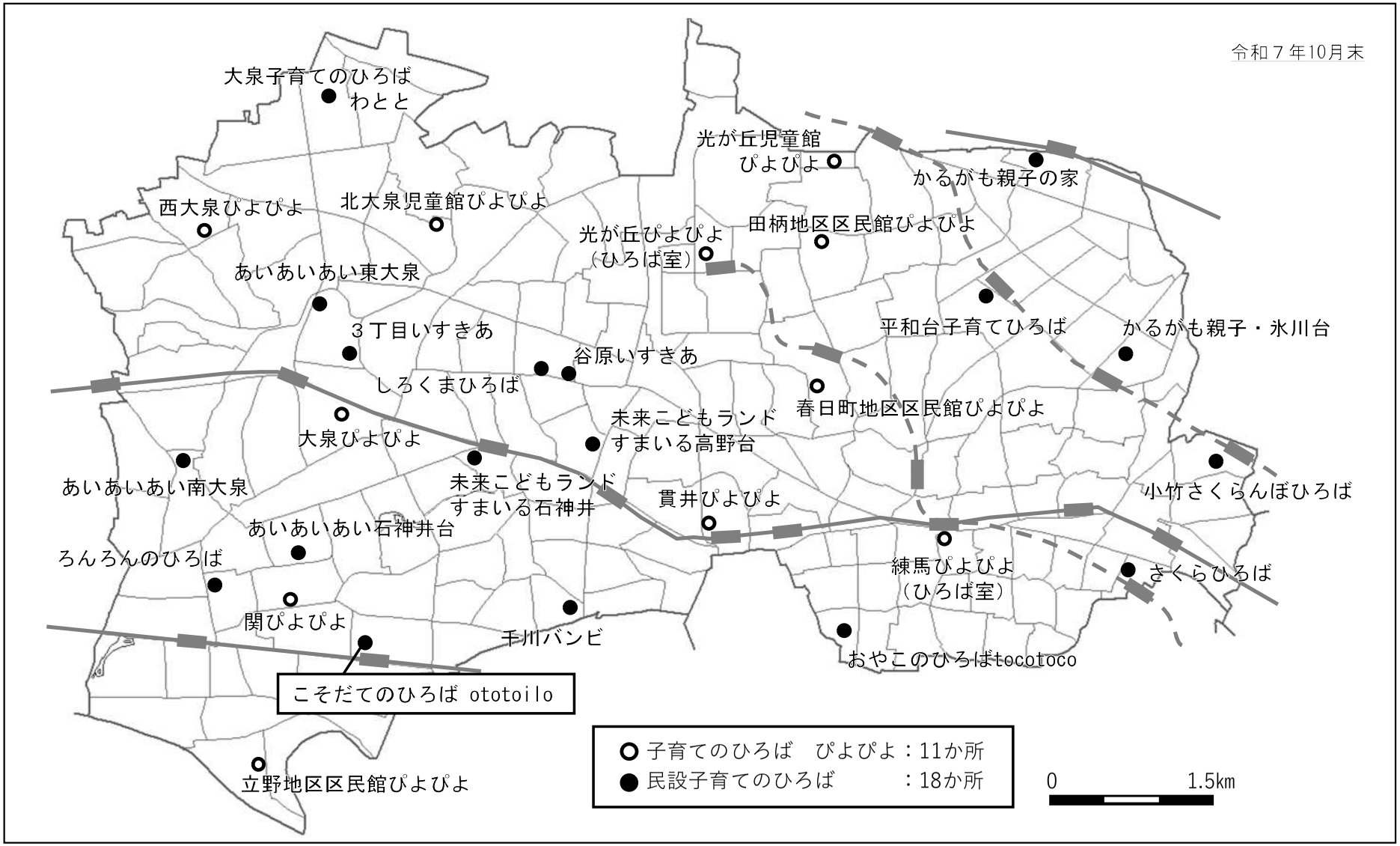

別紙

資　料 10

令 和 7 年 9 月 19 日
こども家庭部在宅育児支援担当課

ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の充実について

区では、令和６年７月から、未就学児の保護者が自宅等で子どもを預かるベビーシッターを利用した場合、利用料の一部を補助するベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を実施している。

このたび、障害児やひとり親家庭の負担を軽減し、安心して子育てをする環境を整備するため、以下のとおり事業を充実する。

なお、実施にあたっては、東京都の補助事業を活用する。

1　充実内容

⑴　障害児およびひとり親家庭の児童１人あたりの補助上限時間を年 144 時間から 288 時間へ拡充する。

⑵　障害児の対象年齢を未就学児までから小学６年生までに拡大する。

参考：児童１人あたりの補助上限時間（年度）

対象	変更前	変更後
障害児	144 時間	288 時間
ひとり親家庭	144 時間	288 時間
多胎児	288 時間	288 時間
一般	144 時間	144 時間

2　開始時期

令和７年 10 月１日（令和７年４月利用分から適用）

3　周知

区報（10 月１日号）、区ホームページ、ねりま子育て応援アプリ、SNS、チラシ等